

いわて県民計画 (2019～2028)

第2期アクションプラン — 復興推進プラン — (案)

2023 年度～2026 年度

令和 4 年 11 月
岩 手 県

— 目 次 —

はじめに	-----	1
第1章 第1期復興推進プランの取組の総括	-----	3
第2章 第2期復興推進プランの考え方	-----	16
第3章 復興推進の取組	-----	21
I 安全の確保	-----	21
1 防災のまちづくり	-----	21
2 交通ネットワーク	-----	29
II 暮らしの再建	-----	31
1 生活・雇用	-----	31
2 保健・医療・福祉	-----	39
3 教育・文化・スポーツ	-----	46
4 地域コミュニティ	-----	55
5 市町村行政機能支援	-----	57
III なりわいの再生	-----	58
1 水産業・農林業	-----	58
2 商工業	-----	68
3 観光	-----	80
IV 未来のための伝承・発信	-----	89
1 事実・教訓の伝承	-----	89
2 復興情報発信	-----	96

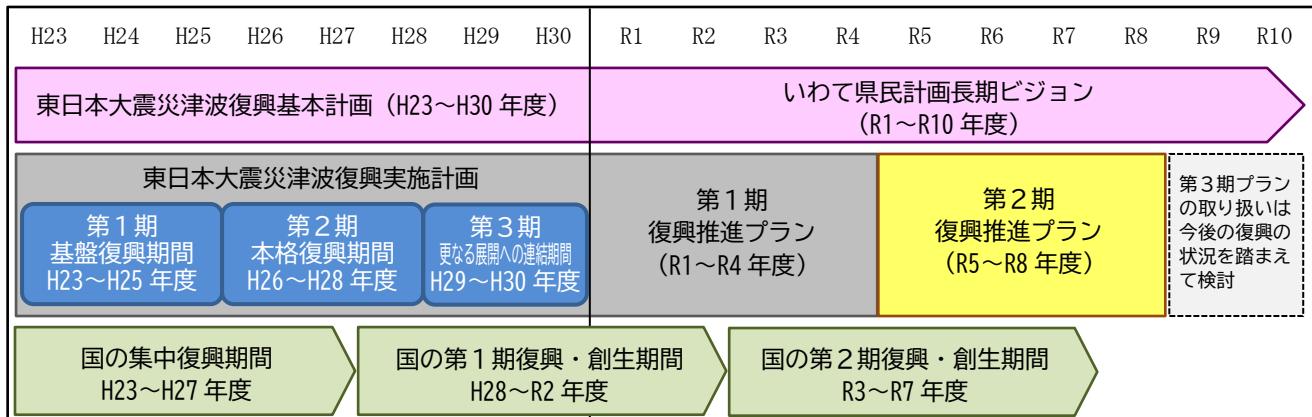
はじめに

1 策定の趣旨

- 岩手県では、平成23年4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること及び犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。
- この原則を受けて、平成23年8月に、「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」を策定し、これまで、その具体的な施策や事業などを定めた復興実施計画に基づき、復興の取組を進めました。
 - ・ 第1期（平成23年度から平成25年度まで）は、「基盤復興期間」として、被災地域の復旧・復興の第一歩となる緊急的な取組を重点的に進めるとともに、本格的な復興に向けた復興基盤整備のための各種施策を実施しました。
 - ・ 第2期（平成26年度から平成28年度まで）は、「本格復興期間」として、復興まちづくりを進めるとともに、被災者の生活の安定と住宅再建、地域産業の再生など、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す各種施策を実施しました。
 - ・ 第3期（平成29年度から平成30年度まで）は、「更なる展開への連結期間」として、被災者＝復興者一人ひとりの復興を見守り、寄り添った支援を行うとともに、多様な主体の参画や交流、連携により、復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興にも取り組みました。
- 令和元年度からは、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン第4章に「復興推進の基本方向」を位置づけ、復興の取組を進めました。
第1期アクションプラン「復興推進プラン」（令和元年度から令和4年度まで）では、復興道路の全線開通や災害公営住宅の整備が完了するなど、多くの社会資本整備が完了するとともに、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝承・発信に取り組みました。
- これまでの12年間で災害廃棄物の処理、被災した漁船や養殖施設の復旧、復興道路や災害公営住宅の整備などが完了したほか、津波防災施設の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、復興の取組を着実に進めてきました。
- そして、これからは、完成していない社会資本の早期整備、被災者に寄り添ったこころのケアといった復興固有の残された課題や、東日本大震災津波伝承館を拠点とした伝承・発信に確実に取り組んでいくとともに、新型コロナウイルス感染症や主要魚種の不漁、今後起こり得る巨大地震・津波への対応など復興の進展に影響を与える新たな課題や、県全体の課題である人口減少問題に対しても、あらゆる主体と連携した施策を講じていく必要があります。
- このプランにおいては、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、三陸のより良い復興の実現のために必要な取組を実施していきます。

2 プランの期間

- 令和5年度から令和8年度までの4年間をプランの期間とします。



3 プランの構成

- このプランは、これまでの取組の成果や復興に向けた課題などを踏まえ、県が、直接実施し、又は補助や支援をする取組を具体的に示すものです。
- 具体的には、「より良い復興～4本の柱～」（「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」「未来のための伝承・発信」）のもと、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化・スポーツ」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能支援」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」、「事実・教訓の伝承」、「復興情報発信」の12分野ごとに、プランの期間に実施を予定している「主な取組内容」と「県以外の主体に期待される行動」を掲載しています。

4 プランの推進

- このプランの推進に当たっては、人口減少対策に最優先で取り組む政策推進プランに位置付けられる施策や地域の特性を踏まえて各広域振興圏の振興を図る地域振興プランに掲げる施策などと連携しながら、沿岸・内陸一体となって復興を推進していきます。
- また、有識者からの意見・提言を必要な復興施策に反映し、若者や女性の活躍を促進するなど、あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画により復興の取組を推進していきます。
- さらに、国、市町村はもとより、関係団体、企業、NPOなどが実施する取組と連携を図りながら、官民協働による多様な力を結集して取組を推進していきます。

5 プランの進捗管理と弾力的な見直し

- プランの進捗管理に当たっては、県が主体的に取り組む施策の成果指標を設定してその実績を把握し、計画の実効性を高めていきます。
- また、復興の状況を定期的に把握する「岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」や「いわて復興ウォッチャー調査」などにより、取組の成果を重層的・多面的に把握して復興の着実な推進を図ります。
- プランの期間に実施する取組については、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第1章 第1期復興推進プランの取組の総括

1 概要

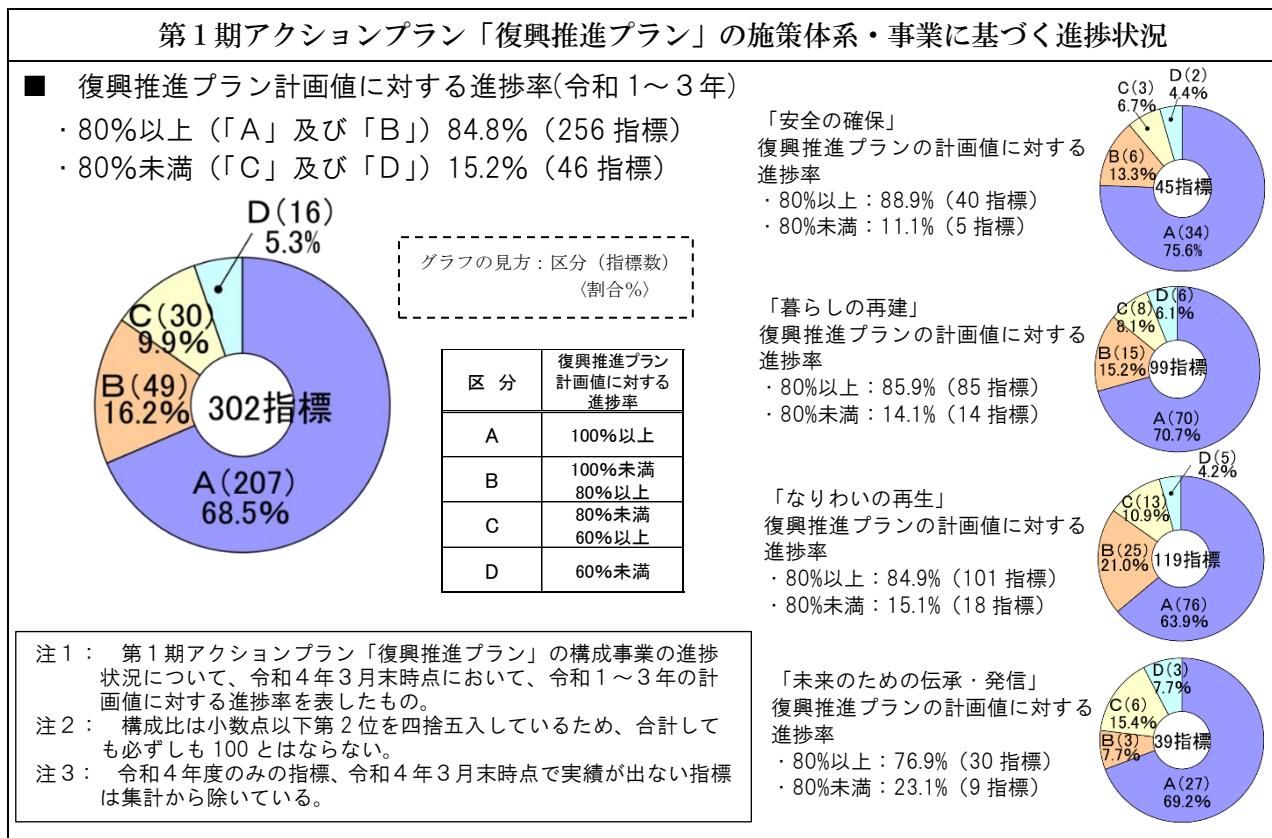
第1期アクションプラン「復興推進プラン」では、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、三陸のより良い復興の実現に向けて取り組みました。

（1）第1期アクションプラン「復興推進プラン」の進捗状況

第1期アクションプラン「復興推進プラン」構成事業の令和3年度までの進捗をみると、302指標中、計画値に対する進捗率が80%以上の指標は84.8%（256指標）、進捗率が80%未満の指標は15.2%（46指標）となりました。

進捗率が80%未満の46指標のうち35指標は、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業を中止するなど計画通りに実施できなかったものです。

4つの柱ごとでは、「安全の確保」は45指標中、進捗率が80%以上の指標は88.9%（40指標）、進捗率が80%未満の指標は11.1%（5指標）となりました。「暮らしの再建」は99指標中、進捗率が80%以上の指標が85.9%（85指標）、進捗率が80%未満の指標は14.1%（14指標）となりました。「なりわいの再生」は119指標中、進捗率が80%以上の指標は84.9%（101指標）、進捗率が80%未満の指標は15.1%（18指標）となりました。「未来のための伝承・発信」は39指標中、進捗率が80%以上の指標は76.9%（30指標）、進捗率が80%未満の指標は23.1%（9指標）となりました。



(2) 社会資本の復旧・復興ロードマップから見た復興の状況

県民生活に身近な社会資本の復旧・復興事業の動きや今後の見通しについて情報提供を行う「社会資本の復旧・復興ロードマップ」(令和4年3月31日現在)では、三陸沿岸道路が令和3年12月に全線開通するとともに、全ての災害公営住宅が完成するなど、着実に整備が進み、令和5年3月までに99.7% (789箇所中787箇所) が完成する見込みとなっています。

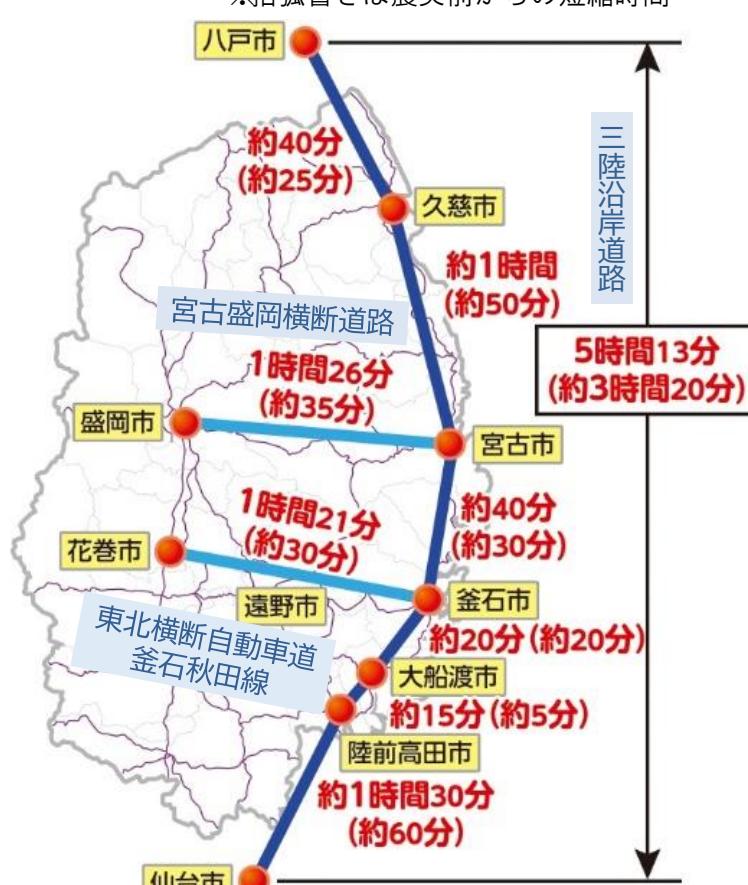
■ 社会資本分野別の整備状況（令和4年度末見込み）

分野	事業箇所数	完成見込み箇所数（進捗率）
海岸保全施設	142	141 (99.3%)
復興まちづくり	190	190 (100.0%)
復興道路等	95	95 (100.0%)
災害公営住宅	203	203 (100.0%)
漁港	111	111 (100.0%)
港湾	26	25 (96.2%)
医療	6	6 (100.0%)
教育	15	15 (100.0%)
公園	1	1 (100.0%)
合 計	789	787 (99.7%)

■ 新たな交通ネットワーク

復興道路完成後の都市間所要時間

※括弧書きは震災前からの短縮時間



仙台～八戸間、宮古～盛岡間、釜石～花巻間は各市役所間の所要時間を記載
その他の区間は、各市役所最寄りのIC・JCT間の所要時間を記載

復興道路

三陸沿岸道路
(仙台～八戸) 359km

宮古盛岡横断道路
(宮古～盛岡) 66km

東北横断自動車道釜石秋田線
(釜石～花巻) 80km

港湾

釜石港
ガントリークレーンの活用開始

釜石港、大船渡港
コンテナ定期航路の開設

鉄道

三陸鉄道
盛駅～久慈駅間 163km の営業開始

(3) 客観指標・県民意識から見た復興の状況

ア 沿岸部の人口

「岩手県毎月人口推計」では、沿岸部の人口(令和4年5月1日現在)は、218,077人となっており、東日本大震災津波発生前(平成23年3月1日現在)と比較すると、54,860人(20.1%)の減少となりました。増減率を比較すると、県全体は10.7%の減少、県内陸部は8.3%の減少となっており、沿岸部の減少率が高くなっています。

また、沿岸部の直近5年間(平成29年3月1日→令和4年3月1日)の減少率は、その前の5年間(平成23年3月1日→平成28年3月1日)の減少率よりも高くなっています。

男女別で見ると、男性より女性の減少率が高くなっていますが、特に社会増減では、女性の減少幅が大きくなっていますが、これは、就職期(22歳前後)の女性の社会減が大きいことが要因として考えられます。

■ 沿岸市町村の人口増減率

	平成23年3月			令和4年5月			震災以後の増減率 (134ヶ月)※1			1年間当たりの平均増減率		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	震災前 (H19-21) ※2	直近3か年 (R1-3) ※3	直近単年度 (R3)
宮古市	59,229	28,117	31,112	48,182	23,328	24,854	-18.7%	-17.0%	-20.1%	-1.5%	-3.0%	-2.5%
大船渡市	40,579	19,373	21,206	33,399	16,109	17,290	-17.7%	-16.8%	-18.5%	-1.1%	-2.2%	-2.5%
久慈市	36,789	17,342	19,447	31,739	15,256	16,483	-13.7%	-12.0%	-15.2%	-1.2%	-1.8%	-2.2%
陸前高田市	23,221	10,807	12,414	17,708	8,511	9,197	-23.7%	-21.2%	-25.9%	-1.2%	-1.6%	-1.8%
釜石市	39,399	18,459	20,940	30,668	14,731	15,937	-22.2%	-20.2%	-23.9%	-1.8%	-3.7%	-2.7%
大槌町	15,222	7,109	8,113	10,602	5,058	5,544	-30.4%	-28.9%	-31.7%	-1.4%	-1.6%	-2.3%
山田町	18,506	8,707	9,799	13,859	6,677	7,182	-25.1%	-23.3%	-26.7%	-1.4%	-2.1%	-1.8%
岩泉町	10,708	5,155	5,553	8,240	4,079	4,161	-23.0%	-20.9%	-25.1%	-2.1%	-2.9%	-3.1%
田野畠村	3,838	1,867	1,971	2,937	1,476	1,461	-23.5%	-20.9%	-25.9%	-1.9%	-2.8%	-2.7%
普代村	3,065	1,497	1,568	2,361	1,181	1,180	-23.0%	-21.1%	-24.7%	-1.6%	-3.3%	-3.7%
野田村	4,606	2,186	2,420	3,816	1,821	1,995	-17.2%	-16.7%	-17.6%	-1.4%	-0.9%	-1.6%
洋野町	17,775	8,255	9,520	14,566	6,853	7,713	-18.1%	-17.0%	-19.0%	-1.6%	-1.9%	-2.2%
沿岸部	272,937	128,874	144,063	218,077	105,080	112,997	-20.1%	-18.5%	-21.6%	-1.5%	-2.5%	-2.4%
内陸部	1,053,706	504,390	549,316	966,340	465,972	500,368	-8.3%	-7.6%	-8.9%	-0.7%	-0.9%	-1.1%
県全体	1,326,643	633,264	693,379	1,184,417	571,052	613,365	-10.7%	-9.8%	-11.5%	-0.8%	-1.2%	-1.3%

注1. 震災以後の増減率=平成23年3月から令和4年5月まで(震災以降の134ヶ月)の増減率

注2. 震災前の増減率=平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)、平成20年度(平成20年4月～平成21年3月)及び平成21年度(平成21年4月～平成22年3月)の3ヶ年それぞれの増減率の平均

注3. 直近3か年の増減率=令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)、令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)及び令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の3ヶ年それぞれの増減率の平均

注4. 人口は、各月1日現在のもの

出典：岩手県ふるさと振興部「岩手県毎月人口推計」

■ 沿岸市町村の直近5年間の人口増減率(岩手県毎月人口推計)

H23.3.1	H28.3.1			H29.3.1	R4.3.1		
人口	人口	対H23.3.1		人口	人口	対29.3.1	
		増減	増減率			増減	増減率
272,937人	250,368人	▲22,569人	▲8.3%	246,566人	220,032人	▲26,534人	▲10.8%

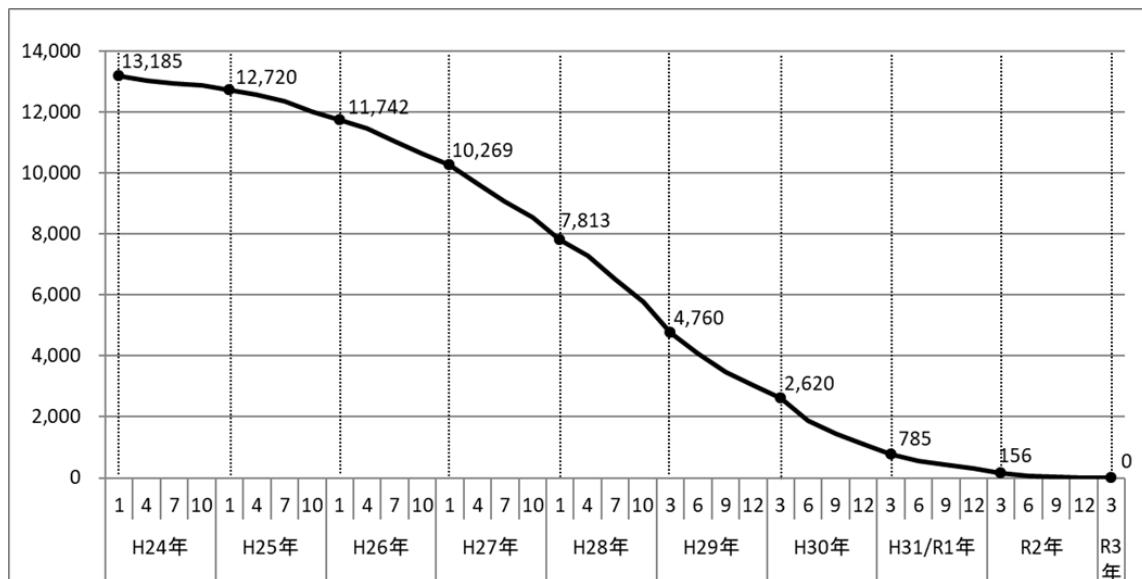
■ 沿岸市町村の人口の社会増減（岩手県毎月人口推計）

	平成23年3月から令和4年3月 までの社会増減の累計 (A)	参考	
		震災前(平成23年3月1日 現在)の推計人口 (B)	(A)/(B)
総数	▲24,622人	272,937人	▲9.0%
男	▲10,310人	128,874人	▲8.0%
女	▲14,312人	144,063人	▲9.9%

イ 応急仮設住宅の入居状況

沿岸部(遠野市、住田町を含む)の応急仮設住宅入戸数は、平成24年1月13日に最大の13,228戸となりましたが、令和3年3月までに、全ての入居者が、再建した自宅や災害公営住宅等の恒久的な住宅に移行しました。

■ 応急仮設住宅入戸数(沿岸)



注1：みなし仮設住宅への入戸数は含まない。

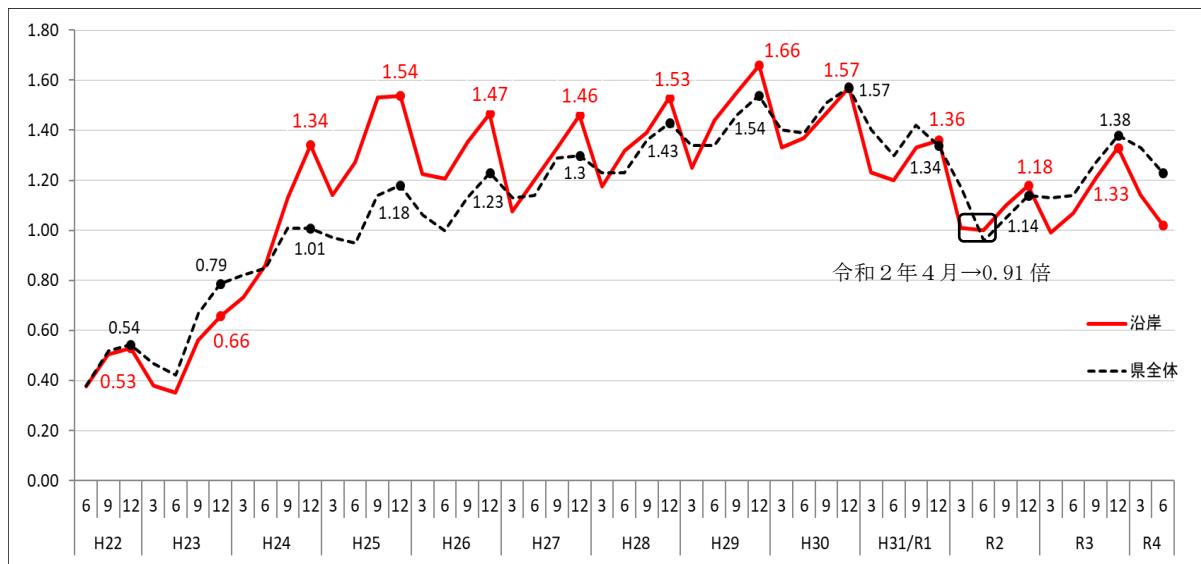
注2：遠野市及び住田町に建設された応急仮設住宅を含む。

出典：岩手県復興防災部「応急仮設住宅、みなし仮設住宅の被災者の状況」

ウ 沿岸部の有効求人倍率

沿岸部の有効求人倍率は、平成24年7月以降93か月連続で1倍台が継続していましたが、令和2年4月に1倍を下回りました。これは、復興需要の減少や新型コロナウィルス感染症の全国的な感染拡大に伴う企業の景況感の悪化が影響しているとみられます。なお、令和4年6月は1.02倍となっています。

■ 有効求人倍率(沿岸)



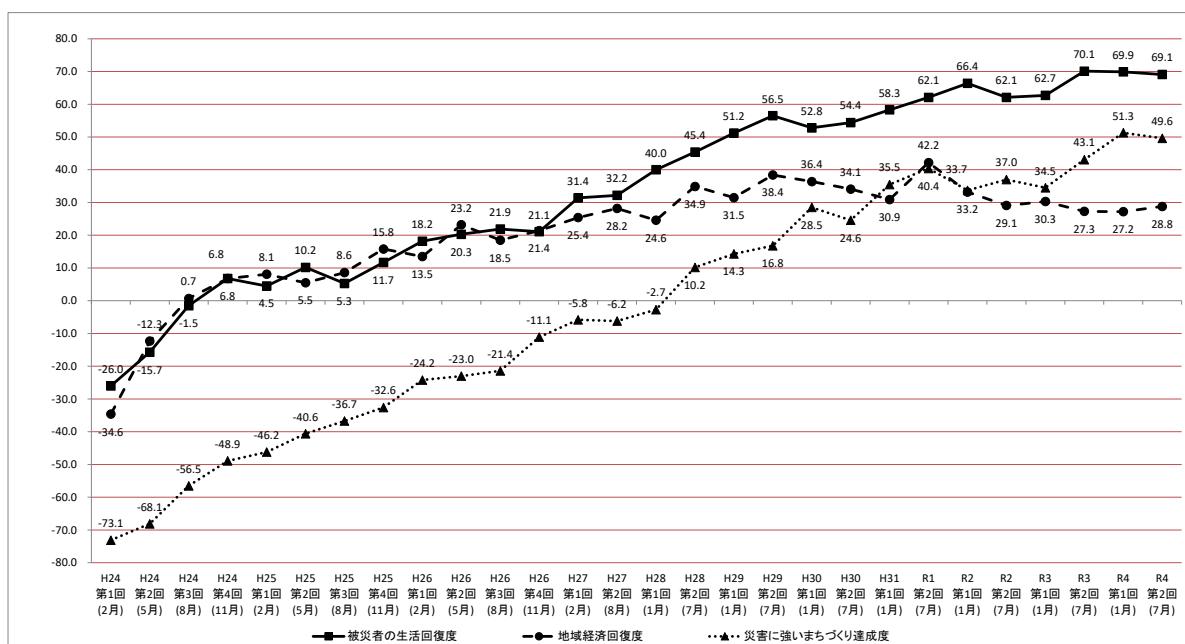
注： ラベルの数字は各年 12 月の有効求人倍率。

出典：厚生労働省岩手労働局「一般職業紹介状況」

エ いわて復興ウォッチャー調査

「令和 4 年（第 2 回）いわて復興ウォッチャー調査」の「動向判断指数(D I)¹」では、被災者の生活の回復や災害に強い安全なまちづくりの達成度に関する実感は上昇傾向にあります。一方、地域経済の回復度に関する実感は、令和元年度から下降に転じており、飲食業や観光業を始めとした様々な業種で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが主な要因と考えられます。

■ いわて復興ウォッチャー・動向判断指数 (D I) の推移



注：動向判断指数 (D I) 調査の回答者数を数値化したもの。値が 100 に近くなるほど回復者達成を実感している回答数が多くなることを示す。

出典：岩手県復興防災部「令和 4 年（第 2 回）いわて復興ウォッチャー調査」

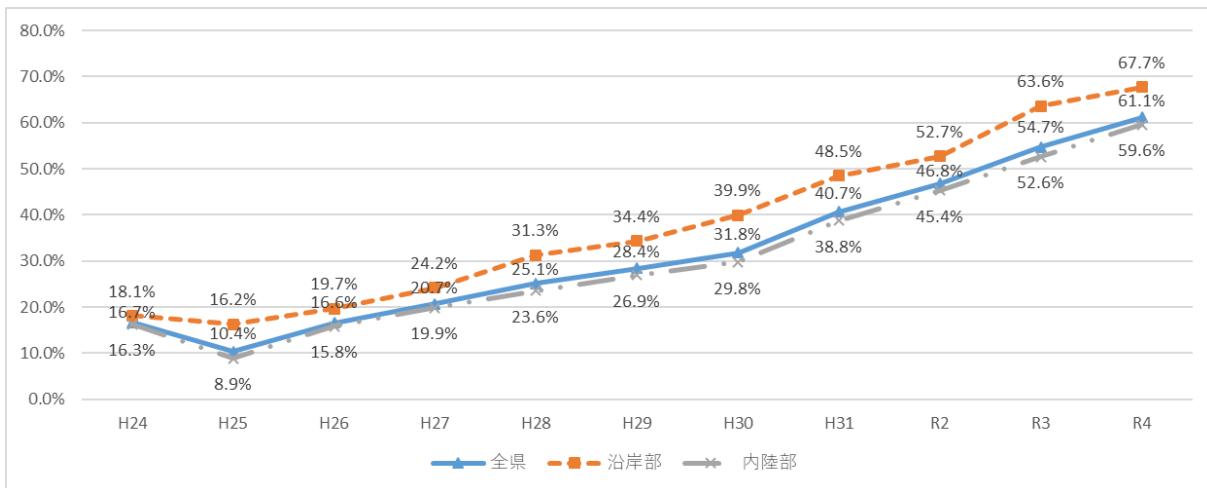
¹ 動向判断指数 (D I)：被災者の生活の回復度、災害に強い安全なまちづくりの達成度及び地域経済の改善状況の実感を示す指標

オ 岩手県の東日本大震災からの復興に関する意識調査

「令和4年岩手県の東日本大震災からの復興に関する意識調査」では、県全体、沿岸部とも復旧・復興を「進んでいる・やや進んでいる」と感じる割合の増加傾向が継続しており、県全域では初めて60%を超えていました。その他、東日本大震災津波の風化については、風化が「進んでいる・やや進んでいる」の割合が、県全体で50%を超えています。

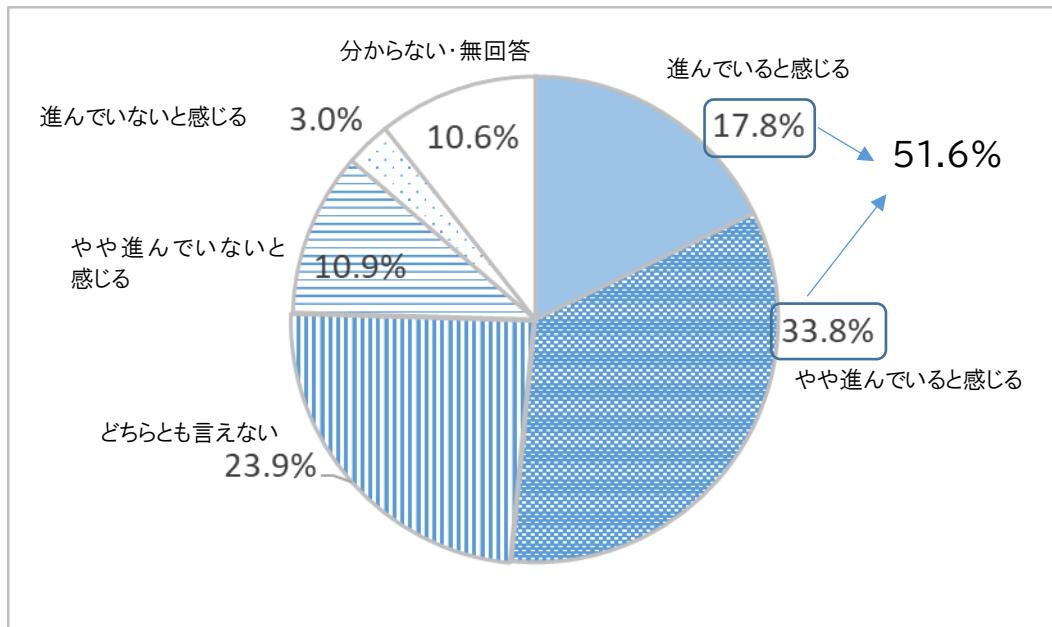
■ 全県的な復旧・復興の実感について

(「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」の割合)



出典：岩手県復興防災部「令和4年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」

■ 東日本大震災津波の風化について



出典：岩手県復興防災部「令和4年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」

2 「より良い復興～4本の柱～」ごとの進捗状況と課題

(1) 安全の確保

「安全の確保」については、津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全の確保に取り組みました。

具体的には、復興まちづくりと一体となった津波防災施設、道路などの整備の推進、復興まちづくりに取り組む団体等への支援、地域コミュニティにおける防災体制の強化、防災文化の醸成と継承などに取り組みました。また、災害に強い交通ネットワークの構築のため、復興道路や湾口防波堤等の整備を進めました。

ア 進捗状況（成果）

（ア）防災のまちづくり

- ・ 被災した防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備について、令和4年度までに計画した142か所のうち、141か所で整備が完了する見込みです（宮古市「閉伊川水門」は、令和9年3月完成予定）。
- ・ また、市町村が行う土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの復興まちづくり（面整備）は、令和3年3月をもって計画した158地区全てが完成しました。
- ・ 地域コミュニティにおける防災体制の強化を図るため、地域防災サポーターの派遣による自主防災組織の活動支援に取り組んだほか、県と市町村が連携し、防災士資格の取得を促すなど自主防災組織の中核を担う人材の育成を推進し、地域の安全を地域で守る防災体制づくりを進めました。
- ・ 原子力発電所事故に伴う影響については、農林業系副産物の処理・管理や道路側溝汚泥の一時保管施設整備の支援に取り組んだほか、様々な媒体を活用し、放射性物質に関する基本的な知識、県内の空間放射線量や県産食品の検査結果等の安全性に関する情報などについて、情報発信を継続して行っています。

（イ）交通ネットワーク

- ・ 国において復興のリーディングプロジェクトに位置付けられた復興道路について、令和3年12月の野田久慈道路（普代～久慈間）の開通により、県内の計画延長359km全てが開通しました。県が整備を進めてきた復興支援道路及び復興関連道路については、交通支障箇所等の改築等を実施し、令和4年7月までに計画した58か所全てが完成しました。
- ・ 港湾では、平成29年までに県内の全ての港湾で港湾機能の復旧が完了しており、県全体のコンテナ貨物取扱量は、平成23年には483TEU（TEU：20ft.換算のコンテナ取扱個数の単位）まで落ち込みましたが、その後飛躍的に増加し、令和元年に12,615TEUと過去最高を更新しました。特に、大船渡港は、令和3年に3,994TEUとなり、過去最高を記録しています。
- ・ 平成26年4月に全線で運行を再開した三陸鉄道は、JR山田線（宮古～釜石間）の移管により、平成31年3月に国内の第三セクターとしては最長となる163kmの三陸鉄道リアス線として生まれ変わりました。令和元年には、台風第19号により再度、甚大な被害を受けたものの、令和2年3月に全線運行再開を果たしています。

イ 課題

津波により再び人命が失われることのないよう、津波防災施設等のハード対策と防災知識の普及や自主防災組織の組織化・活性化などのソフト施策を組み合わせ、多重防災型まちづくりを着実に進める必要があります。整備を進めている防潮堤等では防ぎきれない最大クラスの津波に対しては、多重防御の考え方により、住民の避難を軸とした取組を進めていくことが重要です。また、「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震」については、県が令和4年9月に公表した予定の地震・津波被害想定調査結果等を踏まえ、県、沿岸市町村、防災関係機関が連携して津波防災対策を進める必要があります。

(ア) 防災のまちづくり

- ・ 復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成に取り組む必要があります。
- ・ 土地区画整理事業等により造成された土地や防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地（移転元地）については、4割以上の土地の利活用が進んでいない状況であることから、復興庁と連携しながら、市町村における利活用の取組を支援し、産業の振興や地域の活性化につなげていく必要があります。
- ・ 放射性物質に汚染された農林業系副産物や除去土壤等の処理の支援を継続するとともに、放射性物質に対する県民等の不安の解消や風評の払拭のため、正しい情報の発信を継続する必要があります。

(イ) 交通ネットワーク

- ・ 復興事業により整備された高規格道路ネットワークを補完する道路の整備により、災害に強い道路ネットワークの強化を図る必要があります。
- ・ 湾口防波堤の整備を促進するほか、復興道路等の整備による利便性の向上を生かし、県内港湾所在市や内陸部の市町村と連携したポートセールス²の実施など港湾の利活用を図る必要があります。

(2) 暮らしの再建

「暮らしの再建」については、住宅や仕事の確保など、被災者一人ひとりの生活の再建に取り組むとともに、医療・福祉・介護体制など生命と心身の健康を守るシステムや教育環境の再構築、地域コミュニティ活動への支援に取り組みました。

具体的には、災害公営住宅の整備や住宅再建への支援等により被災者の生活の安定と住環境の再建に向けた支援のほか、安定的な雇用の促進、被災者のこころのケアの推進、「いわての復興教育」の推進など教育環境の整備・充実、地域コミュニティの再生・活性化の支援などの取組を進めました。

ア 進捗状況（成果）

(ア) 生活・雇用

- ・ 被災者の住環境の再建を支援するため、災害公営住宅の整備や住宅再建への支援等に取り組み、応急仮設住宅の全ての入居者が令和3年3月までに恒久的な住宅に移行しました。
- ・ また、被災者の生活安定に向けて、令和3年3月まで沿岸4箇所に設置した被災者相談支援セ

² ポートセールス：船舶・貨物を誘致し、港湾の利活用促進を図るための活動

ンター等により、被災者の幅広い相談・問合せに総合的に対応してきたほか、令和3年4月には「いわて被災者支援センター」を新たに設置し、関係機関や専門家等と連携して被災者の生活安定に向けた支援を実施しています。

(イ) 保健・医療・福祉

- ・ 被災者の心身の健康を守るため、市町村が実施する被災者の保健活動への支援や被災者の医療費等の一部負担等の免除措置等に取り組むとともに、「岩手県こころのケアセンター」及び「いわてこどもケアセンター」による被災者一人ひとりに寄り添ったこころのケアに継続して取り組んでいます。

(ウ) 教育・文化・スポーツ

- ・ 教育分野では、児童生徒の心のサポートに中長期的な支援が必要であることから、スクールカウンセラー等を配置するなど丁寧な支援を継続しているほか、復興教育副読本などを活用した教育活動による「いわての復興教育」を推進しています。
- ・ また、被災した子どもたちを支援するために設置した「いわての学び希望基金」について、令和4年3月末現在で国内外から総額105億円の寄附をいただいており、児童生徒への奨学金給付などに活用しています。
- ・ 文化分野では、児童生徒が文化芸術に親しむ鑑賞機会の提供や、復興支援の絆を生かしたコンサート等の開催、民俗芸能団体の活動再開支援などに取り組みました。
- ・ スポーツ分野では、スポーツ医・科学の知見に基づくプログラムにより、住民の健康づくり等を促進したほか、県内トップ・プロスポーツチームと連携した観戦招待やスポーツ教室等を実施しました。

(エ) 地域コミュニティ

- ・ 生活支援相談員による見守りやコミュニティ形成支援、NPO等が行う復興・被災者支援活動に対する事業費助成に取り組み、災害公営住宅等で自治組織が設立されるなど、コミュニティの形成が進みました。

(オ) 市町村行政機能支援

- ・ 被災市町村の行政機能を支援するため、復興事業の進捗に合わせた被災市町村の人材の確保の取組を行うとともに、メンタルヘルスケア研修会の開催等を通じ、県内外の自治体等からの応援職員を支援しました。

イ 課題

恒久的な住宅へ移行した後においても、生活面や経済面等の複雑な課題を抱え、生活が安定しない方に対し、弁護士やファイナンシャル・プランナーといった専門家や、市町村、市町村社会福祉協議会などの関係機関と連携するとともに、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、身近な地域で支援を受けられる包括的な支援体制に取り組む市町村と連携を図る必要があります。

(ア) 生活・雇用

- ・ 復興まちづくりによる新たなまちの形成が進む中、三陸鉄道の持続的な運営や持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた市町村の取組を支援する必要があります。
- ・ 安定的な雇用の維持・確保、ライフスタイルやライフステージに合わせて働き続けることができる労働環境の整備の促進が必要です。また、新型コロナウィルス感染症の影響による地方への

関心の高まりも踏まえ、若者や女性等の県内就職やU・Iターンの促進、職業能力開発の支援による人材確保の取組とともに、安心して子供を産み育てられる環境の実現を図っていく必要があります。

(イ) 保健・医療・福祉

- ・ 時間の経過に従って、震災直後からの被災による直接的なストレスに加え、復興の進展に伴う生活環境などの変化が精神的な負担になっていると考えられるケースなど、被災者が抱える問題が複雑化、多様化していることから、被災者や子どものこころのケアについて中長期的に取り組む必要があります。

(ウ) 教育・文化・スポーツ

- ・ 幼児児童生徒の適切なこころのサポートを図るため、スクールカウンセラー等を配置するなど、丁寧な支援を継続していくことが必要です。
- ・ 東日本大震災津波から12年が経過し、東日本大震災津波の経験や記憶のない児童生徒も増えてきていることから、教訓や経験を伝承するとともに、岩手の復興と発展を支える人材を育成するため、全県的な復興教育を推進する必要があります。
- ・ 本県ならではの文化芸術や民俗芸能、スポーツを活用した交流人口の拡大に取り組む必要があります。

(エ) 地域コミュニティ

- ・ コミュニティ形成後の自立的な活動の確立には時間を要することから、相談員などの配置による被災者の見守りやコミュニティ形成支援、被災者の「こころの復興」の活動を行う民間団体への支援が必要です。

(オ) 市町村行政機能支援

- ・ 復旧・復興業務に必要なマンパワーの確保のため、被災市町村の復興業務に必要な人材を確保する取組が必要です。

(3) なりわいの再生

「なりわいの再生」については、生産者や事業者が意欲と希望を持って生産・事業活動を行えるよう、各種支援により農林水産業、商工業など地域産業の再生を図るとともに、地域の特色を生かした商品やサービスの創出、高付加価値化や生産性向上などの取組の促進、新たな交通ネットワークを生かした地域経済の活性化に取り組みました。

具体的には、漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築と、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築の一体的な推進、漁港・漁場などの整備や海岸保全施設の復旧・整備の推進、意欲ある就業者の確保・育成、生産性・収益性の高い農林業の実現に取り組みました。また、被災地域の経済を支える中小企業の事業再開や経営力向上に向けた取組への支援、まちづくりと連動したにぎわいの創出や地域特性を生かした産業の振興、観光資源の再生、新たな交通ネットワークの活用などにより誘客を促進しながら、三陸の観光資源の発掘・磨き上げ、新たな魅力の発信に取り組みました。

ア 進捗状況（成果）

(ア) 水産業・農林業

- ・ 水産業では、漁船や養殖施設等の復旧への支援、漁港及び海岸保全施設の復旧に取り組み、ハ

一ド面の復旧・整備は令和4年度までに完了する見込みです。

- ・ また、漁業就業者の確保、地域水産業のリーダーとなる担い手の育成に向けて「いわて水産アカデミー」を開講するなど、意欲ある漁業者の育成を進めています。
- ・ 農林業では、技術指導等による復旧農地における生産性の向上や、補助事業を活用した施設園芸団地の形成を支援し、新たな作物の導入や販路拡大などの創意工夫を凝らした取組が展開されています。
- ・ また、復旧整備を支援した製材工場や合板工場など、県内の木材加工施設での木材需要量は順調に回復しており、令和3年次の木材の需要量は、ほぼ震災前の水準まで回復しています。

(イ) 商工業

- ・ 中小企業等の事業再開や地域産業の振興に向けて、施設・設備の復旧支援や債権買取の金融支援等に取り組み、沿岸地域における被災事業者の事業再開は8割を超えていました。
- ・ 県産農林水産物の产地や食材情報の発信、ガストロノミー（美食術・食文化）の視点から、いわて三陸の魅力や豊かな食材、食文化の国内外への情報発信などを実施するとともに、放射性物質による風評被害の払拭に向けた安全・安心に関する情報発信に取り組みました。

(ウ) 観光

- ・ 復興の動きと連動した誘客促進や観光振興に向けて、観光資源の再生、観光キャンペーンの展開や震災学習を中心とした教育旅行等の誘致、三陸DMOセンターと連携した観光人材育成等に取り組み、令和元年の三陸地域の観光入込客数は震災前の94.3%まで回復しましたが、令和2年以降は新型コロナウィルス感染症の影響により大きく減少しています。

イ 課題

被災地においては、主要魚種の不漁により水産業に大きな影響が生じているほか、新型コロナウィルス感染症の影響により、幅広い事業者に大きな減収が生じているなど、地域経済が打撃を受けていることから、これらの課題への対策を講じつつ、復興の取組によって大きく進展した交通ネットワークや港湾機能を生かした施策を展開していくことが重要です。

(ア) 水産業・農林業

- ・ 漁業・養殖業や流通・加工業など地域水産業の再生、商品開発や販路開拓への支援、意欲ある新規就業者の確保・育成、生産性・市場性の高い園芸産地の形成等に取り組む必要があります。
- ・ 特に、サケ、サンマ、スルメイカなど主要魚種の水揚量が減少していることから、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入などの不漁対策が必要です。
- ・ また、放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の安全・安心に関する情報発信のほか、原木しいたけの早期出荷制限解除や取引価格の向上等に向けた取組を進める必要があります。

(イ) 商工業

- ・ 事業を再開した事業者の経営の安定化と販路の拡大、売上げの増加に向けた取組を促進するため、事業者の経営計画の策定や経営改善等の取組に対する各種相談事業、専門家の派遣事業の実施など、商工指導団体等と連携した支援の充実が必要です。
- ・ 新型コロナウィルス感染症の影響により市場ニーズも変化していることから、業務用やインターネット通信販売など多様な販路開拓、付加価値の高い新商品開発や新ビジネスの創出など事業者に対する総合的な支援が必要です。

- ・ また、復興道路や釜石港におけるガントリークレーン等、震災前にはなかった交通ネットワーク等を活用した物流体制の構築や、産業集積、企業誘致の促進、I o TやA I等を活用したビジネスモデルへの転換、次世代のものづくり人材の育成などの取組を進める必要があります。

(ウ) 観光

- ・ 三陸鉄道や三陸沿岸道路などの新たな交通ネットワークや、震災関連施設、三陸ジオパークといった三陸ならではの観光資源を生かした観光ルートの構築、商品造成を促進する必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数が減少していることから、沿岸部に活動拠点を移した三陸DMOセンターを中心として、市町村や観光関連事業者との連携強化を進めるほか、観光客の動向や属性等、様々なデータを活用するとともに、三陸ならではのSDGsの要素を取り入れた体験プログラムの商品開発や受入体制整備を進める必要があります。

(4) 未来のための伝承・発信

「未来のための伝承・発信」については、東日本大震災津波の事実と教訓の伝承、国内外への復興の姿の重層的な発信により、防災文化の醸成と継承、復興への理解と継続的な参画の促進に取り組みました。

具体的には、令和元年9月に開館した「東日本大震災津波伝承館」を拠点として、震災の事実と教訓の伝承、発信を行うとともに、県内の震災伝承施設等のネットワーク化を推進するなど、教訓を伝承する仕組みづくりに取り組みました。また、令和3年2月には、「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」を制定し、条例の趣旨にのっとり、フォーラムを開催するなど、多様な主体が復興について幅広く教え合い、学び合う機会を創出し、復興支援への感謝と復興の姿の発信を実施しました。

ア 進捗状況（成果）

(ア) 事実・教訓の伝承

- ・ 東日本大震災津波伝承館において、被災物や資料などの常設展示、シアターの映像、解説員による展示解説のほか、大学や県内外の震災伝承施設等と連携した企画展示を実施しました。東日本大震災津波伝承館への来館者数は、令和4年9月に60万人に達しており、教育旅行による利用者が増加しているなど、好調に推移しています。
- ・ 東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の経験や教訓を伝承するとともに、まちづくりと一体となった地域のにぎわいの再生に資するため、国、県、陸前高田市が連携して、高田松原津波復興祈念公園の整備を進め、国営追悼・祈念施設を始め、旧道の駅タピック45や気仙中学校などの震災遺構を含む約130haについて、令和3年12月に全面供用を開始しました。
- ・ また、東日本大震災津波の復興の取組とそこから得られた教訓や提言に加え、沿岸市町村や関係団体・企業等における取組の成果や提言を盛り込んだ提言集「東日本大震災津波からの復興～岩手からの提言」の発行や、震災津波関連資料を公開するアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望」の利用を促進し、教訓を後世に伝承し、防災・教育等に生かす仕組みづくりに取り組みました。
- ・ 東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市により構成される「震災伝承ネットワーク協議会」において、東日本大震災津波から得られた事実と教訓を伝承する震災遺構や

震災復興伝承館、記念碑、慰靈碑などを「震災伝承施設」として登録する活動に取り組んでおり、令和4年7月現在で、岩手県内では120件が震災伝承施設に登録されています。

(イ) 復興情報発信

- ・復興の取組を契機としたつながりを広げ、多様な主体の参画による復興を進めるため、広報誌の発行やフォーラムを開催するとともに、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催、防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2021、オリンピック聖火リレーやパラリンピック聖火フェスティバルなどにおいて、復興に力強く取り組む岩手の姿や支援への感謝、東日本大震災津波の記憶と教訓を国内外に発信しました。

イ 課題

震災津波の事実と教訓を次世代へ確実に伝承するため、東日本大震災津波伝承館を拠点とした、伝承・発信の取組を一層強化し、今後も来館者の確保に努めるとともに、県内の震災伝承施設等を周遊する機会の創出に取り組む必要があります。

(ア) 事実・教訓の伝承

- ・将来にわたり震災津波の事実と教訓の伝承・発信を行うため、県内の震災伝承施設等のネットワーク化を一層推進し、復興に携わる多様な主体が、それぞれの知見や経験を共有するとともに、発信力の強化や活動の継続・発展が図られるよう、教訓を伝承する仕組みづくりに取り組む必要があります。

(イ) 復興情報発信

- ・復興の取組を契機としたつながりを強め、将来にわたって復興への理解を深めながら、継続的な支援や復興への参画を促進していくため、交流人口や岩手ファンの拡大につながる三陸地域の多様な魅力の情報発信が必要です。
- ・震災津波から12年が経過し、当時の経験や記憶のない世代が増えている中、震災の風化や関心の低下を防ぎ、国内外の防災力向上に貢献するため、大学や海外津波博物館など関係機関と連携しながら、震災の事実と教訓の伝承、これまでの多くの支援への感謝、復興の姿の重層的な発信の取組を強化する必要があります。

第2章 第2期復興推進プランの考え方

1 全体の取組方向

このプランにおいては、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に掲げる「復興の目指す姿」を実現するため、参画・交流・連携の視点を重視しながら、復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成のほか、こころのケアなど復興固有の課題や、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震や主要魚種の不漁対策、新型コロナウイルス感染症といった新たな課題に対応し、新たな交通ネットワークを生かした産業振興や水産業の再生に向けた施策、国内外との交流を活発化する施策に加え、復興の姿や三陸地域の多様な魅力の発信、産業振興や地域振興を担う人材の育成など、あらゆる世代が希望を持っていきいきと暮らし、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指して復興推進の取組を進めます。

(復興の目指す姿)

「いのちを守り　海と大地と共に生きる　ふるさと岩手・三陸の創造」

2 復興の推進に当たって重視する視点

(1) 参画　～若者・女性などの参画による地域づくりを促進します～

- ・ 復興まちづくりや地域コミュニティの再生、地域の産業の再建などの取組を推進するに当たっては、年齢や性別にかかわらず、幅広い参画が重要です。
- ・ 特に、次代を担う若者や女性の参画を進めながら、住民一人ひとりが復興の主役となり、活躍できる地域づくりを促進していきます。

(2) 交流　～人やモノの交流の活発化による創造的な地域づくりを促進します～

- ・ 地域資源を生かした観光振興や地域経済の活性化などの取組を推進するに当たっては、交流　人口や物流の拡大が重要です。
- ・ 新たな交通ネットワークと交流拠点を活用し、地域内外、国内外で、人やモノが行き交う多様な交流の活発化により、創造的な地域づくりを促進していきます。

(3) 連携　～多様な主体が連携し、復興などの取組を推進します～

- ・ 官民が協働し、多様な力を結集した復興の取組を推進するに当たっては、国、市町村はもとより、各分野や地域などの関係団体、企業、N P O、高等教育機関などあらゆる主体、地域、世界との連携が重要です。
- ・ 復興の取組を通して培ったつながりや絆を財産に、連携を強化し、持続的な仕組みとして展開しながら、復興や地域の課題解決に取り組みます。

3 「より良い復興～4本の柱～」ごとの取組方向

(1) 安全の確保

復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成や災害に強い道路ネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や今後起こり得る巨大地震・津波への対応など、地域の社会経済活動の基盤として暮らしなとなりわいを支える災害に強い安全なまちづくりを推進します。

(主な取組)

① 防災のまちづくり

- ・ 津波による被害を最小限に抑えるため、復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成に取り組みます。
- ・ 家庭や事業所における自家消費型の再生可能エネルギーの導入など、市町村や地域新電力、発電事業者との連携によるエネルギーの地産地消を促進し、災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築を図ります。
- ・ 県民の不安の払拭や安全と安心の確保のため、放射線量や放射性物質濃度などの測定調査及び情報提供等による放射線影響対策を推進します。
- ・ 自主防災組織が主体となった避難訓練や、避難行動要支援者の個別避難計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等への支援、避難場所、避難経路等の整備の促進など、あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助を組み合わせて、総合的な地震・津波防災対策を推進します。
- ・ 地域の状況に応じて、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、防災教育を推進します。

② 交通ネットワーク

- ・ 災害に強い道路ネットワークを構築するため、高規格道路を補完する道路等の整備を推進します。
- ・ 港湾を活用した産業振興を促進するため、港湾所在市、内陸市町及び協定先港湾と連携し、荷主企業等へのポートセールスを展開します。

(2) 暮らしの再建

被災者一人ひとりの復興の実現のため、被災者の生活の安定や持続可能な地域公共交通を確保するとともに、地域における保健・医療・福祉の体制や教育・文化・スポーツ環境の充実と、地域コミュニティの維持・活性化などにより、お互いに支え合いながら安心して心豊かに暮らせる生活環境の構築を目指します。

(主な取組)

① 生活・雇用

- ・ 被災者の安定した生活に向け、介護や子育て、生活困窮など、様々なニーズに対応した包括的な支援に取り組む市町村や市町村社会福祉協議会等と連携した相談対応などの支援を行います。
- ・ 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援等を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの

構築を促進します。

- ・ 「いわてで働く推進協議会」を核とした取組により、高校生や大学生等の若者や、女性等の県内就業及びU・Iターンを促進します。

② 保健・医療・福祉

- ・ リスクに応じた適切な周産期医療提供体制を確保するため、周産期母子医療センターの機能強化や、周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- ・ 医師養成事業による養成医師の沿岸地域などへの計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などにより、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。
- ・ 「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けた市町村の取組を促進します。
- ・ 被災者の健康の維持・増進を図るため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育の実施による、食生活や運動習慣等の生活習慣の改善を支援します。
- ・ 被災地において複雑化・多様化した課題を抱える方々に対するこころのケアに中長期的に取り組むため、岩手県こころのケアセンターにおいて、専門的な精神的ケアを引き続き実施します。

③ 教育・文化・スポーツ

- ・ 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、いわての学び希望基金の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。
- ・ 「いわての復興教育」プログラム及び副読本、絵本の活用などにより、県内全ての学校で教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 被災した児童生徒等が文化芸術に親しむことができるよう、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

④ 地域コミュニティ

- ・ 被災者の生活再建先における、住民が主体となったコミュニティの維持に向けて、市町村の取組への助言や市町村間の情報共有を図るなど、市町村の取組を支援します。
- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。

⑤ 市町村行政機能支援

- ・ 大規模な自然災害等の発生時において、近隣市町村や県による職員の派遣を行うなど、被災市町村における行政機能の確保・維持に取り組みます。

(3) なりわいの再生

沿岸地域の基幹産業である水産業の再生や、中小企業の経営力の強化、新たに整備された交通ネットワークを活用した物流体制の構築や魅力ある観光地づくりの推進など、地域資源を活用した産業振興や交流人口の拡大により、地域のなりわいを再生し、地域経済の活性化を図ります。

(主な取組)

① 水産業・農林業

- ・ 水産資源の持続的利用に向けたクロマグロなどの適切な資源管理、サケやアワビ等の水産資源の造成・保護培養、資源が増加している魚種の試験操業等の取組を推進します。
- ・ 漁港水域等の静穏域を活用したサケ・マス類の海面養殖やウニの蓄養など、新たな漁業・養殖業の取組を推進します。
- ・ 水揚量が増加しているマイワシ、サワラ、ブリ等の魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓を支援します。
- ・ 「いわて水産アカデミー」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 沿岸地域において生産性・市場性の高い園芸産地が形成されるよう、園芸品目の単収向上に向けたスマート農業技術の活用や高規格ハウス等の整備を支援します。
- ・ 安全なしいたけ原木の確保や生産性を向上する施設整備、生産者・集出荷団体による販路拡大など、原木しいたけの産地再生の取組を促進します。

② 商工業

- ・ 産業支援機関と連携し、経営の安定化を支援するとともに、事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組を支援します。
- ・ 沿岸地域の基幹産業である水産加工業の経営力強化を図るため、中長期的な経営戦略策定や商品開発等の取組を支援します。
- ・ 高鮮度を売りとした西日本などの遠隔地向けの商品の販売展開や、新たな物流体制の構築を図る企業間連携の取組を支援します。
- ・ 三陸沿岸道路・港湾などの交通ネットワークの整備や、復興まちづくりの進展を踏まえながら、企業の誘致や既立地企業の業容拡大に取り組み、県内における一貫生産体制の構築と地域中核企業の一層の拠点化・高度化を推進します。

③ 観光

- ・ 震災伝承施設や三陸ジオパークなどの三陸ならではのコンテンツについて、効果的に情報発信するとともに、これらを活用した復興ツーリズムの促進を図ります。
- ・ 三陸地域固有のSDGsの要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信、バス運行支援等を実施し、本県への来訪の定着を推進します。
- ・ 市町村や関連事業者など地域の多様な主体が参画し、観光資源の維持・保存など地域住民の生活環境との調和を図る持続可能な観光地域づくりを促進します。

(4) 未来のための伝承・発信

東日本大震災津波伝承館をはじめとする県内の震災伝承施設等による事実・教訓の伝承や、防災・震災伝承の担い手の育成、復興の姿の重層的な発信により、東日本大震災津波の事実と教訓を世界中の人々と共有して震災津波の風化や関心の低下を防ぎ、自然災害に強い社会を実現することを目指します。

(主な取組)

① 事実・教訓の伝承

- ・ 東日本大震災津波伝承館において、来館者への震災学習教材の配付や遠隔地からのオンライン見学の活用等により、展示内容の理解促進を図ります。
- ・ 県内の震災伝承施設等との連携体制の構築による東日本大震災津波伝承館を拠点とした三陸地域への周遊機会の創出などを通じて、東日本大震災津波の事実・教訓の伝承に取り組みます。
- ・ 県をはじめ、国、市町村、民間団体等から収集した震災津波関連資料をインターネットで検索・閲覧できるアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の防災・教育等での活用を促進します。
- ・ 「いわての復興教育」プログラム及び副読本、絵本の活用などにより、県内全ての学校で教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 東日本大震災津波伝承館における職員研修の実施等により、解説員の育成に取り組むとともに、県内各地の震災ガイドの交流促進や育成支援を行います。

② 復興情報発信

- ・ 多様な主体が参画するフォーラムの開催等を通じた県内外への復興の姿の発信に取り組みます。
- ・ SNS等の広報媒体を活用し、東日本大震災津波の風化防止を図るとともに、県内の震災伝承施設等の情報発信に取り組みます。
- ・ 記憶と教訓の伝承や復興への継続的な支援につなげるため、多様な広報媒体や広報手法を活用し、「復興の歩みを進める岩手の姿」や「岩手の魅力」を発信します。
- ・ 東日本大震災津波伝承館において、復興支援への感謝と復興の姿を発信します。また、県内外の震災伝承施設等と連携した三陸地域の多様な魅力の発信等を通じて、伝承館への来館を契機とした三陸地域への周遊を促進します。

第3章 復興推進の取組

I 安全の確保

1 防災のまちづくり

「津波対策の基本的考え方」³を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波などの自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを推進します。

また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを推進します。

取組項目	主な取組内容
1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域をつくります	<p>① 津波防災施設の整備の推進</p> <p>② 再生可能エネルギーの導入の促進</p> <p>③ 復興まちづくりに対する支援</p> <p>④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化</p> <p>⑤ 広域的な防災体制の強化</p> <p>⑥ 被災者の安全・安心の確保</p> <p>⑦ 放射線影響対策の推進</p> <p>⑧ 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に備えた地震・津波対策の推進</p>
2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境をつくります	<p>① 防災文化の醸成と継承</p>

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO.1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域をつくります

① 津波防災施設の整備の推進

津波による被害を最小限に抑えるため、復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成に取り組みます。

② 再生可能エネルギーの導入の促進 ★

- 家庭や事業所における自家消費型の再生可能エネルギーの導入など、市町村や地域新電力、発電事業者との連携によるエネルギーの地産地消を促進し、災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や、環境と地域経済の好循環に向けて取り組みます。

³ 津波対策の基本的考え方：岩手県東日本大震災津波復興計画における岩手県の考え方であり、多重防災型まちづくりと防災文化の醸成・継承により再び人命が失われることがないようにすることを津波対策の基本とするもの。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「津波防災施設」、「まちづくり」、「ソフト施策」を適切に組み合わせ、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方により「安全の確保」を図るもの。

- ・ 太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に当たっての環境配慮の基準づくり等により、市町村における促進区域の設定を支援するなど地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 三陸沿岸地域のポテンシャルを生かした洋上風力発電の導入に向けて、関係市町村や利害関係者との調整を行うとともに、関連産業の創出、育成に取り組みます。
- ・ 公有地を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

③ 復興まちづくりに対する支援

造成地⁴や移転元地等⁵について、国と連携しながら、市町村が進めるまちづくりの方向性に沿った利活用を支援します。

④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化 ☆

- ・ 自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修の開催等による中核人材の育成、防災人材⁶を対象としたスキルアップ研修の実施、地域防災サポート制度⁷を活用した活動支援などにより、自主防災組織の組織率の向上・活性化に取り組みます。
- ・ 消防団員の加入促進などに係る全国の先進的な取組事例等を学ぶ市町村職員研修会の実施や、機能別消防団員制度の未導入市町村への制度活用に向けた個別の働きかけの強化などにより、市町村の消防団員の確保を推進します。
- ・ 女性消防職団員の入団・採用の促進や女性消防職員の活躍・キャリア形成支援などにより、防災活動における男女共同参画を推進します。

⑤ 広域的な防災体制の強化 ☆

- ・ 復興道路の整備や復興まちづくりの進捗に伴う広域防災拠点配置計画等の見直しなど、広域的な防災体制の充実を図ります。
- ・ 災害情報の効果的な収集及び伝達体制を強化するため、地域衛星通信ネットワークを荒天時にも強い次世代システムに更新します。
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」や「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、県の枠を越えた広域的な防災体制の充実・強化を推進します。

⑥ 被災者の安全・安心の確保

- ・ 被災者の安全・安心が確保されるよう、警察官による災害公営住宅等への訪問活動を通じた「被災者に寄り添う活動」や各種事件・事故の未然防止等のための諸対策を推進します。
- ・ 犯罪や交通事故のない地域社会づくりに向けた住民の自主的な取組や地域コミュニティの再生を支援するため、被災地において防犯座談会や防犯広報活動などを実施します。
- ・ 三陸沿岸道路等の全線供用による交通量の増加に伴い、交通事故の増加が懸念されることから、沿岸地域の交通の安全が図られるよう、事業所等の運転者に対する運転者疑似体験型教育装置等を活用した安全教育や、歩行者等に対するシミュレーター等を活用した安全指導等の体験型の安全教育を推進します。

⁴ 造成地：土地区画整理事業等でかさ上げ造成された土地及び防災集団移転促進事業（津波の浸水区域から高台の造成地に集団移転する事業）で高台に造成された土地

⁵ 移転元地等：防災集団移転促進事業で、住民が住んでいた住宅地を市町村が買い取った土地及び移転元地周辺の民有地

⁶ 防災人材：防災士、消防職員OB、自治体職員OB等

⁷ 地域防災サポート制度：地域における防災研修会等の講師として、防災に関して様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員OB、自治体職員OB等）を登録し、自主防災組織の活動支援などを実施する県の制度

⑦ 放射線影響対策の推進

- 原子力発電所事故により放出された放射性物質に対する県民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、放射線量や放射性物質濃度などの測定調査を行い、情報提供します。
- 保管が長期に及んでいる除去土壌について、市町村とも連携しながら、国に対して早期に処分方法を示すよう求めていくとともに、放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理の技術的支援や道路側溝汚泥の一時保管設備設置費用の支援など、市町村等の円滑な放射線量等の低減措置等の実施を支援していきます。
- ALPS処理水の処分について、国が責任をもって、客観的で正確な情報の発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するとともに、徹底した安全対策と実効性のある風評対策など、国内外の理解と安心が得られる取組を行うよう、国に求めていきます。

⑧ 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 ☆

- 市町村における津波防災体制の充実・強化を図るため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく各種計画の策定や津波避難計画、避難情報発令基準などの見直しを支援します。
- 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震などの今後起り得る地震・津波に備え、迅速な避難行動や防寒着やカイロ等を非常時の持出品に加えるなどの避難時における防寒対策など、いざという時に自らの身を自らで守れるよう、防災上必要な教育及び広報により、県民の避難意識や防災意識の向上を図ります。また、自主防災組織等が主体となった避難訓練や、避難行動要支援者の個別避難計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等への支援、避難場所、避難経路等の整備の促進など、あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助の取組を組み合わせて、総合的な地震・津波防災対策を推進します。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 津波防災施設の整備の推進					
目標					
・令和8年度末までに閉伊川水門を完成	●	閉伊川水門の整備	→		
② 再生可能エネルギーの導入の促進					
目標					
・再生可能エネルギー導入量（MW）【累計】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,681					
現状値は令和3年の値	●	市町村等が行う地域内の公共施設等へのクリーンエネルギー設備の導入を支援	→		
	●	自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた取組支援	→		
	●	地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進	→		
	●	自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援	→		

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 復興まちづくりに対する支援					
目標					
・移転元地の利活用に向けた市町村や企業等への情報提供などの支援回数（回）【累計】					
現状値	R5	R6	R7	R8	
50					
現状値は令和4年の見込み値					
④ 地域コミュニティにおける防災体制の強化					
目標					
・地域防災センターによる講義等の受講者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
8,156					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
⑤ 広域的な防災体制の強化					
目標					
・防災対応研修を受講した市町村職員数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,453					
現状値は令和元年から令和3年までの累計					
⑥ 被災者の安全・安心の確保					
目標					
・訪問活動実施率					
現状値	R5	R6	R7	R8	
83%					
現状値は令和3年の値					
・被災地における防犯座談会等実施回数					
現状値	R5	R6	R7	R8	
139					
現状値は令和3年の値					
・交通安全教育実施回数					
現状値	R5	R6	R7	R8	
103					
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

- ・防災知識の習得
- ・備蓄や避難方法の確認、災害の備えの徹底
- ・地域の防災活動への参画
- ・消防団活動への協力・参画

(団体・企業)

- ・被災跡地の利活用の取組
- ・地域の防災活動への参画
- ・施設利用者に係る避難確保計画の策定

(N P O)

- ・防災意識の普及啓発
- ・地域の防災活動への参画

(市町村)

- ・省エネルギー活動の実践
- ・再生可能エネルギーの率先導入
- ・地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進
- ・まちづくりの方向性に沿った被災跡地の利活用の推進
- ・防災意識の普及啓発

- ・地域防災組織の育成強化
- ・組織の防災体制の整備
- ・関係機関との連携強化
- ・災害に備えた取組促進と災害時の避難行動要支援者等の的確な避難支援
(消防機関)
- ・防災意識の普及啓発
- ・地域防災組織の育成強化
- ・組織の防災体制の整備
- ・関係機関との連携強化
- ・災害に備えた取組促進と災害時の避難行動要支援者等の的確な避難支援

取組項目NO. 2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境をつくります

① 防災文化⁸の醸成と継承

- ・ 東日本大震災津波伝承館において、来館者への震災学習教材の配付や遠隔地からのオンライン見学の活用等により、常設展示の内容の理解促進を図ります。
- ・ 東日本大震災津波伝承館において、県内外の震災伝承施設等と連携した企画展示を実施するとともに、企画展示と連動したセミナーを開催します。
- ・ 自他の命を守り、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を子どもたちに育むため、地域の状況に応じ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、防災教育を推進します。
- ・ 県内外の学校に対し、東日本大震災津波の事実と教訓の伝承を図るため、東日本大震災津波伝承館における教員現地研修会等の開催や、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動を展開します。
- ・ 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を防災文化として醸成し継承していくため、小学校などでの津波防災に関する出前講座を実施します。
- ・ 県内外の大学と連携し、東日本大震災津波伝承館における効果的な伝承・発信を実施するとともに、防災文化の醸成と継承を図ります。
- ・ 海外津波博物館との交流機会を確保し、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承しながら、国内外の防災力向上に貢献します。
- ・ 県をはじめ、国、市町村、民間団体等から収集した震災津波関連資料をインターネットで検索・閲覧できるアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の防災・教育等での活用を促進します。
- ・ 県立図書館における震災津波関連資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等に関して、県民への啓発及び県内外への情報発信に資する拠点を目指します。

⁸ 防災文化：災害を防止し軽減するために培われてきた知識や技術、社会の構造、それらを伝承していくための教育システムなどの総体

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 防災文化の醸成と継承					
目標					
・津波防災に関する出前講座の実施回数（回） 〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
18					
現状値は令和4年の見込値					
・「いわて震災津波アーカイブ～希望～」アクセス数（回）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
219,539					
現状値は令和3年度単年の実績					
	東日本大震災津波伝承館での常設展示、企画展示、セミナー開催、オンライン見学等の実施				
	学校安全教育、防災教育の充実				
	津波防災に関する出前講座の実施				
	県内各地域、震災伝承施設、大学、海外津波博物館等との連携				
	県内の震災伝承施設等の周遊の促進				
	「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の活用促進				
	図書館資料の収集、整理、保存及び活用				
	震災津波関連資料及び災害・防災・安全関連資料の集中的収集及び活用				

県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
- ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画
- ・防災に関する体験活動への参加
- ・防災・安全意識の向上
- ・情報収集による課題解決

(団体・企業)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
- ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画
- ・防災に関する体験活動への協力

(市町村)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館との連携・活用
- ・東日本大震災津波の事実や教訓の効果的な情報発信
- ・図書館資料の充実
- ・図書館と小・中学校との連携

(市町村教育委員会)

- ・学校安全の取組の指導・支援
- ・防災に関する体験活動への協力
- ・図書館資料の充実

- ・図書館と小・中学校との連携
(学校)
- ・地域と連携した実践的な安全学習等の実施
(社会教育施設)
- ・防災に関する体験活動への協力

I 安全の確保



2 交通ネットワーク

災害時などの確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築と、人員・物資の輸送を支える港湾の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を推進します。

取組項目	主な取組内容
3 災害に強い交通ネットワークを構築します	① 災害に強い道路ネットワークの構築 ② 港湾の整備と利活用の促進

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO.3 災害に強い交通ネットワークを構築します

① 災害に強い道路ネットワークの構築 ★

- ・ 災害に強い道路ネットワークを構築するため、高規格道路を補完する道路等の整備を推進します。
- ・ 災害時に迅速な避難・救急活動や緊急物資の輸送等が行えるよう、緊急輸送道路の通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震化、道路防災対策及び道の駅の防災機能の強化等を推進します。

② 港湾の整備と利活用の促進 ★

- ・ 津波の被害から人命や財産を守るとともに、港湾の静穏度向上により港湾利用船舶の安全確保を図るため、湾口防波堤の整備を促進します。
- ・ 港湾を活用した産業振興を促進するため、港湾所在市、内陸市町及び協定先港湾と連携し、荷主企業等へのポートセールスを展開します。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 災害に強い道路ネットワークの構築					
目標					
・緊急輸送道路の整備完了箇所数（箇所）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
17					
現状値は令和3年の値					
・緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（橋）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
31					
現状値は令和3年の値					
・緊急輸送道路における道路防災対策完了箇所数（箇所）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
9					
現状値は令和3年の値					
② 港湾の整備と利活用の促進					
目標					
・港湾におけるコンテナ貨物取扱数（実入り）（TEU）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
8,709					
現状値は令和3年の値					

```

graph LR
    A[緊急輸送道路の整備] --> C[～R4]
    A --> D[R5]
    A --> E[R6]
    A --> F[R7]
    A --> G[R8]
    B[橋梁の耐震化の推進] --> C
    B --> D
    B --> E
    B --> F
    B --> G
    C[道路法面の災害防除対策] --> C
    C --> D
    C --> E
    C --> F
    C --> G
    D[企業訪問等によるポートセールスの展開] --> C
    D --> D
    D --> E
    D --> F
    D --> G
  
```

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・県内の道路や港湾を活用した物流の効率化
- ・観光等での県内の道路、港湾等の活用

(企業)

- ・県内の道路や港湾を活用した物流の効率化
- ・観光等での県内の道路、港湾等の活用
- ・高規格道路の整備

(市町村)

- ・一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備
- ・県と連携したポートセールスの展開

(国)

- ・湾口防波堤の整備
- ・高規格道路の整備

Ⅱ 暮らしの再建



1 生活・雇用

被災者が安定した生活に戻ることができるよう、様々なニーズに対応するための相談対応を行うとともに、持続可能な地域公共交通の確保を図ります。

また、計画的な人材育成や職場環境整備の支援等により地域の産業振興を図り、若者・女性・高齢者・障がい者を含め安定的な雇用の場を確保します。

取組項目	主な取組内容
4 被災者の生活の安定と住環境の再建に向けて支援します	<p>① 被災者の生活の安定</p> <p>② 地域公共交通の確保</p>
5 雇用の確保を図るとともに、就業を支援します	<p>① 産業振興による雇用の確保</p> <p>② 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進</p> <p>③ 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築</p> <p>④ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援</p>

主な取組内容

☆：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 4 被災者の生活の安定と住環境の再建に向けて支援します

① 被災者の生活の安定

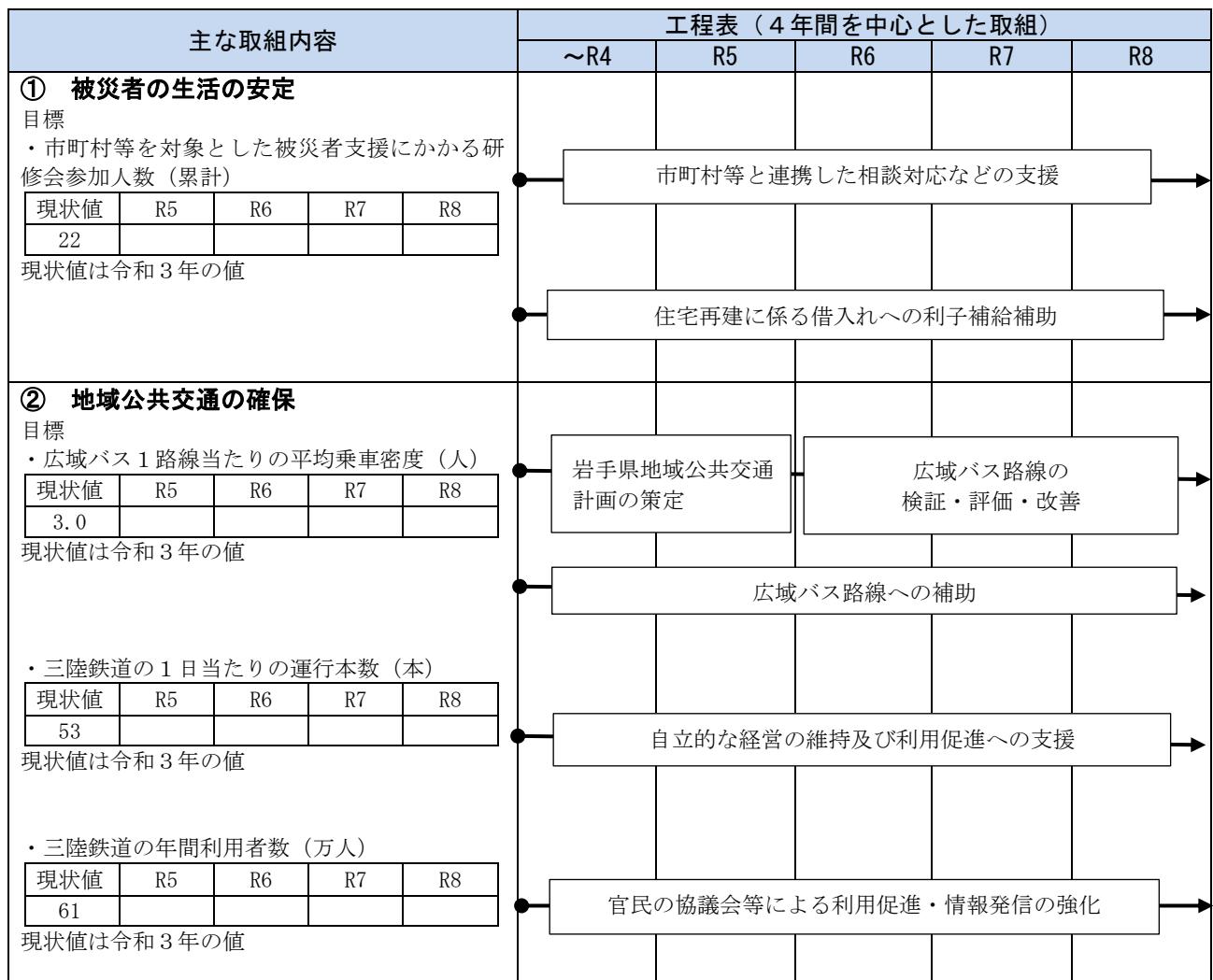
- ・ 経済面や生活設計の面で複雑かつ多様な課題を抱える被災者の安定した生活に向けて、介護や子育て、生活困窮など、様々なニーズに対応した包括的な支援に取り組む市町村や市町村社会福祉協議会等と連携した相談対応などの支援を行います。
- ・ 被災者の住宅再建の負担軽減を図るため、これまでに新たな住宅ローンの借入れを行った者への利子補給を実施する市町村に対して支援を行います。

② 地域公共交通の確保

- ・ 被災地における地域公共交通が確保されるよう、県及び市町村が連携して、住民の重要な生活の足であるバス路線の維持を図るための支援を行います。
- ・ 交通事業者による安全運行の確保や施設・設備等の老朽化対策、経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。
- ・ 市町村におけるコミュニティバス⁹の運行等による地域内公共交通の改善や再編などの取組に対する支援、人流のビッグデータ等の活用を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。
- ・ 県、沿線市町村等で構成される三陸鉄道強化促進協議会などを通じて、マイレール意識を

⁹ コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス

醸成するなど、モビリティ・マネジメント¹⁰の活用により県民意識の変化を促しながら地元利用の促進を図ります。



県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・住民相互の身近な支え合いへの参加
- ・地域の生活支援等への参加、協力
- ・バスや鉄道など公共交通の積極的な利用

(団体・企業)

- ・被災者を対象とする生活相談等や安否・見守り活動の推進
- ・安全な輸送サービスの提供
- ・利便性やサービス向上に向けた取組の実施
- ・観光利用拡大に向けた取組の実施

(市町村)

- ・災害復興住宅融資の利子補給
- ・相談支援機能の強化など包括的な支援体制の整備
- ・県と連携した第三セクター鉄道の経営安定化に向けた支援

¹⁰ モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策

- ・公共交通の利用促進
- ・公共交通のサービス向上に向けた取組に対する支援
- ・コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組

取組項目NO. 5 雇用の確保を図るとともに、就業を支援します

① 産業振興による雇用の確保

多様な就業の場を確保するための新規誘致や既立地企業の業容拡大に加え、地域全体の産業競争力の強化のため、地場企業を含めた生産性・技術力の向上などを支援しながら、地域産業の高度化に取り組むとともに、事業主に対し、計画的な人材育成や職場環境整備などのための支援を行い、産業振興による雇用の確保を図ります。

② 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進 ☆

- ・ いわてで働く推進協議会¹¹を核とした取組により、高校生や大学生等の若者や、女性等の県内就業及びU・Iターンを促進します。
- ・ インターンシッププログラムの提供や企業向けセミナーの開催等により、県内企業における大学生等のインターンシップを促進します。
- ・ 様々な機会を捉えて、高校生や大学生等とO B・O Gの若手社員等との、仕事や生活などについての意見交換会を実施すること等により、学生・生徒の県内企業への理解促進に取り組みます。
- ・ 県内高等教育機関と連携しつつ、就職活動前の学年を含む大学生や、女子学生等への県内企業の魅力等の理解促進に取り組みます。
- ・ 農林水産業や建設業、医療・福祉などの担い手対策事業と共に、市町村教育委員会などの関係機関等と連携しながら、小学校から大学まで切れ目のないキャリア教育に取り組みます。
- ・ 県内の大学等及び企業が出展する合同説明会の開催や、県内就業・キャリア教育コーディネーターの活動等により、進学希望の高校生等に対する県内企業の認知度向上に取り組みます。
- ・ W E B の有効活用も含めた自社の魅力の効果的なP R方法等の勉強会の開催等により、県内企業の大卒者等若者人材の採用力向上に向けた取組を促進します。
- ・ 就職氷河期世代等を対象に、オンラインも活用しつつ、セミナーや職場見学会、e-ラーニング講座等を実施することにより、企業とのマッチングによる非正規雇用労働者等の正社員就職等を促進します。
- ・ 中小企業の内定者等向けの地域ごとの研修により、内定者同士のつながりを作るとともに、入社後は、地域ごとに新入社員及び企業へのフォローアップを実施すること等で大卒者等の早期離職防止に取り組みます。
- ・ ジョブカフェいわてにおけるオンラインも活用したキャリアカウンセリングや研修等の実施及び就業支援員による企業訪問等により、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援に取り組みます。
- ・ 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営等により、県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチングに向けた取組を促進します。
- ・ 県外大学等進学者の県内就職を促進するため、子どもが県外大学等に進学した保護者への

¹¹ いわてで働く推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関等により構成する推進組織。

県内企業の情報提供等に取り組みます。

- ・ 移住希望者の多様なニーズに対応するため、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能を強化するとともに、事業の担い手を求める魅力ある地域産業などの事業承継も受け皿として位置づけ、オンラインも活用しつつ、より幅広い層のU・Iターンを促進します。
- ・ 「岩手U・Iターンクラブ¹²」加盟大学などと連携して、就職相談やインターンシップのほか、ふるさとワーキングホリデー¹³の推進、県内保護者会を通じたUターン就職の促進等を図ります。
- ・ (公財) ふるさといわて定住財団の就職面接会やU・Iターンフェア等と連携しながら、県内企業の若者や女性等の採用を促進します。
- ・ 農林水産業や医療・福祉など各分野の人材確保の取組と連携したU・Iターン希望者への情報発信に取り組みます。

③ 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築 ☆

- ・ 「いわてで働く推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、デジタル技術等を活用した労働生産性の向上、長時間労働の是正、休暇制度の整備などを促進します。

また、働き方改革により、人材の採用・定着、業績の向上につなげている優れた企業の取組を「いわて働き方改革AWARD」により表彰し、広く情報発信することで、企業の意識改革を促進します。

- ・ ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及を図るため、企業のテレワークや副業・兼業などの取組を促進します。
- ・ 健康経営の取組の促進などにより、いきいきと働き続けるための健康づくりに取り組みます。
- ・ 社員満足度調査、休暇制度等利用実態調査を実施し、調査結果に基づき、企業の課題に対応した制度整備等のフォローアップを行うとともに、優良事例の情報発信に取り組みます。
- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等働く意欲のある全ての人が、その持てる能力を最大限に発揮することができ、企業のイノベーションにつながるダイバーシティ経営¹⁴の導入を促進します。

また、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、男女問わず助け合える企業風土づくりに向けて、セミナーや企業見学会の開催を通じて経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進します。

- ・ 若者、女性、高齢者、障がい者等働く意欲のある全ての人の、コロナ禍等における安定的な雇用の確保等の促進に向けて、企業や経済団体等に対する要請を行うなど、岩手労働局や市町村等と連携して取り組みます。
- ・ 誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やパワーハラスマント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。
- ・ いわて女性活躍企業等認定制度を更に普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを

¹² 岩手U・Iターンクラブ：全国の大学等の連携強化により、岩手県へのU・Iターン就職を促進するもの。平成30年（2018年）6月に発足した。

¹³ ふるさとワーキングホリデー：都市部の住民が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感するもの。

¹⁴ ダイバーシティ経営：多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営

促進します。

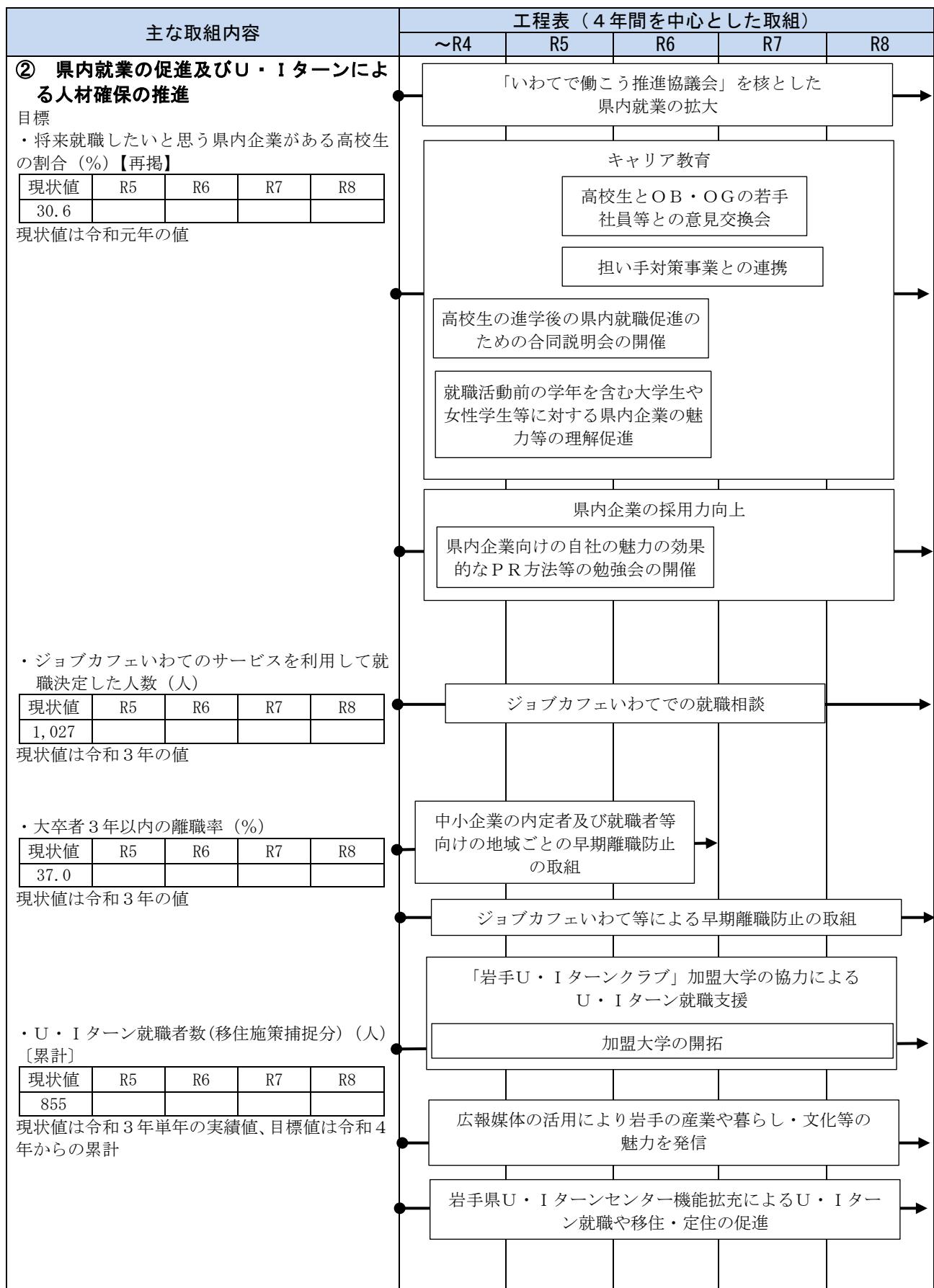
④ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援 ☆

- ・働く人のスキルアップに向けて、DXの急速な普及に対応したセミナーやリカレント・リスキリング教育¹⁵等の充実を図り、企業における人への投資や労働者の主体的な能力開発を推進します。
- ・人手不足分野への労働移動のため、離職者等を対象としたハロートレーニング¹⁶において、介護・医療分野、IT分野の訓練や就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練等を実施し、企業が求める人材ニーズに対応した能力開発を推進します。
- ・就労を希望する障がい者一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練を実施し、障がい者の就職を支援します。
- ・高度な技能を継承する技能者を育成するため、若年者層のキャリア形成に資する技能検定制度の活用や全国レベルの技能競技大会への参加を促進するとともに、卓越技能者表彰による社会的評価の向上に取り組みます。
- ・県立職業能力開発施設において、産業の高度化及び多様化に対応した教育環境の整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 産業振興による雇用の確保					
目標					
・将来就職したいと思う県内企業がある高校生の割合（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
30.6					
現状値は令和元年の値					
	「いわてで働く推進協議会」を核とした 県内就業の拡大				

¹⁵ リカレント・リスキリング教育：リカレントとは、学校教育から離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。また、リスキリングは、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

¹⁶ ハロートレーニング：雇用保険（失業保険）を受給している求職者を主な対象とする「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない求職者を主な対象とする「求職者支援訓練」の総称。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築					
目標					
・いわて働き方改革推進運動参加事業者数					
現状値	R5	R6	R7	R8	
680					
現状地は令和3年の値					
・えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数（社）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
362					
現状地は令和3年の値					
・正社員就職・正社員転換数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
9,323					
現状地は令和3年の値					
④ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援					
目標					
・在職者訓練の修了者数（県実施分）（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,647					
現状地は令和3年の値					
・離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
80.7					
現状地は令和元年の値					
・障がい者委託訓練の修了者の就職率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
73.7					
現状地は令和3年の値					
・技能検定合格者数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
1,172					
現状地は令和3年の値					
・県立職業能力開発施設における県内に事業所がある企業への就職率（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
83.6					
現状地は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(労働者・求職者)

- ・主体的な能力開発の実施

(団体・企業)

- ・持続的な働き方改革の取組
- ・柔軟で多様な働き方ができる環境づくり
- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組
- ・社内教育の充実、労働者の能力開発機会の確保
- ・安定的な雇用の確保

(教育機関・産業支援機関等)

- ・離職者等への職業訓練の実施
- ・若年技能者への技能向上の支援
- ・学生・生徒への県内就職・定着支援
- ・障がいについての理解促進

(市町村)

- ・各分野における雇用創出
- ・企業への要請、意識啓発
- ・離職者等への就業支援、生活支援
- ・若者等への就職・定着支援
- ・企業の人材確保への支援
- ・働き方改革の取組への支援

Ⅱ 暮らしの再建

2 保健・医療・福祉

被災者的心身の健康を守るため、医療提供施設や社会福祉施設などについて機能の充実を図るとともに、きめ細かな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施します。

また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制を整備します。

取組項目	主な取組内容
6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備します	<p>① 質の高い医療が受けられる体制の整備</p> <p>② 医療を担う人づくり</p> <p>③ 地域包括ケアのまちづくり</p> <p>④ 高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備</p> <p>⑤ 障がい者が安心して生活できる体制の整備</p>
7 健康の維持・増進を図るとともに、要保護児童を支援します	<p>① 被災者の健康の維持・増進</p> <p>② こころのケアの推進</p> <p>③ 要保護児童等への支援</p>

主な取組内容

☆：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備します

① 質の高い医療が受けられる体制の整備 ☆

- 再建した医療提供施設の機能充実を図るため、県内の各拠点施設の機能充実と連携強化に取り組みます。
- 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院¹⁷等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターへの支援を進めるほか、ドクターへリの安全かつ円滑な運航に取り組みます。
- 分娩取扱施設が減少している中、リスクに応じた適切な周産期医療提供体制を確保するため、周産期母子医療センター¹⁸の機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などの情報通信技術（ＩＣＴ）等の更なる活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
- 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等を対象とした教育研修や訓練による災害時の対応力の向上に取り組むほか、災害医療コーディネーター¹⁹の活用やDMA

¹⁷ がん診療連携拠点病院：質の高いがん医療の全国的な均てん化を図ることを目的に整備された病院

¹⁸ 周産期母子医療センター：県内の産科医療機関をネットワークで結び、妊娠健診情報・分娩情報・新生児情報などの医療情報を複数の医療機関で共有することによって、安全で高品質な医療を提供するもの

¹⁹ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築についての助言や、医療機関への傷病者の受入れ調整などの業務を行う医師

T²⁰をはじめとする各医療支援チーム等の活動調整機能の強化に取り組みます。

- ・ 本県が抱える医師不足・偏在の状況や新型コロナウイルス感染症に係る相談・診療への対応を踏まえ、医療従事者や患者の移動に係る負担を軽減し、限られた医療資源を有効に活用するため、オンライン診療をはじめとした遠隔診療の実施に必要な設備整備を支援します。
- ・ 限られた医療資源の下、専門医療・高度医療を効率的に提供するため、テレビ会議システムを活用し、遠隔地にいる医師間で画像情報等を共有しながら指導・助言を受けられる診療体制の構築を支援します。

② 医療を担う人づくり

- ・ 新・岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、医学部に入学した学生に対する修学資金の貸与や地域医療支援センター²¹の活用等により、医師養成や臨床研修の体制の充実を進め、医師の確保と定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の被災した沿岸地域などへの計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などにより、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、県内での就職を希望する看護学生に対して修学資金を貸与するなどの取組を進め、被災した沿岸地域をはじめとする県内の看護職員の確保と定着を図るほか、復職を希望する看護職員や歯科衛生士の再就業支援などにより医療関係従事者の確保に取り組みます。
- ・ 被災地域を含む地域病院への即戦力医師の招へいを推進するとともに、全国の医療関係団体の協力を得て、必要な医療機関に医師等の派遣調整を行います。

③ 地域包括ケアのまちづくり ☆

- ・ 介護や生活支援等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保険者機能²²の強化を図り、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム²³」の更なる深化・推進に向けた市町村の取組を促進します。
- ・ 住民主体の通いの場や地域ケア会議²⁴への専門職の参画により、効果的な取組が図られるよう支援を行うとともに、高齢者のフレイル²⁵状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげる等により、自立支援・重症化予防の取組を促進します。

④ 高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備 ☆

- ・ 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進します。
- ・ 介護人材の確保及び定着を推進するとともに、介護職員がやりがいをもって働くよう、

²⁰ DMAT : Disaster Medical Assistance Team の略。災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

²¹ 地域医療支援センター：医師のキャリア形成支援と医師不足医療機関への支援等を一体的に行う機関

²² 保険者機能：介護保険の保険者として市町村が担う機能のことであり、介護予防や重度化防止等に向けた機能としては、地域の実情に応じた多様な主体による生活支援サービス等の資源開発やその担い手の養成、地域住民や民間団体などの社会資源を活用した住民相互の取組の促進等がある。

²³ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム

²⁴ 地域ケア会議：個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築等のため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議。個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」がある。

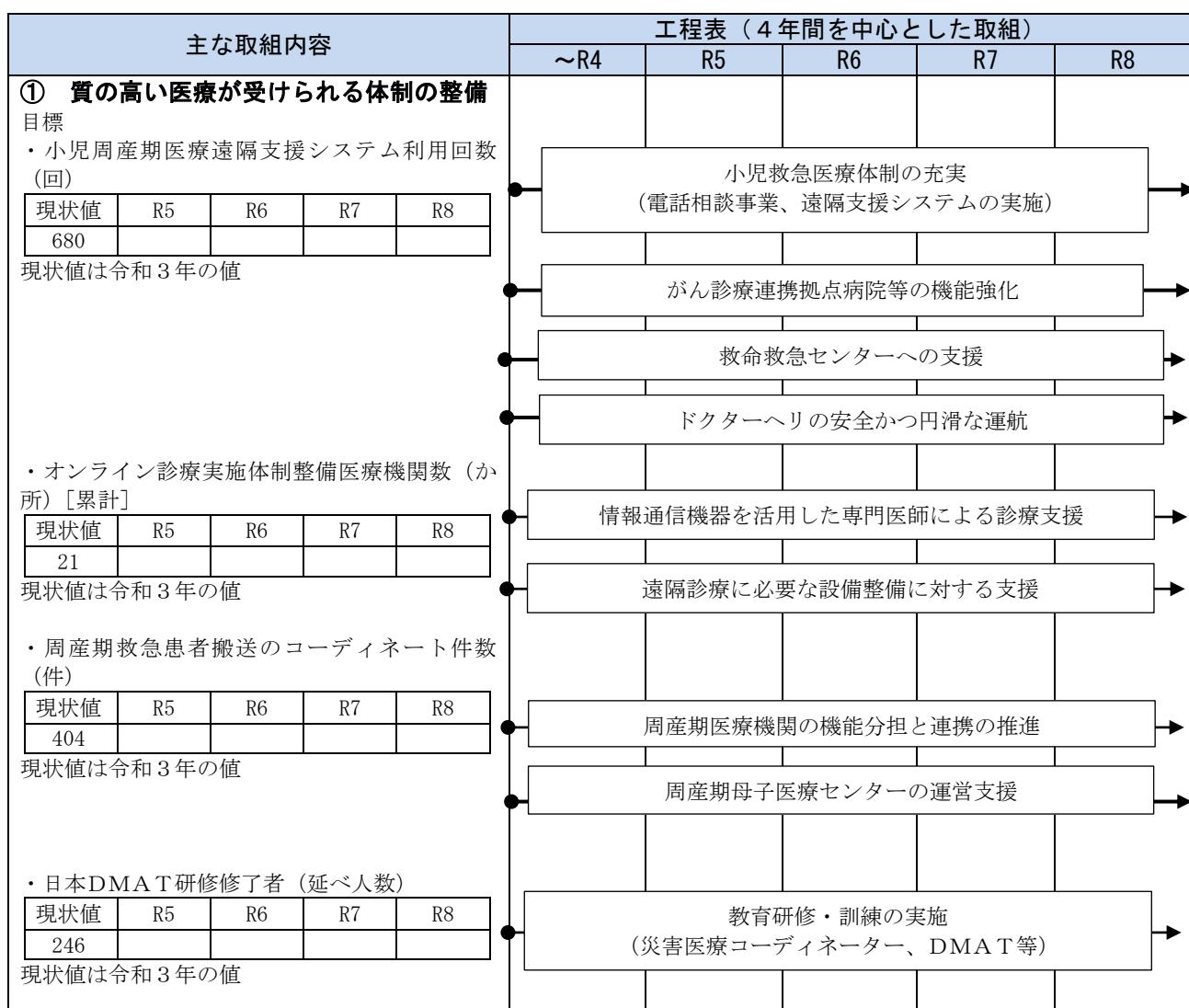
²⁵ フレイル：加齢により心身の活力（運動機能や認知機能等）が弱くなっているものの、正しく介入（治療や予防）することで元に戻ることが可能な状態

処遇の改善を支援するほか、介護ロボットや情報通信技術（I C T）の活用の普及等、労働環境の改善を促進します。

- ・ 質の高いサービスが提供されるよう、研修等を充実し、介護職員の資質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の育成に取り組みます。

⑤ 障がい者が安心して生活できる体制の整備 ☆

- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい児とその家族の多様なニーズに対応した療育が受けられるよう被災地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークの構築と機能の充実を支援します。
- ・ 発達障がい児の専門的な支援を行うため、「発達障がい沿岸センター」等において、沿岸被災地の保護者等への相談支援、支援機関への専門的な助言・指導を実施します。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 医療を担う人づくり					
目標					
・地域医療支援センター医師配置調整人数（沿岸地域）（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
42					
※現状値は令和3年の値					
	各医療機関への医師派遣調整（沿岸地域）				
	医学生への修学資金の貸与				
	奨学生等に対する地域医療への意識付けのためのセミナーの開催				
	臨床研修医の指導体制・環境整備の強化				
	県外在住の即戦力医師に対する招へい活動				
	奨学金養成医師に対するキャリア形成支援				
・岩手県看護職員修学資金貸付人数（人）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
108					
※現状値は令和3年の値					
	看護学生への修学資金貸与、看護職員の確保・定着				
	看護職員志望者の拡大、養成施設への教育環境改善支援				
③ 地域包括ケアのまちづくり					
目標					
・地域ケア推進会議において政策提言を実施している沿岸市町村の割合（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
25					
※現状値は令和2年の実績値					
	地域ケア会議等の開催に係る市町村への支援				
	リハビリテーション専門職育成研修の開催				
④ 高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備					
目標					
・介護職員の離職者に占める勤続1年未満者の割合（%）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
42.6					
※現状値は令和3年の実績値					
	人材定着セミナーの開催、メンターの養成・活用				
	施設整備に係る補助				
	介護従事者の負担軽減の支援 (介護ロボットの導入支援、I C T活用など)				
	優良事例収集				
	普及・横展開				

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑤ 障がい者が安心して生活できる体制の整備					
目標					
・発達障がい沿岸センター等の支援件数(件)〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
595					
現状値は令和3年の値					
	発達支援コーディネーター配置による沿岸圏域の支援機関（支援者）への支援				
	障がい福祉サービスの基盤整備に係る市町村・事業者との連携				
	障がい福祉サービスの基盤整備に対する補助				

県以外の主体に期待される行動

- ・かかりつけ医を持つこと、医療情報の適切な活用
 - ・症状や医療機関の役割に応じた適切な受診
 - ・地域医療を支える県民運動の取組
 - ・地域の生活支援等への参加、協力

(団体・企業)

 - ・県、市町村と協力した医療機能の分化と連携の推進
 - ・地域医療を支える県民運動の取組
 - ・地域包括ケアシステムを担う人材の育成
 - ・高齢者の見守り活動への参加
 - ・地域包括ケアシステムへの参画

(医療機関、高等教育機関等)

 - ・良質な医療サービスの提供
 - ・医療機関の役割分担と連携の推進
 - ・専門医療、高度医療の提供等
 - ・医療機関の勤務環境改善への取組
 - ・医療人材の育成、離職防止の取組
 - ・新卒者の県内就業促進

(市町村)

 - ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保
 - ・住民に身近な医療を提供する体制の確保
 - ・在宅医療・介護連携体制の構築
 - ・地域医療を支える県民運動の取組・住民相互の身近な支え合いや地域における生活支援、介護予防等の仕組みづくりの推進
 - ・地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

取組項目NO. 7 健康の維持・増進を図るとともに、要保護児童を支援します

① 被災者の健康の維持・増進

被災者の健康の維持・増進を図るため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育の実施による食生活や運動習慣等の生活習慣の改善を支援するほか、市町村が実施する被災者への健康相談や栄養・食生活支援等の保健活動を支援します。

② こころのケアの推進

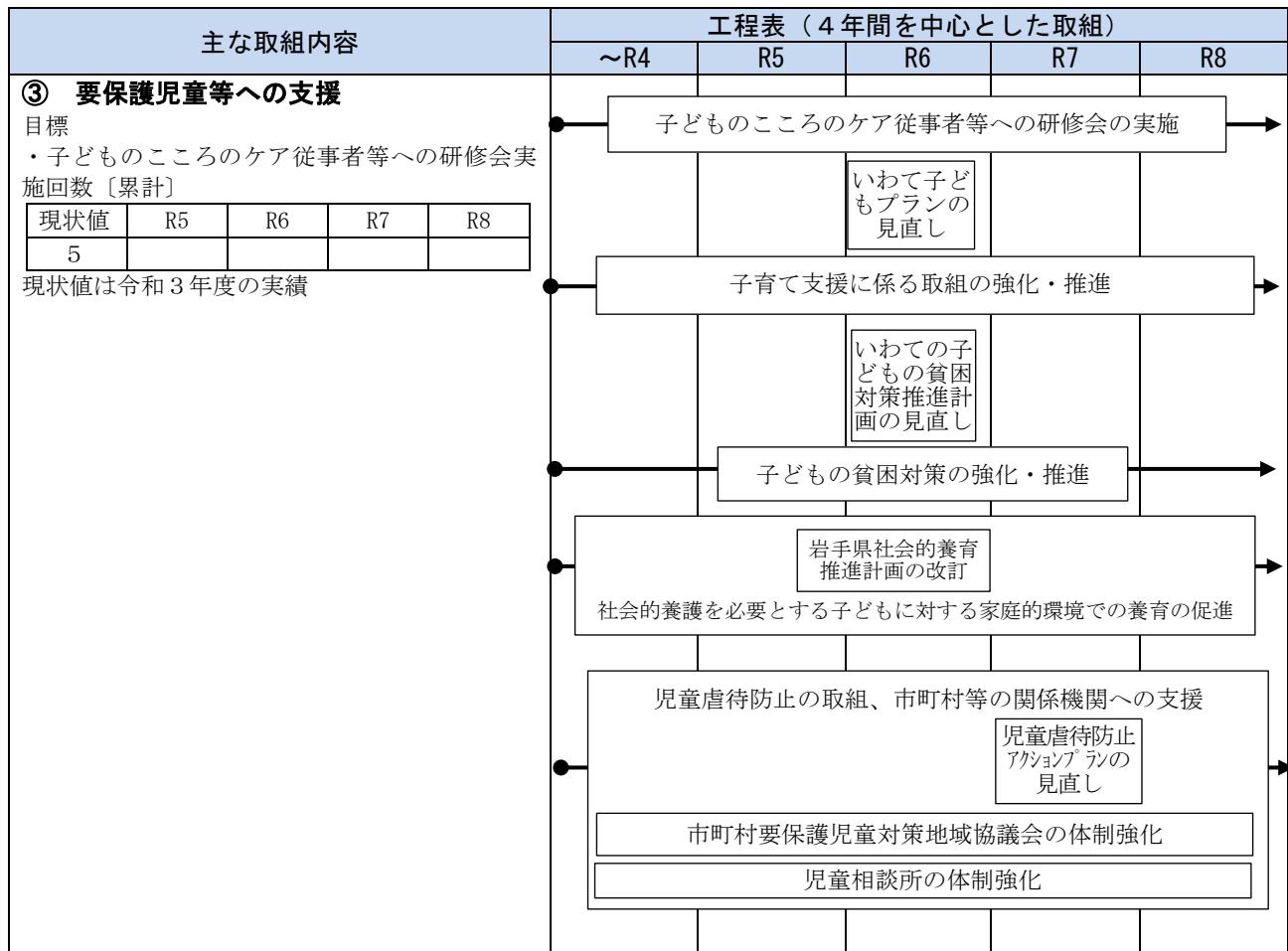
- ・ 時間の経過やコロナ禍の影響など、被災地において複雑化・多様化した課題を抱える方々に対するこころのケアに中長期的に取り組むため、岩手県こころのケアセンターにおいて、専門的な精神的ケアを引き続き実施します。

- ・ 民間団体による傾聴サロン等の開設を支援するなど震災関連の自殺を防ぐための取組を官民一体となって実施します。
- ・ 被災地における児童等のこころのケアに中長期的に取り組むため、いわてこどもケアセンターにおいて、児童の専門的な精神的ケアを引き続き実施します。

③ 要保護児童等への支援

- ・ 被災孤児・遺児の状況把握を継続し、児童相談所による被災孤児に対する情報提供、里親に対する訪問支援等を実施します。
- ・ 被災地における児童等に対して適切な養育等が行われるよう、子どものこころのケア従事者や関係機関職員への研修を実施します。
- ・ 「岩手県子どもの幸せ応援計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策の充実に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援等に取り組みます。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止や、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもたちへの地域における支援体制を構築するため、市町村の子ども家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。

主な取組内容					工程表（4年間を中心とした取組）				
					～R4	R5	R6	R7	R8
① 被災者の健康の維持・増進					健康づくりに関する正しい知識の普及啓発・ 健康教育の実施				
・ 健康的な食事推進マスターによる支援及び指導回数（久慈・宮古・釜石・大船渡保健所管内）					地域の健康課題の分析評価及び対策の推進				
現状値	R5	R6	R7	R8					
—									
② こころのケアの推進					こころのケアセンターによる専門的な精神的ケアの実施				
目標 ・ こころのケアケース検討数（ケース）〔累計〕					沿岸地域における巡回相談等の実施				
現状値	R5	R6	R7	R8					
387									
現状値は令和3年度単年度の実績									
・ いわてこどもケアセンター等巡回相談等実施日数〔累計〕									
現状値	R5	R6	R7	R8					
137									
現状値は令和3年度の実績									



県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・自らの生活習慣改善
- ・健診等の積極的な受診
- ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画

(団体・企業)

- ・県民の健康づくりの取組の支援
- ・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動の参画

(学校)

・児童・生徒の健康増進

(市町村)

- ・各種健診等や健康教育、普及啓発
- ・住民に対する個別支援、保健指導の実施

Ⅱ 暮らしの再建

3 教育・文化・スポーツ

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波の体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを推進することにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の充実を図ります。

また、生きる活力を生み出し、地域への誇りや愛着を深めるため、文化芸術・スポーツ活動の振興や伝統文化などの保存・継承を支援します。

取組項目	主な取組内容
8 きめ細かな学校教育を実践する とともに、教育環境の整備・充実を 図ります	① 幼児児童生徒の心のサポート ② 安心して学べる環境の整備 ③ 「いわての復興教育」などの推進
9 文化芸術環境の整備や伝統文化 などの保存と継承を支援します	① 文化芸術の鑑賞・発表機会の提供や伝統文化の保存継承と情報発信 ② 地域における文化財の保存・継承の推進
10 社会教育・生涯学習環境を整備し ます	① 社会教育等の中核を担う人材の育成
11 スポーツ・レクリエーション環境 を整備するとともに、スポーツを生 かした交流を促進します	① スポーツを楽しむ機会の提供や交流の促進

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 8 きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります

① 幼児児童生徒の心のサポート

- ・ 幼児児童生徒の適切な心のサポートを図るため、「心とからだの健康観察」²⁶の実施による心のケアの充実やスクールカウンセラーの派遣等を通じて、組織的・継続的に学校を支援します。
- ・ 震災の影響により、生活環境や教育環境が不安定な状況の中で幼少期を過ごしてきた児童生徒等へのきめ細かな支援の観点から、教職員の加配が必要な小・中学校や県立学校について、教職員を適切に配置します。

²⁶ 心とからだの健康観察：東日本大震災津波によるストレスや日常生活におけるストレスについて、児童生徒が自己分析（セルフチェック）を行い、対処方法を学ぶことでセルフケアの力を高めることを目的とする本県独自の取組である。

心とからだの健康観察は、次の①～③の3つの柱で実施されている。①アンケート＝児童生徒の生活ストレスや精神的な後遺症（心的なトラウマ）を測り、教師が児童生徒理解を補う手だてとする。②こころのサポート授業＝授業をとおして児童生徒がストレス反応への有効的な対処を学び、セルフケアの力を高める。③個別面談＝①のアンケートの結果を基に、サポートが必要な児童生徒に対し面談を実施する。

② 安心して学べる環境の整備

- ・ 学校環境や学校給食の安全・安心を確保するため、学校環境の放射能モニタリングや学校給食に用いる食材等の放射性物質濃度測定調査を実施します。
- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、いわての学び希望基金の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。

③ 「いわての復興教育」などの推進

- ・ 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間や、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流に加えて、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 震災後の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育²⁷」プログラム及び副読本、絵本の効果的な活用や、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校で教科横断的な復興教育を推進します。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた特色ある防災教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒及び教職員の防災意識の啓発を図るため、県立野外活動センターにおいて、体験活動に加え、東日本大震災津波伝承館をはじめとした震災伝承施設や地域と連携した防災教育など、各種研修プログラムの充実に取り組みます。
- ・ 地域で持続可能な社会づくりの担い手を育むため、ジオパーク²⁸を活用し、防災教育等との関連を図りながら、大地の成り立ちや自然災害等についての理解を深める取組を推進します。
- ・ 水産業人材育成に係る教育環境の充実を図り、地域の担い手を育成します。
- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などを推進します。
- ・ 岩手の復興・発展を担う人材の育成を図るため、被災地の生徒一人ひとりの多様な進路実現に向けた取組や、地域等との連携・協働による「高校魅力化」の取組を推進します。
- ・ 特別支援学校高等部に在籍する生徒の実習先の確保や雇用の拡大を図るため、特別支援学校と企業との連携協議会の実施や、特別支援学校就労サポート制度の活用などの取組を推進します。

²⁷ いわての復興教育：東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を支える「ひとつづくり」を進めていくための教育。

²⁸ ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちとしくみに気付き、生態系や人間生活との関りを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 幼児児童生徒の心のサポート					
目標					
・スクールカウンセラーの派遣を希望する沿岸部小中学校への派遣率（%）	●	スクールカウンセラーの継続的な派遣	→		
現状値 R5 R6 R7 R8	97				
現状値は令和4年の値	●	心とからだの健康観察の継続的な実施	→		
	●	教職員の加配措置	→		
② 安心して学べる環境の整備					
目標					
・地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合（%）	●	県立学校の空間線量測定	→		
現状値 R5 R6 R7 R8	80.8				
現状値は令和3年の値	●	学校安全計画等の検証・改善	→		
	●	資質向上のための研修開催、市町村が実施する研修の支援	→		
	●	学校安全体制整備推進協議会による地域ぐるみでの学校安全の推進	→		
	●	見守り活動の充実に向けた人材確保やモデル事例の収集と情報発信	→		
	●	関係機関との連携による通学路交通安全プログラム、登下校防犯の取組等の推進	→		
	●	いわて学び希望基金の活用などによる就学支援等の充実	→		

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～R4	R5	R6	R7	R8																				
③ 「いわての復興教育」などの推進																									
目標																									
・自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合（%）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小72</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中53</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>高45</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	小72					中53					高45									
現状値	R5	R6	R7	R8																					
小72																									
中53																									
高45																									
現状値は令和3年の値																									
<p>いわての復興教育スクールの実施、充実</p> <p>内陸部と沿岸部の学校の交流</p> <p>異校種間の交流</p> <p>地域と連携した「いわての復興教育」プログラムの実践</p>																									
<p>副読本の活用による 教科横断的な復興教育の推進</p>																									
<p>児童生徒による実践発表会の開催</p>																									
<p>「いわての復興教育」や総合的な学習（探究）の時間等を 活用した、地域を探求する学びの推進</p>																									
<p>地域産業や伝統産業を理解する学びの推進</p>																									
<p>地域、地元産業界等との連携体制の構築・充実</p>																									
<p>学校安全教育、防災教育の充実</p>																									
<p>体験活動による防災意識の啓発</p>																									
<p>近隣地域の震災復興関連施設と連携した防災教育の提供</p>																									
<p>水産業人材育成に係る教育環境の充実</p>																									
<p>生徒一人ひとりの多様な進路実現の取組の推進</p>																									
<p>「高校魅力化」の取組の推進</p>																									
<p>特別支援学校と企業との連携の推進</p>																									
<p>・ジオパーク学習会等の参加者数（人）〔累計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,701</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						現状値	R5	R6	R7	R8	1,701														
現状値	R5	R6	R7	R8																					
1,701																									
現状値は令和3年単年の実績値																									
<p>講演会・学習会への講師派遣・運営への助言</p>																									

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・学校が行う復興教育の取組成果発表会や実践的な安全学習への参画
- ・学校が行うキャリア教育の取組への参加・協力
- ・防災に関する体験活動への参加

(団体・企業)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣の協力や資質向上の取組
- ・学校と連携したキャリア教育の取組支援
- ・インターンシップの受入れ
- ・防災に関する体験活動への協力
- ・特別支援学校高等部生徒の就労促進のための学校と企業との連携協議会や技能認定制度への協力

(市町村教育委員会)

- ・学校安全の取組の指導・支援
- ・学校における「いわての復興教育」の取組支援
- ・地域と連携したキャリア教育や、実践的な安全学習、地域を探究する学習等の支援

(家庭・地域等)

- ・通学時の見守りや通学路の安全点検の協力
- ・防災に関する体験活動への協力

(学校)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談体制の充実
- ・心とからだの健康観察の実施による心のケア
- ・家庭や教育支援センター（適応指導教室）との連携
- ・事故等の未然防止に向けた教職員の校内研修や通学路の安全点検等の実施
- ・学校間や地域と連携した復興教育の実施
- ・「いわての復興教育」の取組成果の発表
- ・「いわての復興教育」副読本を活用した効果的な授業の実践
- ・地域と連携した実践的な安全学習等の実施
- ・震災・防災に関する教職員向け研修会の実施
- ・地域を探究する学習等の実施
- ・職場体験やインターンシップ、企業見学会、学校を会場とした企業説明会の実施
- ・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進

(社会教育施設)

- ・防災に関する体験活動への協力
- ・復興・防災に関する学びの場の提供

取組項目NO. 9 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承を支援します

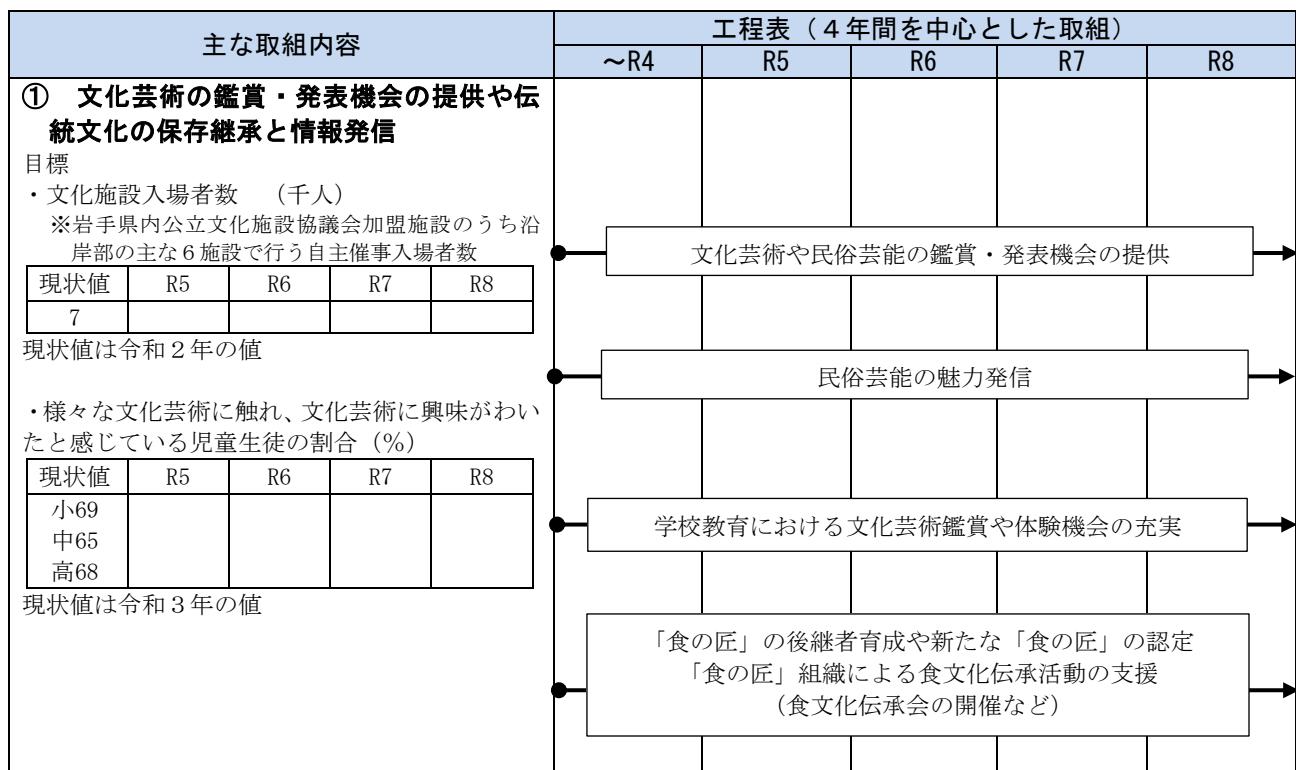
① 文化芸術の鑑賞・発表機会の提供や伝統文化の保存継承と情報発信 ☆

- ・被災した児童生徒等が文化芸術に親しむことができるよう、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ・文化芸術による心の復興を後押しするため、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした国内外との絆や支援のつながりを生かした取組を展開します。

- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体等と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力を発信します。
- ・ 将来の民俗芸能の担い手を育成するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。

② 地域における文化財の保存・継承の推進 ☆

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正及び文化財の保存と活用に関する岩手県文化財保存活用大綱の策定を踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めるとともに、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 東日本大震災津波により被災した陸前高田市の博物館などが所蔵する文化財等（古文書、生物標本等）の修復や安定的な保管を支援するとともに、培った修復技術を継承・活用し、本県文化財の保護の取組を推進します。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 地域における文化財の保存・継承の推進					
目標					
・被災した博物館資料の処理点数（点）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
300,000					
現状値は令和3年の値					
	文化財保存活用大綱に基づく保存・活用の推進				
	現地調査等による文化財の保護				
	有形・無形文化財の調査・指定				
	指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援				
	被災した博物館資料の安定化処理や修復への支援				

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・文化芸術活動への参加、理解
- ・伝統文化継承活動への参画

(企業等)

- ・文化芸術活動、伝統文化継承活動への支援
- ・文化芸術活動、伝統文化継承活動への参加に向けた環境の整備
- ・開発行為における文化財保護法に基づく文化財保護

(文化芸術活動団体・民俗芸能団体)

- ・文化芸術活動・民俗芸能の継承活動の取組実施、支援、情報発信

(文化施設)

- ・鑑賞機会の提供

- ・活動場所・成果発表機会の提供

(教育機関等)

- ・文化芸術活動・民俗芸能の継承活動の取組実施、支援、情報発信

(市町村・市町村教育委員会)

- ・文化芸術活動の取組推進、支援、情報提供

- ・民俗芸能の継承活動の取組の推進、支援

- ・改正文化財保護法に基づく、主体的な文化財保存活用地域計画の策定

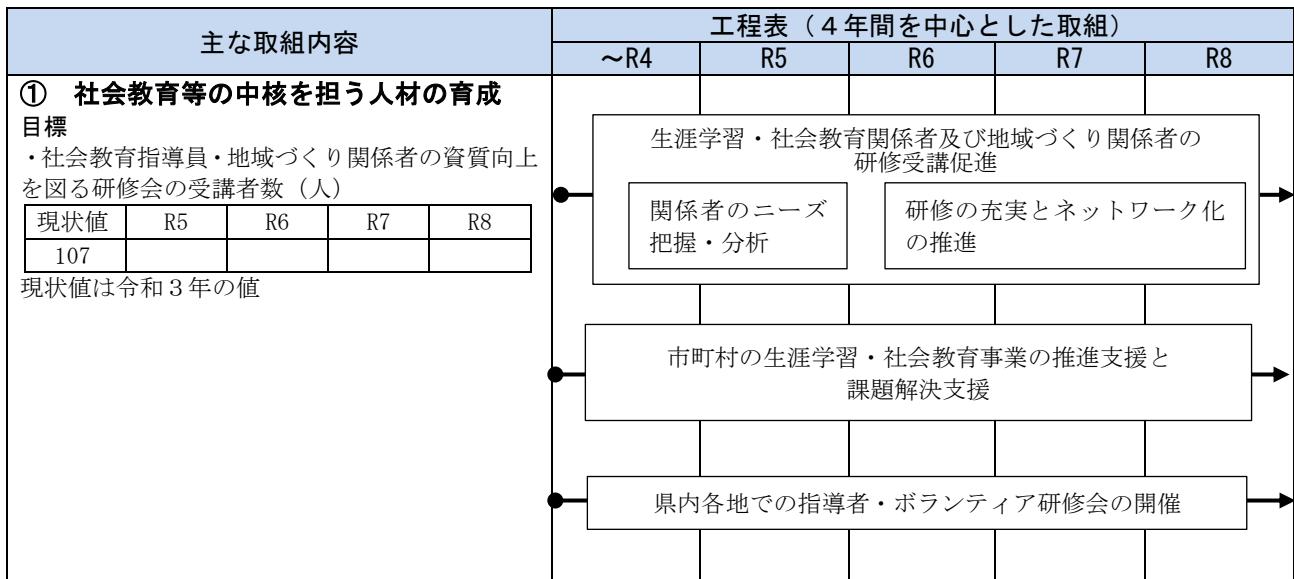
- ・文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用

- ・文化財等を活用した地域づくりの推進

取組項目NO. 10 社会教育・生涯学習環境を整備します

① 社会教育等の中核を担う人材の育成 ☆

県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員や地域づくり関係者、地域学校協働活動推進員などの資質向上を図る研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。



県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・ボランティア活動等の地域活動や学校を支援する活動への参加
- ・地域学校協働活動への参画・協働

(団体・企業)

- ・ボランティア活動をはじめとする地域活動への参画促進
- ・地域学校協働活動への参画・協働

(市町村)

- ・地域学校協働活動の指導・支援
- ・社会教育の中核を担う人材を育成するための研修の充実

(社会教育施設)

- ・情報通信技術（I C T）を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供
- ・図書館のレファレンス業務の充実
- ・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機課の充実

取組項目NO. 11

スポーツ・レクリエーション環境を整備するとともに、スポーツを生かした交流を促進します

① スポーツを楽しむ機会の提供や交流の促進 ☆

- ・子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着による健康づくりや体力向上のため、関係団体と連携し、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- ・被災した生徒がスポーツを楽しむことができるよう、大会参加に向けて必要な支援をします。
- ・「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の取組を I C T 等も活用しながら発展、継承させ、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付けながら取り組むことで、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組みます。
- ・スポーツによる交流人口の拡大を図るため、ラグビーワールドカップ2019釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーを継承し、いわてスポーツコミッ

ション²⁹を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致に取り組みます。

- ・ 県内トップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成による地域活性化を図るため、各チームと連携し、試合を通じた県のPRやスポーツ教室の実施などに取り組みます。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① スポーツを楽しむ機会の提供や交流の促進					
目標					
・スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数（人） 〔累計〕 ※沿岸部で行う大会・合宿・イベントの参加者数					
現状値 8,000	R5	R6	R7	R8	
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・スポーツ活動への参加

(家庭)

- ・肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着

(企業等)

- ・スポーツ活動への支援
- ・スポーツ活動への参加に向けた環境の整備

(スポーツ関係団体)

- ・スポーツ関係団体及び組織体制の強化
- ・生涯スポーツの推進

(教育機関等)

- ・運動習慣の定着に向けた取組の推進

(学校)

- ・「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組の実践

- ・食育に関する児童生徒への指導や家庭への啓発

(市町村)

- ・スポーツ大会等の開催
- ・スポーツ活動への住民の参加促進
- ・スポーツ環境の整備

(市町村教育委員会)

- ・学校における肥満解消や食育の取組への指導・支援

²⁹ いわてスポーツコミッショ：スポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。

II 暮らしの再建



4 地域コミュニティ

住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復興のステージに応じた地域コミュニティ活動の環境を整備します。

また、全ての人が孤立せず、安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う、福祉のまちづくりの観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援します。

さらに、被災地域等の住民、地縁組織、NPO、企業など多様な主体が連携し、市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援します。

取組項目	主な取組内容
12 地域コミュニティの再生・活性化を支援します	<p>① 被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援</p> <p>② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進</p>

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 12 地域コミュニティの再生・活性化を支援します

① 被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援

- ・ 被災者の生活再建先における住民が主体となったコミュニティの維持に向けて、市町村の取組への助言や市町村間の情報共有を図るなど、市町村の取組を支援します。
- ・ 復興支援活動を行うNPOなどが行う被災地の地域コミュニティの再生・活性化のための取組を支援します。
- ・ 地域づくりや復興等に関し、若者が活躍できるよう、若者の主体的活動の機会を創出し、若者団体の新しいアイディアによる地域課題の解決や地域の活性化に資する取組を支援します。
- ・ 地域づくりの担い手となっている地域おこし協力隊員が円滑に活動できるよう、(一社)いわて地域おこし協力隊ネットワークや市町村との連携の下、隊員の受入拡大やスキルアップ、隊員間のネットワークづくりの支援などに取り組むとともに、起業セミナーの開催や県内就職、事業承継に関する情報提供などを行い、地域おこし協力隊員の地域への定着を図ります。

② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員の配置による見守りや福祉コミュニティの形成支援に取り組むとともに、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と

地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業³⁰の取組を促進します。
また、地域の福祉課題に主体的に取り組む福祉ボランティアの育成を支援します。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援					
目標	コミュニティの自主的な運営に向けた市町村の取組等への支援				
・災害公営住宅の自治会等の設置数（自治会）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
172					
現状地は令和4年の値					
② 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進	協働による復興支援活動や地域課題解決活動の支援				
目標					
・重層的支援体制整備事業を実施している市町村数（市町村）					
現状値	R5	R6	R7	R8	
2					
現状地は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・ボランティア活動への参加、協力
- ・地域コミュニティ活動への参画

(団体・企業)

- ・地域福祉活動の取組・支援
- ・ボランティアの育成・活動の推進
- ・地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- ・地域コミュニティ活動への支援

(市町村)

- ・各種市町村計画の推進
- ・重層的支援体制整備事業の実施による包括的支援体制の整備
- ・住民に対する意識啓発
- ・地域コミュニティの形成支援
- ・地域コミュニティ活動を支援する団体等への支援

³⁰ 重層的支援体制整備事業：属性や世代を問わない相談支援や社会とのつながりを回復する参加支援などの個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

II 暮らしの再建

5 市町村行政機能支援

地域住民の安全・安心の確保のため、市町村の行政機能の向上と、市町村による新しいまちづくりを支援します。

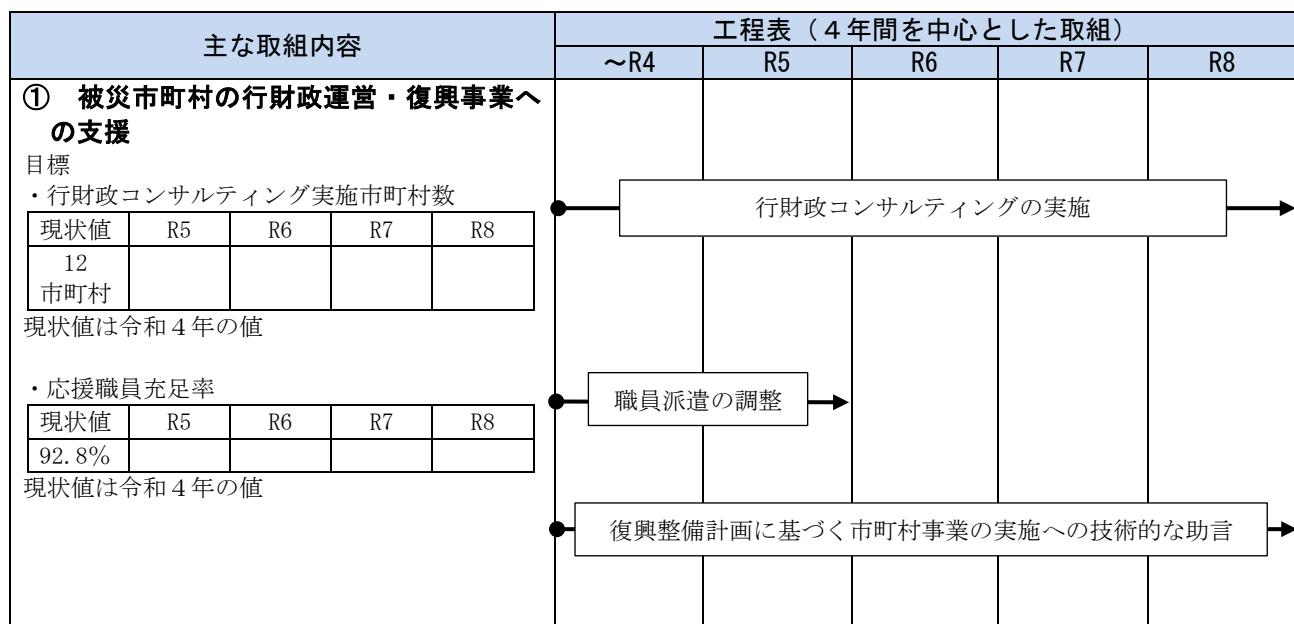
取組項目	主な取組内容
13 行政機能の向上を図ります	① 被災市町村の行財政運営・復興事業への支援

主な取組内容

取組項目NO. 13 行政機能の向上を図ります

① 被災市町村の行財政運営・復興事業への支援

- 被災市町村の行財政運営等における課題を共有しながら、必要な助言と支援を行います。
- 復興事業を着実に推進するため、県内外の自治体等からの職員派遣の調整や職員のメンターヘルスケアのサポートなど、被災市町村のニーズに応じた支援に取り組みます。
- 大規模な自然災害等の発生時において、近隣市町村や県による職員の派遣を行うなど、被災市町村における行政機能の確保・維持に取り組みます。
- 市町村が復興整備計画に基づく事業を実施するに当たって、必要に応じて市町村に技術的な助言などを行います。



県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- 被災自治体への支援

III なりわいの再生

1 水産業・農林業

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、主要魚種の不漁に対応するとともに、新たな交通ネットワークを生かしながら、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に推進します。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場などの整備や海岸防災林の適切な管理を進めます。

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性などを踏まえた園芸産地の形成など、生産性・収益性の高い農林業を実現します。

取組項目	主な取組内容
14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業を構築します	<p>① 主要魚種の資源回復</p> <p>② 新たな漁業・養殖業の導入</p> <p>③ 経営力の高い経営体の育成</p> <p>④ 意欲ある就業者の確保・育成</p>
15 産地魚市場を核とした流通・加工体制を構築します	<p>① 被災した水産加工業者に対する支援</p> <p>② 水産物の販路の開拓・拡大の推進</p> <p>③ 水産物の評価・信頼の向上</p> <p>④ 戦略的な水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応</p>
16 漁港などの整備を推進します	<p>① 漁港施設などの整備や海岸防災林の再生</p>
17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農林業を実現します	<p>① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進</p> <p>② 鳥獣被害の防止対策と推進</p> <p>③ 農林産物の高付加価値化などの推進</p> <p>④ 放射性物質の影響を受けた産地の早期再生</p>

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業を構築します

① 主要魚種の資源回復 ☆

- ・ 水産資源の持続的利用に向けたクロマグロなどの適切な資源管理、サケやアワビ等の水産資源の造成・保護培養、資源が増加している魚種の試験操業等の取組を推進します。
- ・ 漁業者の自主的な資源管理に向け、漁業共済組合と連携した漁業者の資源管理協定への参画、協定の確実な履行を促進します。
- ・ アワビなどの磯根資源の保護に向けた高速取締船による海上パトロールや陸上パトロールによる取締体制の充実など、関係機関と連携した密漁防止対策の強化に取り組みます。
- ・ 放流したサケ稚魚の初期減耗要因の解明とともに、高水温耐性を持つなど回帰率の向上が

期待できる種苗生産技術の開発を推進します。

- ・ サケ稚魚の大型化や遊泳力の強化に向け開発された飼育技術の早期現場実装を推進するなど、環境変化に強い種苗生産に取り組みます。

② 新たな漁業・養殖業の導入 ☆

- ・ 漁場の配分の見直しなど、漁場利用のルールづくりによる漁業者の生産規模の拡大と効率化を促進します。
- ・ 漁場フル活用による養殖生産量の維持・増大に向け、漁業協同組合の自営養殖、漁船漁業者の養殖業への新規参入、地域の漁業関係者と養殖業への参入を希望する企業との連携を促進します。
- ・ 漁業経営体の技術力・生産力の向上に向け、地域の模範的な漁業経営モデルや作業方法の「見える化」・共有を促進します。
- ・ 養殖作業の省人化・省力化に向けた自動給餌機やホタテ洗浄機の導入、繁閑差の大きい養殖作業の平準化に向けた取組等を促進します。
- ・ 漁港水域等の静穏域を活用したサケ・マス類の海面養殖やウニの蓄養など、新たな漁業・養殖業の取組を推進します。
- ・ 内水面における種苗の放流と自然再生産を組み合わせた効率的な増殖と漁場の管理、内水面養殖業者と連携したサケ・マス類の海面養殖用種苗の安定供給体制づくりを推進します。
- ・ 養殖生産の効率と収益力を高める自動給餌システムや水温自動観測ブイの導入等により、スマート水産業³¹を推進します。
- ・ 養殖生産の効率化・養殖品目の多様化に向けたワカメやアサリ等の人工種苗を活用した養殖技術の開発・普及を推進します。
- ・ マガキやホタテガイの地場種苗や、サケ・マス類の県オリジナル海面養殖用種苗の生産など、安定的な種苗生産・供給に関する技術開発を推進します。

③ 経営力の高い経営体の育成 ☆

- ・ 「いわて水産アカデミー³²」による経営研修、漁業者への営漁指導等により、漁業経営体の技術力・経営力の向上を促進します。
- ・ 中核的漁業経営体³³の育成に向け、養殖業の規模拡大や法人化、新しい漁業・養殖業の導入、低利用漁場の積極的な活用等を促進するとともに、漁業就業者を周年雇用できる環境の整備を推進します。

④ 意欲ある就業者の確保・育成 ☆

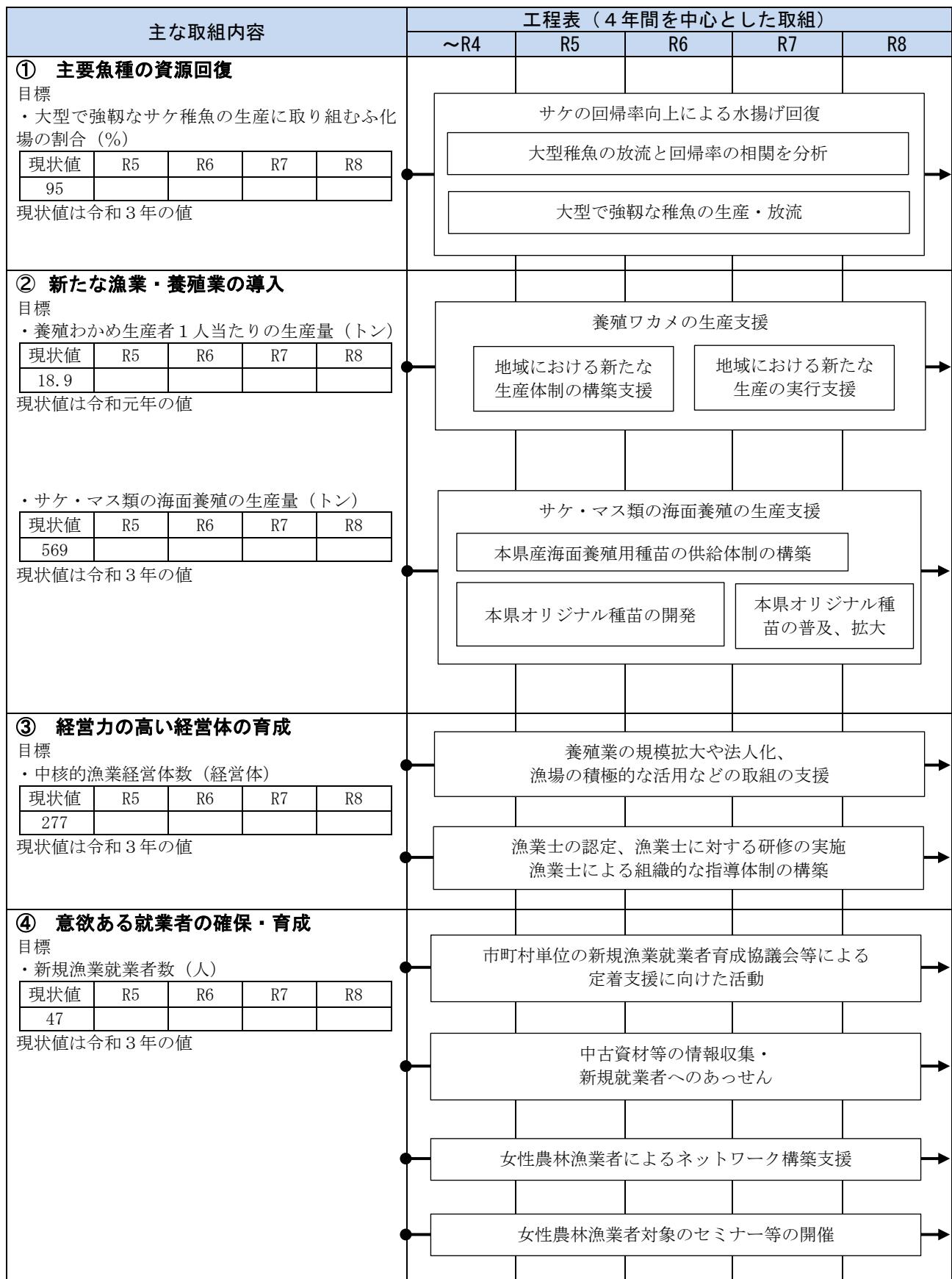
- ・ 「いわて水産アカデミー」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 市町村や漁業関係団体等と連携した、県内外からの就業希望者への就業先とのマッチングや生活面のきめ細かな支援等により、就業に向けた移住・定住を促進します。
- ・ 養殖漁場の再配分や、中古資材等のあっせん支援など、新規漁業就業者の将来的な独立を地域全体で支えていく仕組みづくりを推進します。

31 スマート水産業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業を指す。

32 いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度

33 中核的漁業経営体：年間販売額が1千万円以上の漁業経営体

- 女性の経営力向上に向けた研修会の開催や、農林水産業分野の女性組織・グループ間の相互研さんや情報共有の取組等の支援を通じて、地域で活躍する女性農林漁業者の育成に取り組みます。



県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体・企業等)

- ・水産資源の適正な管理
- ・つくり育てる漁業、藻場再生の実践
- ・中核的漁業経営体の育成（漁業・養殖業経営の規模拡大）
- ・地域における後継者の育成、新規就業者の受入の実行
- ・養殖業の漁協自営、法人化

(市町村)

- ・水産資源の適正な管理に関する普及啓発等
- ・つくり育てる漁業、藻場再生の支援
- ・中核的漁業経営体の育成支援
- ・新規就業者の受入体制の整備
- ・新規就業者に対する生活支援の実行

取組項目NO. 15 産地魚市場を核とした流通・加工体制を構築します

① 被災した水産加工業者に対する支援

- ・複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーン³⁴の回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。
- また、産業支援機関と連携し、経営の安定化を支援するとともに、事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組を支援します。
- ・中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・沿岸地域の基幹産業である水産加工業の経営力強化を図るため、中長期的な経営戦略策定や商品開発等の取組を支援します。

② 水産物の販路の開拓・拡大の推進 ☆

- ・主要魚種の不漁の課題に対応するため、関係機関と連携しながら水揚量が増加しているマグロ、イワシ、サワラ、ブリ等の魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓を支援します。
- ・高鮮度を売りとした西日本などの遠隔地向けの商品の販売展開や、新たな物流体制の構築を図る企業間連携の取組を支援します。
- ・「いわて三陸ブランド」の評価向上に向け、産地魚市場での低温管理の徹底などの高鮮度流通の取組や食品コンクール・展示商談会への出品等を通じて、消費者への県産水産物やその加工品の魅力発信に取り組みます。
- ・市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工販売など多様な販売ルートを確保するための取組を促進します。
- ・復興道路等を活用した首都圏等への鮮度の高い水産物の輸送を促進します。

③ 水産物の評価・信頼の向上 ☆

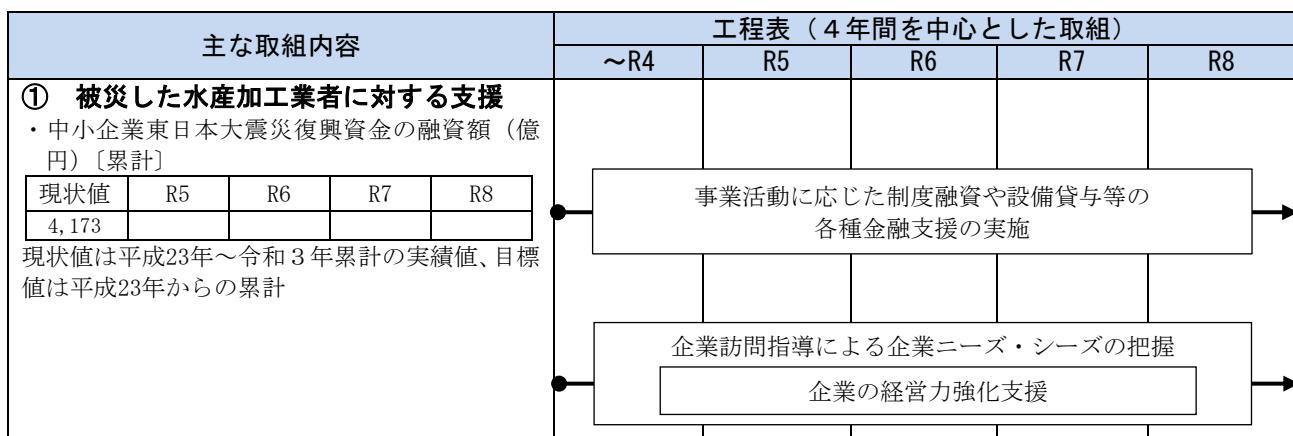
- ・漁獲から陸揚げ、流通・加工までの一貫した衛生・品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり」による地域ごとの高品質な水産物供給の取組を促進します。

³⁴ サプライチェーン：製品供給に至る一連の流れ（原材料・部品の調達から、製造、販売、配送まで）、又はそれらに関わる企業群

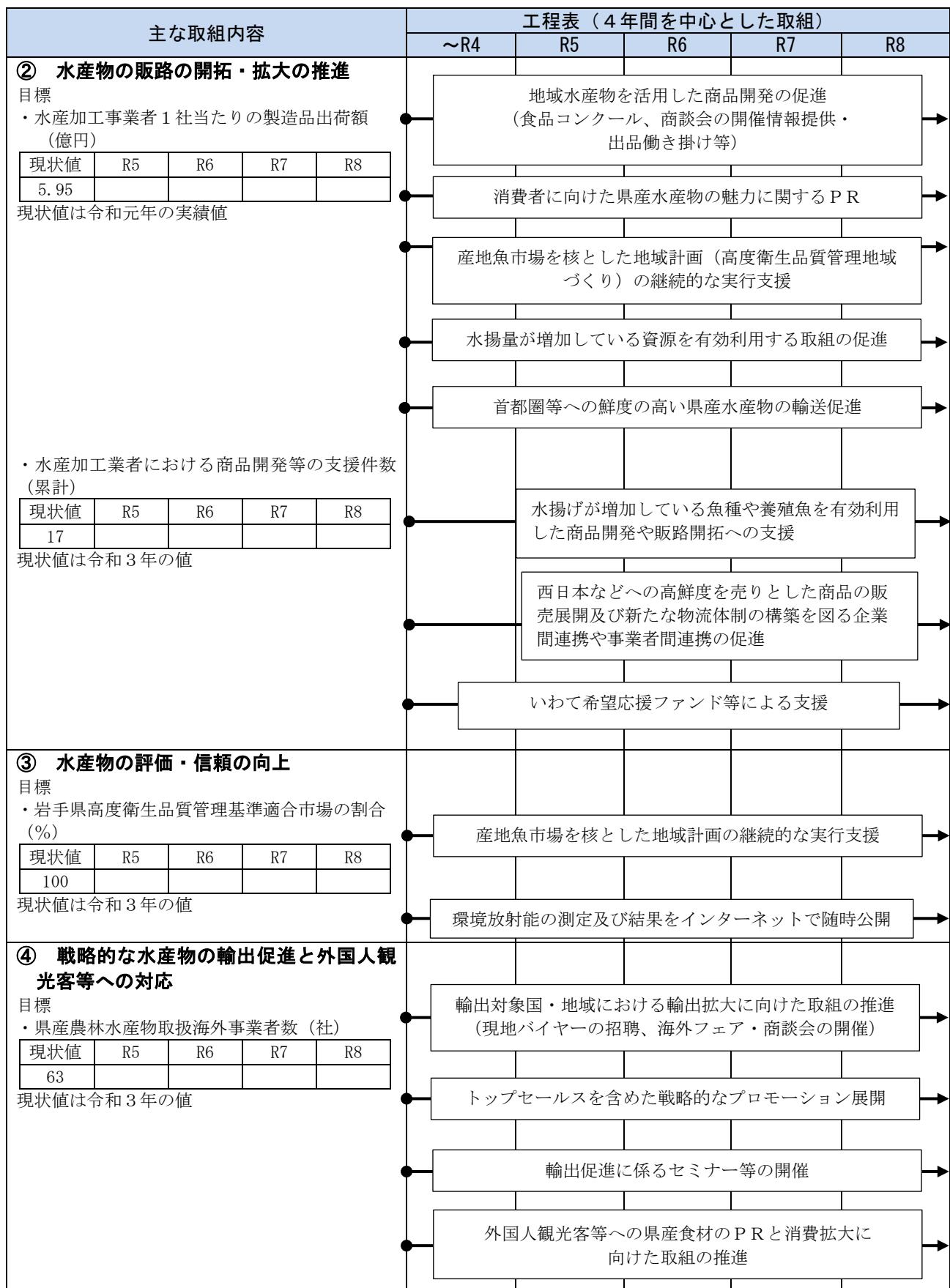
- ・ H A C C Pに沿った衛生管理の促進など、水産物に対する消費者の信頼確保に取り組みます。

④ 戰略的な水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応 ☆

- ・ アジア各国や北米等をターゲットに、国内外の実需者と連携した現地でのフェア開催やバイヤー等の招聘、オンライン商談やE Cサイトの活用などにより、水産物の輸出拡大に取り組みます。
- ・ ジェトロ岩手や金融機関等と連携したセミナーの開催など、輸出に意欲のある事業者の取組を促進します。
- ・ 「岩手ならでは」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史、文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用したフードツーリズム³⁵の取組を促進します。



³⁵ フードツーリズム：地域ならではの食・食文化を楽しむことを目的とした旅



県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

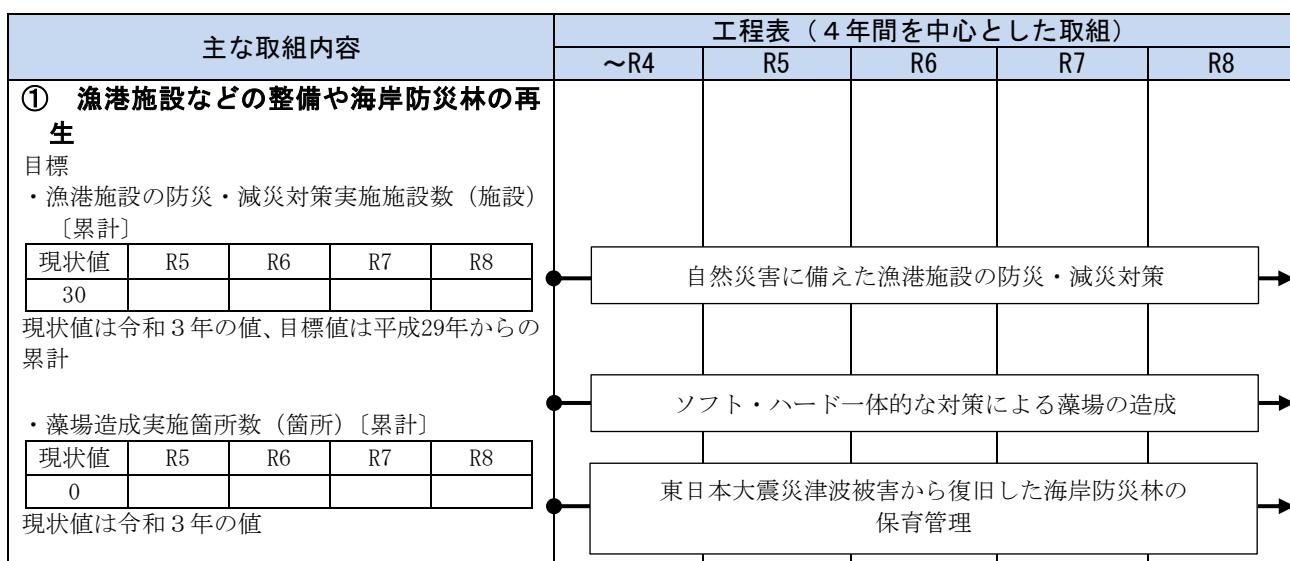
・販路開拓や売上増加に向けた取組

- (生産者・団体・企業等)
- ・中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組などへの伴走型支援
 - ・国、県等との更なる連携による取組
 - ・県産水産物の販路開拓等
 - ・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
 - ・加工・販売事業者との連携
 - ・水産加工品の販路の回復・拡大
- (金融機関、信用保証協会)
- ・県、市町村、商工指導団体等と連携した融資、信用保証、経営指導等
- (市町村)
- ・市町村の特色ある産業の振興
 - ・県産水産物の販路開拓等の支援
 - ・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
 - ・生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進
 - ・水産加工品の販路の回復・拡大支援

取組項目NO. 16 漁港などの整備を推進します

① 漁港施設などの整備や海岸防災林の再生 ☆

- ・ 地震・津波・高波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の防災・減災対策を推進します。
- ・ 沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設や避難路の整備等を推進します。
- ・ アワビ等の水産資源の回復・増大に向けた藻場や産卵・保護礁の造成、漁港内の静穏水域等を活用した増殖場の整備などを推進します。
- ・ 漁業生産の効率化や就労環境の改善に向けた水揚げが増加している水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する岸壁や浮桟橋の整備、新たな産地魚市場の整備や電子入札化など、水産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 津波被害から復旧した海岸防災林の防災機能の早期発現に向け、適切な保育管理に取り組みます。



県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・水產生産基盤の整備

取組項目NO. 17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農林業を実現します

① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

沿岸地域において生産性・市場性の高い園芸産地が形成されるよう、園芸品目の単収向上に向けたスマート農業³⁶技術の活用や高規格ハウス等の整備を支援します。

② 鳥獣被害の防止対策の推進 ☆

- ・ 農産物に対する野生鳥獣被害の防止に向けた有害捕獲や恒久電気柵等の防護柵の設置、野生鳥獣の生息環境の管理など、地域全体で取り組む被害防止活動を支援します。
- ・ 野生鳥獣の捕獲技術向上等に向けた研修会の開催や、市町村や関係団体、専門的な知識や技術を有する民間等との連携により、効果的な対策を推進します。

また、捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効利用する取組を支援します。

③ 農林産物の高付加価値化などの推進 ☆

- ・ 消費者や実需者のニーズを把握し、産地と共有しながら、消費者ニーズを的確に捉えた、安全・安心で、高品質な農林産物の生産を促進します。
また、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まっていることから、有機農産物など環境に配慮した生産方式で栽培された農林産物の消費拡大や販路開拓に取り組みます。
さらに、マーケティングに関するセミナーや生産者と実需者との商談会の開催等を通じ、生産者等のスキルアップに取り組みます。
- ・ 食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した「農山漁村発イノベーション³⁷」の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーン³⁸の構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。
- ・ ライフスタイルの変化に伴う新たな消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスの開発や、ECサイトなどを活用した販路開拓を促進します。
- ・ 県産木材の新たな需要開拓・利用拡大に向け、輸入木材に対抗できる強度・品質に優れた木材製品の開発を支援するほか、関係団体等と連携した首都圏の建設関係事業者等への販路拡大や、住宅・民間商業施設等における県産木材の利用促進に取り組みます。
- ・ 公共施設等での県産木材の利用推進とともに、県内の建築士や工務店等の木造設計技術の向上支援など、民間商業施設等での県産木材利用を促進します。

④ 放射性物質の影響を受けた産地の早期再生

県産農林産物の放射性物質による風評被害を払拭し、消費者の信頼を確保するため、安全・安心に関する情報発信に取り組みます。

特に、原木しいたけについては、放射性物質の影響により、出荷制限が指示されている市町村があることから、安全なしいたけ原木の確保や新規参入者等の栽培技術の習得、生産性を向上す

³⁶ スマート農業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

³⁷ 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組

³⁸ バリューチェーン：（農林水産物の）生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組

る施設整備、生産者・集出荷団体による販路拡大など、原木しいたけの産地再生の取組を促進します。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ 放射性物質の影響を受けた産地の早期再生					
目標					
・原木導入支援事業体数（事業体）	現状値 13	R5	R6	R7	R8
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体・企業等)

- ・生産性・収益性の向上に向けた指導の実施
- ・鳥獣被害防止対策の実施
- ・有害捕獲、侵入防止柵等の整備
- ・安全・安心・高品質な農産物の生産
- ・農山漁村発イノベーションの実践・連携・協力、交流・商談会等への参加
- ・県産農林産物の販路開拓等
- ・商業施設等の木造化、内装木質化の推進
- ・原木しいたけの販路拡大
- ・中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組などへの伴走型支援
- ・国、県等との更なる連携による取組

(市町村)

- ・農業施設の整備等への支援
- ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施
- ・農山漁村発イノベーションの実践支援、商談会等への参加支援
- ・県産農林産物の販路開拓等の支援
- ・公共施設の木造化、内装木質化の推進
- ・原木しいたけ生産施設の整備
- ・市町村の特色ある産業の振興

III なりわいの再生

2 商工業

被災地域の経済を支える中小企業などの事業再開や経営力向上に向けた取組を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した商店街を核としたにぎわいの創出や地域の特性を生かした産業の振興を図ります。

また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした科学技術や学術研究などにより地域経済の活性化を図ります。

取組項目	主な取組内容
18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた取組を支援します	<p>① 中小企業者の事業再開や経営力の強化、デジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進</p> <p>② 若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップ支援</p> <p>③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進</p> <p>④ 三陸の多様な資源を生かした産業振興に向けた支援</p> <p>⑤ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援</p> <p>⑥ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出</p> <p>⑦ 商品力の向上や販路拡大に向けた取組の支援</p>
19 産業の再生やものづくり産業などの振興を図ります	<p>① 被災地の企業の経営安定化及び販路開拓等に向けた取組の支援</p> <p>② ものづくり産業人材の育成・確保・定着</p> <p>③ 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進</p> <p>④ 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大</p> <p>⑤ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化</p> <p>⑥ 三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進</p> <p>⑦ 国際研究拠点の形成と I L C 関連技術等の産業化支援</p>

取組項目NO. 18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた取組を支援します**① 中小企業者の事業再開や経営力の強化、デジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進 ☆**

- ・ 複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。

また、産業支援機関と連携し、経営の安定化を支援するとともに、事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組を支援します。

- ・ 人口減少や新型コロナウイルス感染症等の社会経済環境の変化に的確に対応し、生産性の向上や新分野への進出、新商品の開発など新たな事業活動に取り組むため、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ それぞれの事業者が抱える経営課題の解決に向け、経営者に寄り添い、中小企業が自立的かつ持続的に課題解決を行える経営力再構築型伴走支援に取り組むための体制を強化します。
- ・ 技術の高度化や新技術開発、販路開拓、資金調達、G X、D Xなど企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。
- ・ デジタル技術の活用による自動化・省力化などの業務効率化や、データの利活用による経営力強化に取り組む企業を支援します。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関の支援者等と連携して、デジタルツールの導入や経営判断に資するデータ利活用の提案等の伴走支援を行うとともに、企業の規模や業種、課題に応じたモデル事例を創出します。
- ・ 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。
- ・ 復興道路や港湾などを活用して、県内企業の生産性向上や販路拡大に向けた取組を支援します。

② 若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保、起業・スタートアップ支援 ☆

- ・ 県、市町村、金融機関、大学、研究機関等により「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」の設置、岩手イノベーションベース³⁹や県出身IT経営者との連携により、起業のステージやパターンに適したプログラムの提供等を通して起業・スタートアップ支援を強化します。
- ・ 若者の起業マインドの醸成や、後継者の経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 創業支援の取組を促進するため、「産業競争力強化法」に基づく市町村の取組により、起業家の支援を強化します。

³⁹ 岩手イノベーションベース：県内の产学研官金の機関が連携して設置した起業支援拠点。起業家同士の学び・ネットワーク形成等を通じて、互いに切磋琢磨し、起業家が起業家を生み育てることを目指す。

- ・ 創業計画の策定段階から創業した後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を展開します。

③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進 ☆

- ・ 中小企業者が行う事業承継に向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所などの商工指導団体が、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター⁴⁰、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や、経営者との対話・相談を促進します。
- ・ 中小企業者における親族や従業員等への事業承継を円滑に進めるため、商工会、商工会議所が中小企業者に密着し、事業承継計画の策定から事業承継後のフォローアップまで実施する継続的な取組を支援します。

また、後継候補者がいない中小企業者に対しては、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター やつぐべ岩手⁴¹等の関係機関とのネットワークによる相談対応や事業引受希望者とのマッチングなどの取組を促進します。

- ・ 後継者の経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。
- ・ 事業承継に向けた事業計画の策定段階から承継後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。
- ・ 商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を展開します。

④ 三陸の多様な資源を生かした産業振興に向けた支援

- ・ 沿岸地域の基幹産業である水産加工業の経営力強化を図るため、中長期的な経営戦略策定や商品開発等の取組を支援します。
- ・ 三陸の多様な資源を生かした産業の振興が図られるよう、中小企業者のＩＣＴを活用した販路開拓の取組を支援します。
- ・ 水産加工事業者の労働力不足の解消や経営力の向上を図るため、職場環境改善、福祉分野との連携による人材確保や、デジタル技術の導入を支援します。
- ・ 家庭や事業所における自家消費型の再生可能エネルギーの導入など、市町村や地域新電力、発電事業者との連携によるエネルギーの地産地消を促進し、災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や、環境と地域経済の好循環に向けて取り組みます。
- ・ 太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に当たっての環境配慮の基準づくり等により、市町村における促進区域の設定を支援するなど地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 三陸沿岸地域のポテンシャルを生かした洋上風力発電の導入に向けて、関係市町村や利害関係者との調整を行うとともに、関連産業の創出、育成に取り組みます。
- ・ 公有地を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

⑤ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援 ☆

- ・ 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支

⁴⁰ 岩手県事業承継・引継ぎ支援センター：後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するための機関。

⁴¹ つぐべ岩手：県内の信用金庫、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫及び岩手県が連携し、マッチング、資金等支援により事業承継を後押しする連携スキーム。

援を行います。

- ・ 事業再生や再チャレンジ等を含め、個々の中小企業者の実情及びライフステージに応じた金融面の課題解決を支援するため、支援機関等で構成するいわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じて、参加機関相互の連携体制を構築します。
- ・ 二重債務問題を抱える被災事業者に対して、引き続き事業計画の策定等の支援を行います。

⑥ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出 ☆

- ・ 市町村、商工指導団体、商店街等の既存組織のほか、地域住民や学生等からの多様な視点や意見を反映させながら、中心市街地における交流人口の増加に資する、新たな時代の商業・サービス業の仕組みの構築を目指します。
- ・ 商店街等が、医療・福祉・地域交通・観光・都市計画等、他の分野との協調・連携を通じて、少子高齢化や働き方改革等、刻々と変化する社会的なニーズに対応した、ビジネスチャンス拡大に向けた取組を推進します。
- ・ 付加価値の高い商品・サービスの開発や労働生産性の向上を実現するため、デジタル技術の積極的な活用を図る商業・サービス業者の取組を支援します。
- ・ 新たに整備された大型商業施設等を拠点としたにぎわい創出や魅力創造に、市町村、商工指導団体、商店街組織等と連携して取り組みます。

⑦ 商品力の向上や販路拡大に向けた取組の支援 ☆

- ・ 農商工連携や事業者間連携を促進するため、事業者の中の今後の経営の担い手となる若手人材を対象とした他地域・他業種との交流・マッチングに取り組みます。
- ・ 産業創造アドバイザー等の専門家派遣による、高付加価値商品の開発やE C販売拡大の支援に取り組みます。
- ・ 県内外での食の商談会や大手量販店と連携したフェアを開催し、販路拡大や商品販売機会の提供に取り組みます。
- ・ 主要魚種の不漁の課題に対応するため、関係機関と連携しながら水揚量が増加しているマグロ、サワラ、ブリ等の魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓を支援します。
- ・ 高鮮度を売りとした西日本などの遠隔地向けの商品の販売展開や、新たな物流体制の構築を図る企業間連携の取組を支援します。
- ・ アンテナショップ（東京、大阪、福岡）をはじめ、首都圏等における物産展や復興支援のつながりから生まれた催事等の販売機会の確保に加え、オンラインを活用した販売手法への対応を強化し、消費者ニーズの把握や効果的な情報発信により販路の拡大を図ります。
- ・ 各支援機関や海外事務所と連携し、戦略策定、商談、貿易実務等への一貫した支援や、専門家による個別相談、セミナー等の開催などにより、意欲ある県内事業者を支援します。
- ・ オンラインや海外事務所等を活用し、渡航制限に左右されない商談機会の拡充等に取り組みます。
- ・ 今後再開が見込まれる海外の現地商談会や見本市等の各種商談機会やビジネスパートナーとの連携等により、県産品・県内事業者との情報発信や販路の回復・拡大に取り組みます。
- ・ 東アジア及び東南アジア市場を中心に、大連経済事務所及び雲南事務所をゲートウェイとして、本物志向、品質重視の富裕層に加え、中間層等の更に広いマーケットの需要にも対応していきます。

- ・ 北いわてアパレル産業振興会との連携により、全国の商談会などへの参加等を通じて地域の縫製事業者が有する高い技術力を県内外に発信し、産地としての認知度向上を図るとともに、取引拡大を支援します。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
③ 商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による事業承継の円滑化や人材育成に向けた取組の促進					
目標					
・商工指導団体による事業承継診断を受けた企業数（企業）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
1,908					
現状値は令和元～令和3年の累計、目標値は令和元年からの累計					
・事業承継の支援を受けた企業数（企業）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
2,074					
現状値は令和元～令和2年の累計、目標値は令和元年からの累計					
④ 三陸の多様な資源を生かした産業振興に向けた支援					
目標					
・職場環境改善やデジタル技術導入等の支援事業者数（者）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
－					
・I C T を活用した販路開拓の支援事業者数（者）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
－					
・再生可能エネルギー導入量（MW）〔累計〕【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8					
1,681					
現状値は令和3年の値					
⑤ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援					
目標					
・商工観光振興資金及び中小企業成長応援資金の貸付件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
2,046					
現状値は令和元～令和3年累計の実績値、目標値は令和元年からの累計					
・設備貸与制度の利用実績（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
83					
現状値は令和元～令和3年累計の実績値、目標値は令和元年からの累計					
商工指導団体が岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や経営者との対話・相談の支援					
商工指導団体が計画の策定からフォローアップまで実施する継続的な取組の支援及び関係機関とのネットワークによる相談対応等の支援					
企業訪問指導による企業ニーズ・シーズの把握 企業の経営力強化支援					
職場環境改善やデジタル技術導入等の支援					
I C T を活用した販路開拓に向けた商品開発等の支援					
市町村等が行う地域内の公共施設等へのクリーンエネルギー設備の導入を支援					
自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた取組支援					
事業活動に応じた制度融資や設備貸与等の各種金融支援の実施					
いわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じた支援環境の整備					

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑥ 多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出					
目標					
・商業・サービス業者に対する専門家利用企業数（企業）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 694					
現状値は令和元～令和3年累計の実績値、目標値は令和元年からの累計					
・にぎわいや魅力づくりにつながる活動に取り組む商店街の割合（%）					
現状値 R5 R6 R7 R8 61.9					
現状値は令和3年の値					
⑦ 商品力の向上や販路拡大に向けた取組の支援					
目標					
・国内の食の商談会等出展者数（オンラインを含む）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 567					
現状値は令和3年の値					
・アンテナショップ（東京、大阪、福岡）における県産品販売額（オンラインショップ、イベント販売等を含む）（百万円）					
現状値 R5 R6 R7 R8 535					
現状値は令和3年の値					
・商談会・フェア開催回数（オンラインを含む）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8 7					
現状値は令和3年の値					
	付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組の支援				
	商店街のにぎわい創出や魅力創造に取り組むための各種助成制度の活用を通じた支援				
	県内外での商談会や大手量販店フェアの開催による販路拡大や商品販売機会の提供				
	アンテナショップでの県産品の販売促進				
	物産展等の対面販売の機会の確保				
	オンラインや海外事務所等を活用した商談機会の拡充				
	北いわてアパレル産業に向けた研修会等の開催				

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・新事業展開や経営革新への取組
- ・計画的な事業承継の実施
- ・商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組

(団体・企業)

- ・中小企業者の経営力強化や円滑な事業承継等への伴走型支援
- ・国、県等との更なる連携による取組
- ・消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、販路の開拓
- ・本県の食産業の協働体制である「FCP岩手ブランチ」等の取組への積極的な参画

- ・新たな担い手の確保・育成
- ・カイゼン等生産性向上の取組
- ・他の生産者、事業者との連携
- ・海外市場進出への積極的対応
- ・貿易ノウハウの習得・実践
- ・海外向け製品の研究・開発
(産業支援機関、金融機関、信用保証協会)
- ・商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援
- ・「FCP岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
- ・セミナー等による人材育成
- ・専門家の派遣等によるデザイン開発、新商品開発、経営力向上等に関する支援
- ・大連経済事務所及び雲南事務所の運営及び企業支援
- ・貿易相談への対応、貿易情報の提供など
- ・海外との学術・技術交流
- ・県、市町村等と連携した経営指導、融資、信用保証等
(市町村)
 - ・市町村の特色ある産業の振興
 - ・地域の商店街の振興
 - ・起業・創業支援や設備投資支援
 - ・地域内の産業振興施策の企画調整
 - ・県及び産業支援機関等と連携した支援
 - ・販売機会の創出、販路開拓の支援、新商品開発等の促進、情報発信
 - ・「FCP岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
 - ・後継者の確保、育成等の担い手対策
 - ・事業者の海外展開等意欲の喚起
 - ・住民等に対する啓発活動
 - ・県との協働による中小企業支援などの事業実施

取組項目NO. 19 産業の再生やものづくり産業などの振興を図ります

① 被災地の企業の経営安定化及び販路開拓等に向けた取組の支援

- ・複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図る場合に、当該事業に必要な施設・設備の復旧・整備を支援します。
- また、産業支援機関と連携し、経営の安定化を支援するとともに、事業計画策定等の支援を通じて、事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組を支援します。
- ・中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- ・事業再生や再チャレンジ等を含め、個々の中小企業者の実情及びライフステージに応じた金融面の課題解決を支援するため、支援機関等で構成するいわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じて、参加機関相互の連携体制を構築します。
- ・二重債務問題を抱える被災事業者に対して、引き続き事業計画の策定等の支援を行います。

② ものづくり産業人材の育成・確保・定着 ☆

- ・ 地域ものづくりネットワーク等を中心とした产学行政連携の工場見学、出前授業、技能講習会及び人材育成研修等により、小学生から企業人まで各段階に応じた人材育成を推進します。
- ・ ものづくりに興味を持つ児童・生徒がものづくり産業に繋がる進路を選択できるよう、多様な進路の選択肢に関する情報提供等により、連続性を持ったキャリア教育を推進します。
- ・ ものづくり産業を取り巻く環境変化や企業のニーズを踏まえ、高等教育機関等と連携し高度技能者・技術者の育成に取り組みます。
- ・ 県内企業への就職を促進するため、高校生、大学生、教員及び保護者を対象にいわてで働く意識の醸成に取り組みます。
- ・ ものづくり産業等における次世代の現場リーダーの育成のため、ものづくりネットワーク組織の活動や商工団体と連携し、生産や営業等の企業マネジメント力の向上を支援します。

③ 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進 ☆

- ・ 自動車関連産業については、「100年に一度の大変革期」を好機と捉え、電子化・電動化やカーボンニュートラルへの対応など、事業環境の変化に対応した中小企業の競争力強化の取組を支援するとともに、サプライチェーンの体质強化、中小企業の競争力強化、人材の育成・確保・定着、事業環境の整備等を重点的に推進します。
- ・ 半導体関連産業については、我が国を代表する国際競争力の高い半導体関連産業の集積地を目指して、東北広域連携を進めながら、フラッシュメモリやパワー半導体などの先端半導体、車載半導体、製造装置など多種多様な関連製品の生産基盤となる企業・技術・人材の一層の集積と高度化を促進します。
- ・ 沿岸地域における三陸沿岸道路・港湾などの交通ネットワークの整備や、復興まちづくりの進展を踏まえながら、企業の誘致や既立地企業の業容拡大に取り組み、県内における一貫生産体制の構築と地域中核企業の一層の拠点化・高度化を推進します。

④ 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大 ☆

優れた技術を持つ地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組を支援し、国内外に一定のシェアを持つ様々な分野の中核的企業との取引拡大やサプライチェーンの新規参入を促進し、地域経済に好循環を生み出す多様な企業間連携の強化・拡大を促進します。

⑤ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化 ☆

- ・ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化に向けて、生産現場におけるカイゼンや3S等の活動の強化・浸透を促進するとともに、エンジニアリングチェーンやサプライチェーンなどのデジタル化の成功モデルの創出と、デジタル化に取り組むものづくり企業の裾野拡大を図ります。
- ・ 産業や社会のデジタル化を支えるパートナーであるIT企業の成長と集積を促進します。

⑥ 三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進

いわて海洋研究コンソーシアムの構成機関をはじめとする海洋研究機関の連携を強化し、三陸海域をフィールドとした海洋生態系、漁場環境等の調査研究の成果等を地域に還元する取組を推進します。

⑦ 国際研究拠点の形成とILC関連技術等の产业化支援 ☆

市町村が行うまちづくりへの支援、関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備

に向けた検討・調整などの取組を進めます。また、産学官連携による共同研究の推進、県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上などの取組を進めます。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 被災地の企業の経営安定化及び販路開拓等に向けた取組の支援					
目標					
・中小企業東日本大震災復興資金の融資額（億円）【累計】【再掲】	事業活動に応じた制度融資や設備貸与等の各種金融支援の実施				
現状値 R5 R6 R7 R8	4,173				
現状値は平成23～令和3年累計の実績値、目標値は平成23年からの累計					
② ものづくり産業人材の育成・確保・定着					
目標					
・産学行政が連携した工場見学会参加者数（人）【累計】	地域ものづくりネットワーク等による人材育成の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8	5,045				
現状値は令和3年の値、目標値は令和5年からの累計	多様な進路の選択肢に関する情報提供等によるキャリア教育の推進				
・3Dデジタル技術に関する講習の受講者数（人）【累計】	3Dデジタル技術等の高度技術者育成の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8	299				
現状値は令和3年の値、目標値は令和5年からの累計	県内外の大学生への企業情報の発信、企業見学会や企業説明会等による県内就職及びU・Iターンの促進				
	若手経営者育成支援				
	勉強会・交流会開催				
	ネットワーク活動支援				
③ 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進					
目標					
・地場企業の自動車関連取引成約件数（件）【累計】	技術商談会等の開催による参入・取引拡大の支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	35				
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計	研究開発、設備投資への支援				
・地場企業の半導体関連取引成約件数（件）【累計】	専門アドバイザーによる改善指導				
現状値 R5 R6 R7 R8	24				
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計	次世代自動車研究開発への支援				
・新規立地・増設件数（件）【累計】	取引あっせん、マッチング交流会など取引拡大の支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	29				
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計	人材育成・確保の支援				
	既立地企業のフォローアップによる業容拡大の支援				
	地域の中核企業の拠点化に向けた支援				
	関係機関との連携による新規立地企業への折衝				

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大					
・新規又は拡大した企業間連携数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
2					
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計					
	地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組を支援				
	地場企業群の中核的企業との取引拡大やサプライチェーンの新規参入を促進				
⑤ ものづくり産業の生産性・付加価値向上の加速化					
目標					
・県・国の支援によりデジタル化に取り組むものづくり企業数（社）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
11					
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計					
・ものづくり企業と県内IT企業の取引成約件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
6					
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計					
	生産現場におけるカイゼン、3S等の活動の強化・浸透の促進				
	ものづくり企業のデジタル化の成功モデルの創出				
	デジタル化に取り組むものづくり企業の裾野拡大				
	ものづくり企業と県内IT企業とのマッチングを支援				
⑥ 三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進					
目標					
・海洋研究成果普及セミナー等実施件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
5					
現状値は令和3年の値					
	海洋研究成果の普及				
	海洋研究機関の連携促進				
⑦ 国際研究拠点の形成とILC関連技術等の産業化支援					
目標					
・講演会等参加者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8					
2,203					
現状値は令和3年の値					
・加速器関連産業における共同開発研究件数（件）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8					
3					
現状値は令和3年の値					
現状値及び目標値は令和元年からの累計					
	市町村が行うまちづくりへの支援				
	関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備に向けた検討・調整				
	産学官連携による共同研究の推進				
	県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上				

県以外の主体に期待される行動

(県民・NPO等)

- ・新事業展開や経営革新への取組
- ・計画的な事業承継の実施

- ・商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組
- ・科学技術に対する理解の増進
- ・国際研究拠点形成に関連したまちづくりへの参画
(団体・企業)
- ・中小企業者の経営力強化や円滑な事業承継等への伴走型支援
- ・国、県等との更なる連携による取組
- ・消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、販路の開拓
- ・本県の食産業の協働体制である「F C P 岩手ブランチ」等の取組への積極的な参画
- ・新たな担い手の確保・育成
- ・カイゼン等生産性向上の取組
- ・他の生産者、事業者との連携
- ・海外市場進出への積極的対応
- ・貿易ノウハウの習得・実践
- ・海外向け製品の研究・開発
- ・先端科学技術の生産現場等への導入
- ・ILCに関連する研究成果・新技術を基にしたビジネスの拡大
(産業支援機関、金融機関、信用保証協会)
- ・商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援
- ・「F C P 岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
- ・セミナー等による人材育成
- ・専門家の派遣等によるデザイン開発、新商品開発、経営力向上等に関する支援
- ・大連経済事務所及び雲南事務所の運営及び企業支援
- ・貿易相談への対応、貿易情報の提供など
- ・海外との学術・技術交流
- ・県、市町村等と連携した経営指導、融資、信用保証等
(研究機関)
- ・研究開発基盤の整備
- ・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
(公設試験研究機関)
- ・研究開発基盤の整備
- ・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
- ・ILCに関連する研究成果・新技術と地域資源のマッチング
(市町村)
- ・市町村の特色ある産業の振興
- ・地域の商店街の振興
- ・起業・創業支援や設備投資支援
- ・地域内の産業振興施策の企画調整
- ・県及び産業支援機関等と連携した支援
- ・販売機会の創出、販路開拓の支援、新商品開発等の促進、情報発信
- ・「F C P 岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画
- ・後継者の確保、育成等の担い手対策
- ・事業者の海外展開等意欲の喚起
- ・住民等に対する啓発活動
- ・研究開発を行う地域企業の支援
- ・外国人研究者等の受入環境の整備

III なりわいの再生



3 観光

三陸鉄道や三陸ジオパーク、豊かな食など三陸ならではのコンテンツや、新たな交通ネットワークの活用などにより誘客を促進しながら、三陸の新たな魅力などを広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立します。

取組項目	主な取組内容
20 観光資源の再生を支援するとともに、新たな魅力を創造します	① 復興ツーリズムの推進
	② 周遊・滞在型観光の推進
	③ 観光DXによる観光推進体制の強化
21 復興の動きと連動した全県的な誘客を促進します	① 新たな交通ネットワークの活用による誘客の促進と交流人口の拡大
	② 「おもてなしの心」による観光立県の確立

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 20 観光資源の再生を支援するとともに、新たな魅力を創造します

① 復興ツーリズムの推進 ☆

- ・ 高田松原津波復興祈念公園、東日本大震災津波伝承館等の震災伝承施設、被災体験の語り部、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、三陸ならではのコンテンツをデータに基づくマーケティング分析を生かして効果的に情報発信するとともに、これらを活用した復興ツーリズムの促進を図ります。
- ・ 震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動の展開により、東日本大震災津波と震災からの復興の記憶と教訓を広く後世につなげます。
- ・ 東日本大震災津波伝承館を拠点として、三陸鉄道を活用した防災ツーリズムを実施するなど、三陸地域全体を「防災を学習する場」としながら、交流人口の拡大を図ります。
- ・ 教育旅行客の増加などの好機を生かし、震災学習を通して防災・減災意識の醸成や持続可能なまちづくりについて考えるなど、三陸地域固有のSDGsの要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信、バス運行支援等を実施し、本県への来訪の定着を推進します。
- ・ 日本酒、ワイン、ビール、三陸の海の幸、山の幸など本県の有する豊かな食を活用した観光コンテンツの磨き上げや新たな市場の開拓により、観光消費と販路の拡大につなげます。
- ・ 比較的閑散期となる季節の観光需要を喚起する旅行商品や地域資源を活用した早朝やナイト観光のコンテンツを開発・充実させ、宿泊を伴う観光を促進します。
- ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、維持・保存するとともに住民生

活や地域産業との調和を図り、観光資源として活用していきます。

- ・ 三陸DMO⁴²センターを中心に市町村や関連事業者など地域の多様な主体が参画し、観光資源の維持・保存や観光客のマナー啓発など、地域住民の生活環境との調和を図る持続可能な観光地域づくりを促進します。
- ・ 観光地における旅行者等の安全・安心が図られるよう、災害時における避難場所や避難経路をはじめとする防災情報の旅行者等への提供を促進することにより、安全・安心な観光地づくりを推進します。
- ・ 三陸ジオパーク活動を通じて、津波防災等の情報発信や国内外からの来訪者の受入態勢の整備、交流イベントの開催等を推進し、交流人口の拡大を図ります。

② 周遊・滞在型観光の推進 ☆

- ・ 北いわてMa a S⁴³や東北Ma a Sなど情報通信技術（ICT）の活用と鉄道、バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通ネットワークの充実を図り、より広く周遊できる受入体制整備を促進します。
- ・ 3つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならでは」のコンテンツに高品質な「食」、「宿」などを組み合わせた高付加価値型の旅行商品造成を促進します。
- ・ ワーケーション⁴⁴やブレジャー⁴⁵等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行商品の開発を研究するなど、平日、冬期間などの閑散期における観光需要の喚起と観光地における混雑や密を回避し、感染症の拡大防止を図りながら多くの観光需要を創出します。

③ 観光DXによる観光推進体制の強化 ☆

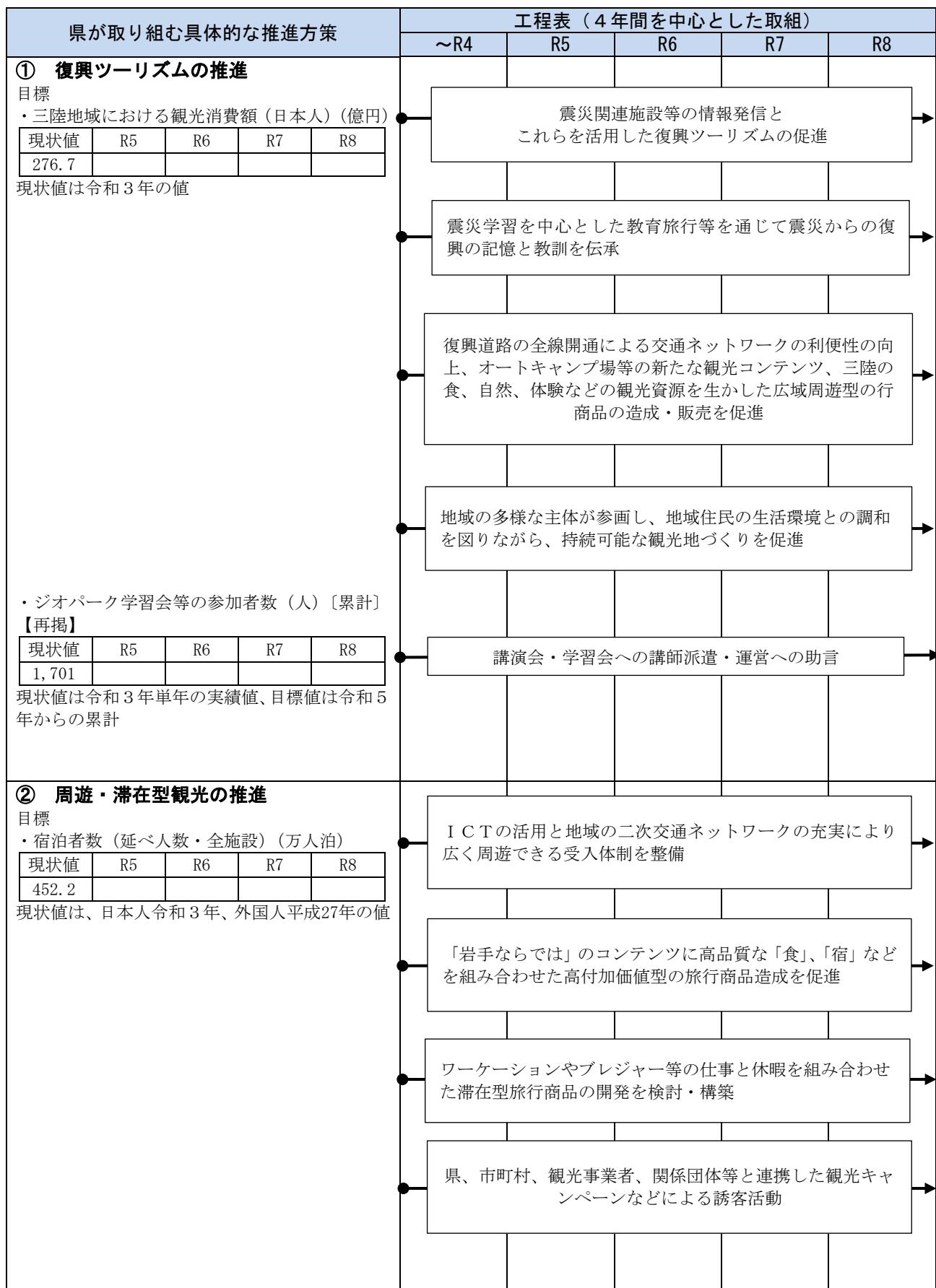
- ・ 観光マーケティングデータを一元化するプラットフォーム（いわて観光DMP）の構築を進め、データを活用した観光客の動態等の分析を実施して観光需要を的確に把握します。
- ・ マーケティング機能を地域に内在化し、観光を取り巻く環境の変化に対応した地域づくりを推進するため、マーケティング実践塾を開催するなどマーケティング人材の育成を支援します。
- ・ 観光DXの推進により、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する地域DMOの設立や活動を支援するなど、稼ぐ観光地をつくる体制強化を図ります。
- ・ 観光に関わる事業者や各産業界と県、市町村が相互に連携した観光推進組織の活動を推進し、各地域の観光地域づくりの取組を生かしたオール岩手による宣伝・誘客体制を強化します。
- ・ 地域の観光産業を持続的に発展させていくため、大学をはじめ学術研究機関と連携するなど、魅力的な観光地域づくりにつなげていく観光産業をけん引する人材の育成を支援します。
- ・ マーケティング分析結果を地域に展開し、戦略的な販売支援を通じて経営力の強化や生産性の向上を図ります。

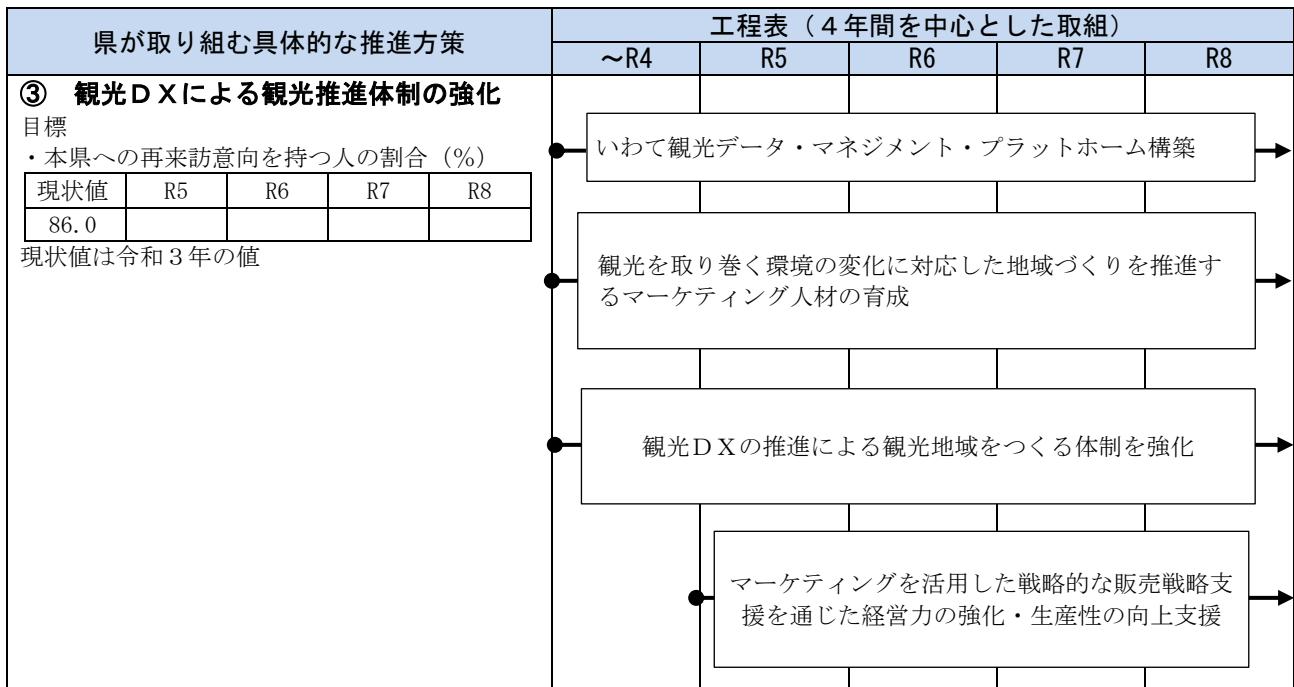
⁴² DMO : Destination Management／Marketing Organization の略。観光地域づくり法人。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

⁴³ Ma a S : Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人の短期間の旅行単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

⁴⁴ ワーケーション : Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

⁴⁵ ブレジャー : Business(ビジネス)と Leisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。





県以外の主体に期待される行動

(DMO)

- ・マーケティング人材の育成
- ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信
- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
- ・地域と連携した観光地域づくりの推進
- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
- ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ
- ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
- ・I C T を活用した周遊促進
- ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
- ・関連産業と連携した商品開発
- ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
- ・S D G s の要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信

(企業等)

- ・マーケティング人材の育成
- ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信
- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
- ・観光地へのアクセス向上のための二次交通の整備
- ・マーケティング結果を生かした戦略的な商品販売
- ・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備
- ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ
- ・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画
- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
- ・広域連携による周遊ルートの構築と広域周遊の促進
- ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
- ・質の高い旅行商品の造成

- ・ I C T を活用した周遊促進
- ・世界中の旅行者に質の高い旅行を提供する宿泊施設のサクラクオリティ認証取得
- ・感染症対策を徹底し、安心・安全な観光地づくり
- ・地域の観光産業を持続的に発展させるための観光関連産業を担う人材の育成
- ・震災学習コンテンツの磨き上げ
- ・ S D G s の要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信
- ・旅行者に満足してもらうための「おもてなし」の実践
- ・事業者間の連携による新たな魅力の創出
- ・多言語や多様な食習慣への対応、キャッシュレス決済の導入等による受入環境整備
- ・いわて花巻空港の積極的な利用
(市町村)
 - ・マーケティング人材の育成
 - ・登録DMO整備の設立・活動支援
 - ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
 - ・地域と連携した観光地域づくりの推進
 - ・地域内の二次交通の整備促進
 - ・地域ぐるみでの「おもてなし」の推進
 - ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
 - ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
 - ・国内外からの誘客に向けた情報発信
 - ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
 - ・自然、温泉、歴史的建造物、民俗芸能等の観光資源の維持・保存
 - ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承
 - ・いわて花巻空港の積極的な利用
(教育機関等)
 - ・観光関連産業を担う人材の育成
 - ・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の利用
 - ・いわて花巻空港の積極的な利用
 - ・留学生など在留外国人を活用した情報発信
 - ・伝統文化の発信によるコンテンツの提供
 - ・スポーツツーリズムにかかる連携強化
 - ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承

取組項目NO. 21 復興の動きと連動した全県的な誘客を促進します

① 新たな交通ネットワークの活用による誘客の促進と交流人口の拡大 ☆

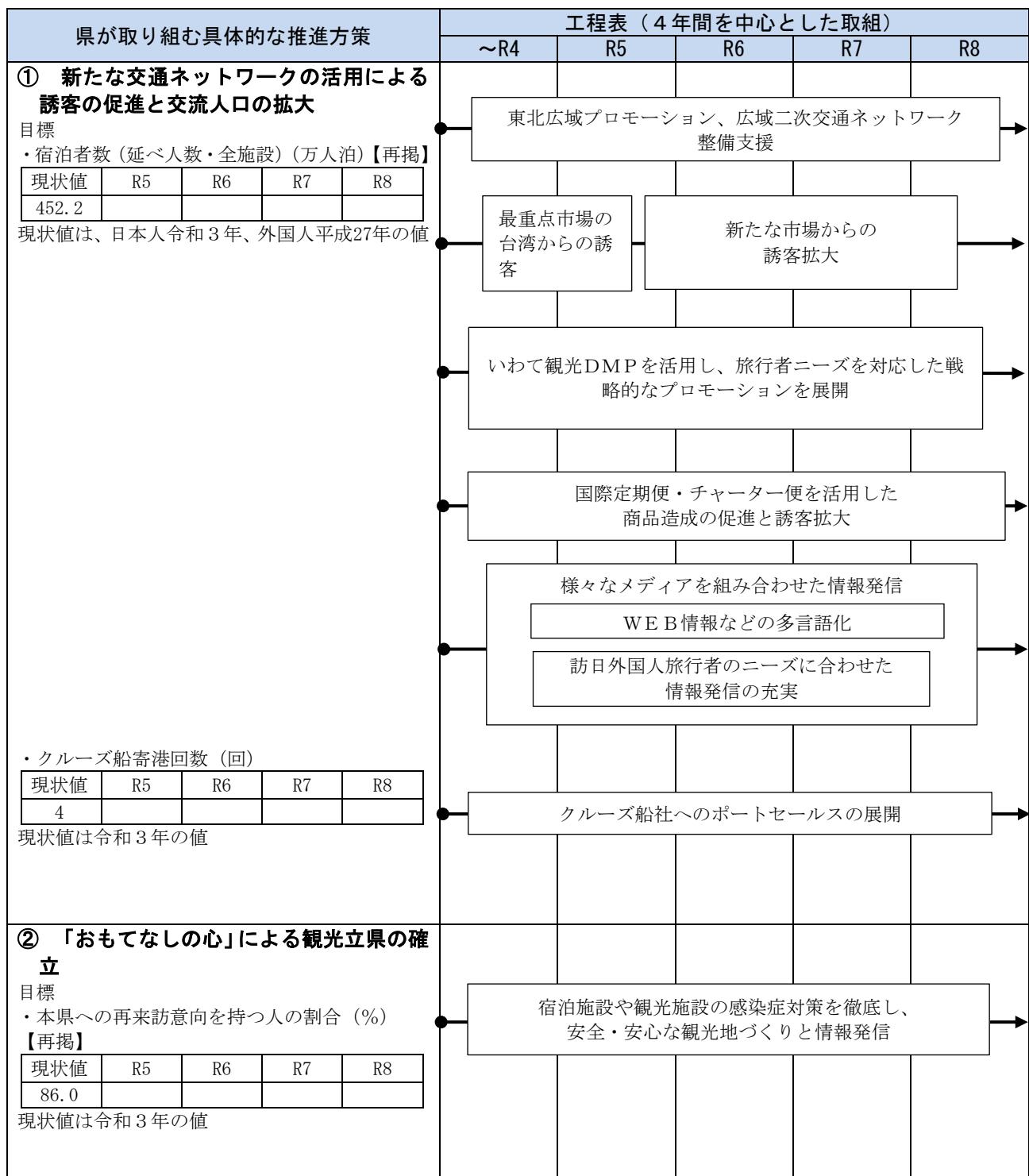
- ・ 復興道路の全線開通による新たな交通ネットワーク、道の駅やオートキャンプ場等の新たな観光コンテンツ、三陸の食、自然、体験などの観光資源を生かし、旅行商品の造成を促進します。
- ・ 東北各県と連携して、世界の各市場に対応したプロモーションを展開することにより、外国人観光客の東北全体への誘客を促進し、本県への入込み、宿泊者数の増加につなげます。
- ・ 三陸鉄道の復興のシンボルとしての認知度や地域の観光資源を活用した企画列車の運行など、県内外からの誘客に向けた魅力ある商品造成及び情報発信の強化に対する支援を行います。

- ・ 宮古盛岡横断道路の活用により、広域周遊観光や沿岸と内陸の相互交流を促進するため、酒蔵ツーリズムや教育旅行誘致に取り組みます。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催などの大型イベント、東北デスティネーションキャンペーンや北東北三県大型観光キャンペーンなどの経験を踏まえながら、観光コンテンツの活用や三陸の魅力の発信に取り組みます。
- ・ クルーズ船を含む外国からの海路を活用した旅行商品造成を促進します。
- ・ 観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港拡大を図るため、港湾所在市や協定先港湾等と連携したクルーズ船社へのポートセールスを展開するとともに、外国船社クルーズ船寄港時の円滑な受入に向けた関係者との情報共有・調整に取り組みます。
- ・ いわて花巻空港への空路を活用した県内全域を広く周遊し、長く滞在する旅行商品造成を促進します。
- ・ いわて花巻空港に国際定期便・チャーター便を就航している航空会社や、同空港を利用した旅行商品を造成・販売する旅行会社と連携したプロモーションを展開することにより、本県への誘客の拡大と、国際定期便等の利用促進を一体的に進めます。
- ・ 国内線の新たな需要の掘り起こしに向け、三陸鉄道などと連動した県内周遊商品による誘客促進や、企業・団体等によるビジネス利用の促進に取り組みます。
- ・ 国際線の需要の回復及び拡大に向け、官民一体となったプロモーションなどインバウンドの利用促進に取り組みます。
- ・ 国際線の運航再開、安定的な運行の維持、さらには、新規路線誘致を含めた運航拡大に向けて、就航先及び東アジアを中心とした地域の航空会社や旅行会社へ、積極的なエアポートセールスを展開します。

② 「おもてなしの心」による観光立県の確立 ☆

- ・ 宿泊・観光施設等におけるお客様の視点に立ったサービス向上を図るため、ホスピタリティ（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材の育成を支援します。
- ・ 世界中の旅行者に質の高い日本の観光サービスに関する情報を提供し、安心で快適な旅行を楽しんでもらえるよう岩手県観光協会と連携して、宿泊施設のサクラクオリティ⁴⁶認証取得を促進します。
- ・ 障がいのある人もない人も誰でも楽しむことのできる観光を推進するために観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン対応を促進します。

⁴⁶ サクラクオリティ：ホテルや旅館等の宿泊施設を中心とした観光品質認証制度。宿泊施設などの観光サービスの品質を第三者が評価し、その品質の高さを認証する仕組み。



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・観光等での県内の道路、港湾等の活用

(DMO)

- ・マーケティング人材の育成

- ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信

- ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり

- ・地域と連携した観光地域づくりの推進

- ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり

- ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ

- ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
- ・ＩＣＴを活用した周遊促進
- ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
- ・関連産業と連携した商品開発
- ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
- ・ＳＤＧｓの要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
- ・国内外からの誘客に向けた情報発信
(企業等)
 - ・マーケティング人材の育成
 - ・マーケティング結果を生かした商品開発、受入態勢整備、情報発信
 - ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
 - ・観光地へのアクセス向上のための二次交通の整備
 - ・マーケティング結果を生かした戦略的な商品販売
 - ・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備
 - ・体験型コンテンツの開発、磨き上げ
 - ・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画
 - ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
 - ・広域連携による周遊ルートの構築と広域周遊の促進
 - ・ワーケーションやブレジャー等の滞在型コンテンツの開発
 - ・質の高い旅行商品の造成
 - ・ＩＣＴを活用した周遊促進
 - ・世界中の旅行者に質の高い旅行を提供する宿泊施設のサクラクオリティ認証取得
 - ・感染症対策を徹底し、安心・安全な観光地づくり
 - ・地域の観光産業を持続的に発展させるための観光関連産業を担う人材の育成
 - ・震災学習コンテンツの磨き上げ
 - ・ＳＤＧｓの要素を取り入れた体験プログラムの商品造成や情報発信
 - ・国内外からの誘客に向けた情報発信
 - ・旅行者に満足してもらうための「おもてなし」の実践
 - ・事業者間の連携による新たな魅力の創出
 - ・多言語や多様な食習慣への対応、キャッシュレス決済の導入等による受入環境整備
 - ・いわて花巻空港の積極的な利用
 - ・県内の道路や港湾を活用した物流の効率化
 - ・観光等での県内の道路、港湾等の活用
- (市町村)
 - ・マーケティング人材の育成
 - ・登録DMO整備の設立・活動支援
 - ・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
 - ・地域と連携した観光地域づくりの推進
 - ・地域内の二次交通の整備促進
 - ・地域ぐるみでの「おもてなし」の推進
 - ・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
 - ・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
 - ・国内外からの誘客に向けた情報発信
 - ・地域住民の生活環境との調和を図った観光地づくりの推進
 - ・自然、温泉、歴史的建造物、民俗芸能等の観光資源の維持・保存

- ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承
- ・いわて花巻空港の積極的な利用
- ・県と連携したポートセールスの展開
(教育機関等)
- ・観光関連産業を担う人材の育成
- ・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の利用
- ・いわて花巻空港の積極的な利用
- ・留学生など在留外国人を活用した情報発信
- ・伝統文化の発信によるコンテンツの提供
- ・スポーツツーリズムにかかる連携強化
- ・震災からの復興の記憶と教訓の伝承

IV 未来のための伝承・発信

1 事実・教訓の伝承

多くの尊い命を奪った東日本大震災津波の悲しみを繰り返さないために、未曾有の大規模災害の事実や被災された方のこれまでの経験を踏まえた教訓を確実に伝承し、その教訓を防災文化の中で培っていきます。

また、東日本大震災津波の事実と教訓を世界中の人々と共有して震災津波の風化や関心の低下を防ぎ、自然災害に強い社会を実現することを目指します。

取組項目	主な取組内容
22 教訓を伝承する仕組みづくりを推進します	<p>① 東日本大震災津波伝承館を拠点とした事実・教訓の伝承の推進</p> <p>② 震災伝承施設等の周遊促進などを通じた事実・教訓の伝承の推進</p> <p>③ 震災津波関連資料の保存及び活用の促進</p>
23 防災・復興を支える人づくりを推進します	<p>① 「いわての復興教育」などの推進</p> <p>② 東日本大震災津波の教訓を踏まえた防災・震災伝承の担い手の育成</p>

主な取組内容

★：主に政策推進プランと連携して取り組む項目

取組項目NO. 22 教訓を伝承する仕組みづくりを推進します

① 東日本大震災津波伝承館を拠点とした事実・教訓の伝承の推進

- ・ 東日本大震災津波伝承館において、来館者への震災学習教材の配付や遠隔地からのオンライン見学の活用等により、展示内容の理解促進を図ります。
- ・ 東日本大震災津波伝承館において、県内外の震災伝承施設等と連携した企画展示を実施するとともに、企画展示と連動したセミナーを開催します。
- ・ 県内外の学校に対し、東日本大震災津波の事実と教訓の伝承を図るため、東日本大震災津波伝承館における教員現地研修会等の開催や、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致活動を展開します。
- ・ 県内外の大学と連携し、東日本大震災津波伝承館における効果的な伝承・発信を実施するとともに、防災文化の醸成と継承を図ります。
- ・ 海外津波博物館との交流機会を確保し、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承しながら、国内外の防災力向上に貢献します。

② 震災伝承施設等の周遊促進などを通じた事実・教訓の伝承の推進

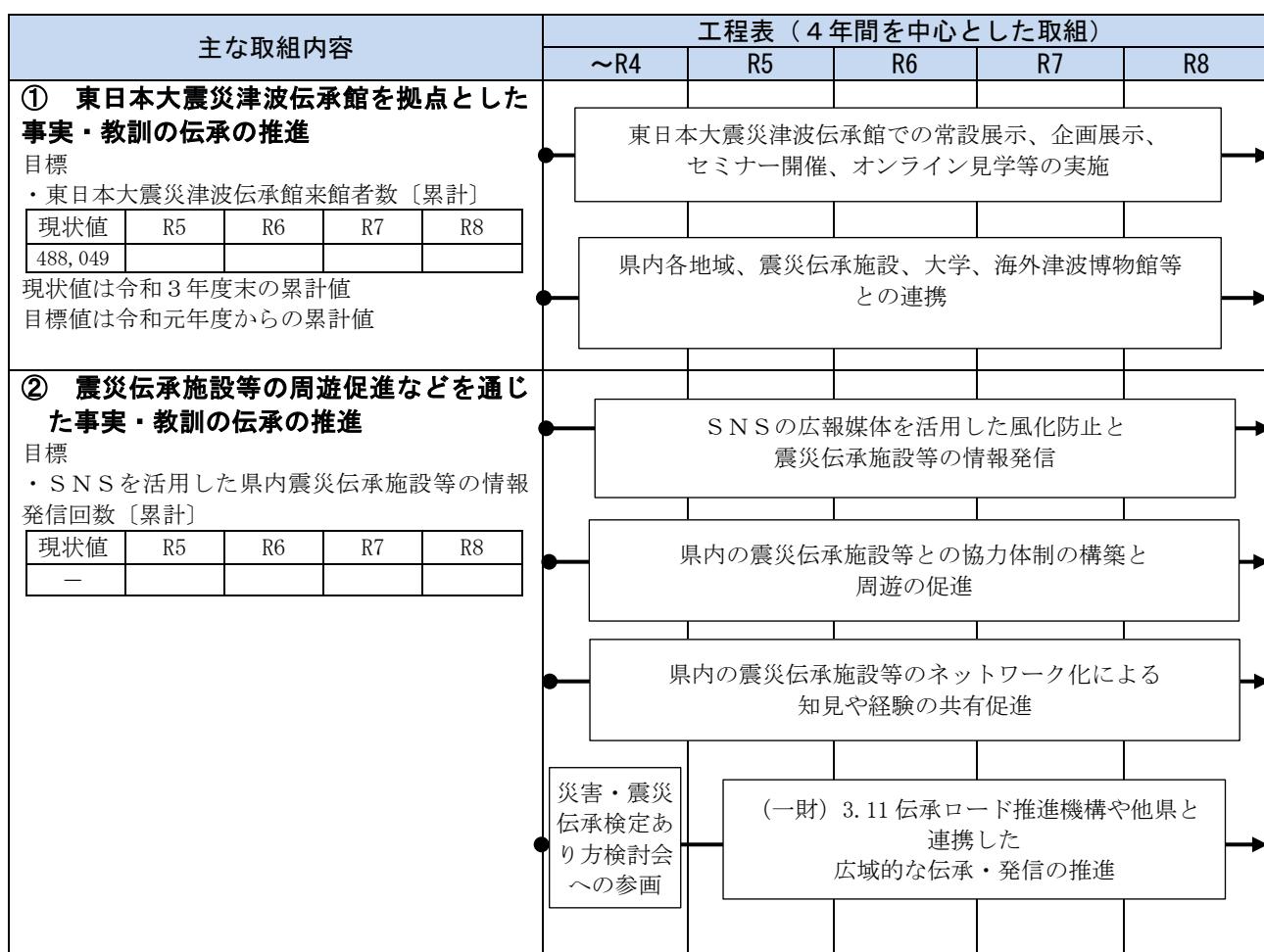
- ・ SNS等の広報媒体を活用し、東日本大震災津波の風化防止を図るとともに、県内の震災伝承施設等の情報発信に取り組みます。
- ・ 県内の震災伝承施設等との協力体制の構築による東日本大震災津波伝承館を拠点とした三

陸地域を周遊する機会の創出などを通じて、東日本大震災津波の事実・教訓の伝承に取り組みます。

- 復興に携わる多様な主体の知見や経験の共有を図るため、県内の震災伝承施設等のネットワーク化を推進します。
- 三陸地域を「防災を学習する場」として持続的に発展する地域とし、東日本大震災津波の記憶の風化防止や国内外の防災力向上に資する取組を進めます。
- (一財) 3.11 伝承ロード推進機構が主催する「災害・震災伝承検定あり方検討会」に参画し、関係機関と一体となった広域的な伝承・発信を推進します。

③ 震災津波関連資料の保存及び活用の促進

- 県をはじめ、国、市町村、民間団体等から収集した震災津波関連資料をインターネットで検索・閲覧できるアーカイブシステム「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の防災・教育等での活用を促進します。
- 県立図書館における震災津波関連資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等に関して、県民への啓発及び県内外への情報発信に資する拠点を目指します。



主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～R4	R5	R6	R7	R8										
③ 震災津波関連資料の保存及び活用の促進															
目標															
・「いわて震災津波アーカイブ～希望～」アクセス数															
<table border="1"> <tr> <td>現状値</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr> <tr> <td>219,539</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	219,539									
現状値	R5	R6	R7	R8											
219,539															
現状値は令和3年度単年の実績															

県以外の主体に期待される行動

(県民・N P O等)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
- ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画
- ・防災・安全意識の向上
- ・情報収集による課題解決

(団体・企業)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
- ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画

(市町村・市町村教育委員会)

- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波伝承館との連携・活用
- ・東日本大震災津波の事実や教訓の効果的な情報発信
- ・図書館資料の充実
- ・図書館と小・中学校との連携

取組項目NO. 23 防災・復興を支える人づくりを推進します

① 「いわての復興教育」などの推進（再掲）

- ・震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間や、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流に加えて、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・震災後の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラム及び副読本、絵本の効果的な活用や、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校で教科横断的な復興教育を推進します。
- ・児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた特色ある防災教育を取り組みます。
- ・児童生徒及び教職員の防災意識の啓発を図るため、県立野外活動センターにおいて、体験活動に加え、東日本大震災津波伝承館をはじめとした震災伝承施設や地域と連携した防災教

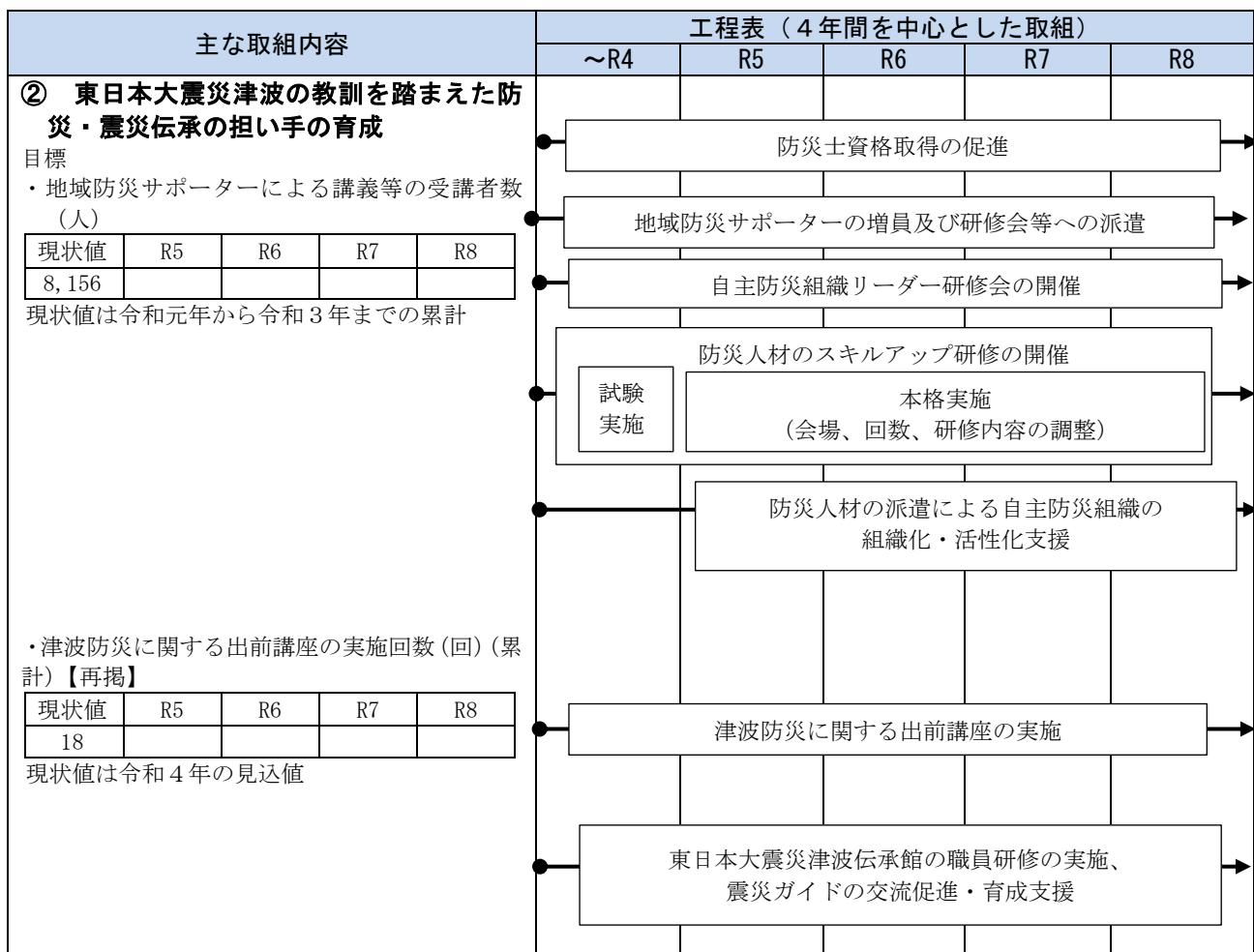
育など、各種研修プログラムの充実に取り組みます。

- ・ 地域で持続可能な社会づくりの担い手を育むため、ジオパークを活用し、防災教育等との関連を図りながら、大地の成り立ちや自然災害等についての理解を深める取組を推進します。
- ・ 水産業人材育成に係る教育環境の充実を図り、地域の担い手を育成します。
- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などを推進します。
- ・ 岩手の復興・発展を担う人材の育成を図るため、被災地の生徒一人ひとりの多様な進路実現に向けた取組や、地域等との連携・協働による「高校魅力化」の取組を推進します。
- ・ 特別支援学校高等部に在籍する生徒の実習先の確保や雇用の拡大を図るため、特別支援学校と企業との連携協議会の実施や、特別支援学校就労サポート制度の活用などの取組を推進します。

② 東日本大震災津波の教訓を踏まえた防災・震災伝承の担い手の育成

- ・ 自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修の開催等による中核人材の育成、防災人材のスキルアップ研修の実施、地域防災サポート制度を活用した活動支援などにより、自主防災組織の組織率の向上・活性化に取り組みます。
- ・ 大学等と連携して、防災教育の推進や地域コミュニティにおける防災人材の育成、県・市町村の防災担当職員等の資質向上に取り組みます。
- ・ 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を防災文化として醸成し継承していくため、小学校などでの津波防災に関する出前講座を実施します。
- ・ 東日本大震災津波伝承館における職員研修の実施等により、解説員の育成に取り組むとともに、県内各地の震災ガイドの交流促進や育成支援を行います。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～R4	R5	R6	R7	R8																				
① 「いわての復興教育」などの推進																									
目標																									
・自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合（%）【再掲】																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小72</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中53</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>高45</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	小72					中53					高45									
現状値	R5	R6	R7	R8																					
小72																									
中53																									
高45																									
現状値は令和3年の値																									
いわての復興教育スクールの実施、充実																									
内陸部と沿岸部の学校の交流																									
異校種間の交流																									
地域と連携した「いわての復興教育」プログラムの実践																									
副読本の活用による教科横断的な復興教育の推進																									
児童生徒による実践発表会の開催																									
「いわての復興教育」や総合的な学習（探究）の時間等を活用した、地域を探究する学びの推進																									
地域産業や伝統産業を理解する学びの推進																									
地域、地元産業界等との連携体制の構築・充実																									
学校安全教育、防災教育の充実																									
体験活動による防災意識の啓発																									
近隣地域の震災復興関連施設と連携した防災教育の提供																									
水産業人材育成に係る教育環境の充実																									
生徒一人ひとりの多様な進路実現の取組の推進																									
「高校魅力化」の取組の推進																									
特別支援学校と企業との連携の推進																									
講演会・学習会への講師派遣・運営への助言																									
・ジオパーク学習会等の参加者数（人）【累計】 【再掲】																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,701</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	現状値	R5	R6	R7	R8	1,701																			
現状値	R5	R6	R7	R8																					
1,701																									
現状値は令和3年単年の実績値、目標値は令和5年からの累計																									



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・学校が行う復興教育の取組成果発表会や実践的な安全学習への参画
- ・学校が行うキャリア教育の取組への参加・協力
- ・防災に関する体験活動への参加
- ・地域の防災活動への参画

(団体・企業)

- ・学校と連携したキャリア教育の取組支援
- ・インターンシップの受入れ
- ・防災に関する体験活動への協力
- ・特別支援学校高等部生徒の就労促進のための学校と企業との連携協議会や技能認定制度への協力
- ・地域の防災活動への参画
- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための人材育成の取組

(市町村)

- ・地域防災組織の育成強化
- ・東日本大震災津波の事実や教訓を後世に伝承するための人材育成の取組

(市町村教育委員会)

- ・学校における「いわての復興教育」の取組支援
- ・地域と連携したキャリア教育や、実践的な安全学習、地域を探究する学習等の支援

(家庭・地域等)

- ・防災に関する体験活動への協力

(学校)

- ・学校間や地域と連携した復興教育の実施
- ・「いわての復興教育」の取組成果の発表
- ・「いわての復興教育」副読本を活用した効果的な授業の実践
- ・地域と連携した実践的な安全学習等の実施
- ・地域を探究する学習等の実施
- ・職場体験やインターンシップ、企業見学会、学校を会場とした企業説明会の実施
- ・震災・防災に関する教職員向け研修会の実施
- ・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進

(社会教育施設)

- ・防災に関する体験活動への協力
- ・復興・防災に関する学びの場の提供

IV 未来のための伝承・発信



2 復興情報発信

復興の取組を契機としたつながりを強め、将来にわたって復興への理解を深めながら、継続的な支援や多様な主体の復興への参画を促進していくため、交流人口や岩手ファンの拡大につながる三陸地域の多様な魅力や復興の姿を国内外に積極的に発信していきます。

取組項目	主な取組内容
24 復興の姿を重層的に発信します	① より良い復興に向かって取り組む岩手の姿の発信

主な取組内容

取組項目NO. 24 復興の姿を重層的に発信します

① より良い復興に向かって取り組む岩手の姿の発信

- ・ 多様な主体が参画するフォーラムの開催等を通じた県内外への復興の姿の発信に取り組みます。
- ・ SNS等の広報媒体を活用し、東日本大震災津波の風化防止を図るとともに、県内の震災伝承施設等の情報発信に取り組みます。
- ・ 記憶と教訓の伝承や復興への継続的な支援につなげるため、多様な広報媒体や広報手法を活用し、「復興の歩みを進める岩手の姿」や「岩手の魅力」を発信します。
- ・ 三陸地域の多様な魅力を発信するため、高田松原津波復興祈念公園、東日本大震災津波伝承館等の震災伝承施設、被災体験の語り部、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信します。
- ・ 東日本大震災津波への支援に対する感謝の気持ちを発信するため、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした国内外との絆や支援のつながりを生かした文化芸術の取組を展開します。
- ・ 東日本大震災津波伝承館において、復興支援への感謝と復興の姿を発信します。また、県内外の震災伝承施設等と連携した三陸地域の多様な魅力の発信を通じて、伝承館への来館を契機とした三陸地域への周遊を促進します。
- ・ 東日本大震災津波伝承館を拠点として、三陸鉄道を活用した防災ツーリズムを実施するなど、三陸地域全体を「防災を学習する場」としながら、交流人口の拡大を図ります。
- ・ (一財) 3.11 伝承ロード推進機構が主催する「三陸沿岸道路エリア活性化検討会」に参画し、各地の震災伝承施設と観光資源を融合させた周遊プログラムの開発など、三陸地域の新たな交流人口の創出を図ります。

主な取組内容	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① より良い復興に向かって取り組む岩手の姿の発信					
目標	フォーラム等の開催を通じた復興の姿の発信				
・県内のフォーラム等の参加者数（オンライン等を含む）（人）	S N S 等の広報媒体を活用した風化防止と震災伝承施設等の情報発信				
現状値 843	復興情報発信動画の制作・配信				
現状値は令和3年度の実績値	東日本大震災津波伝承館来館者への情報発信を通じた三陸地域への周遊促進				
・岩手県公式動画チャンネル（YouTube）において配信した復興情報発信動画の視聴回数（1本当たり）	三陸沿岸道路エリア活性化検討会への参画				
現状値 12.1万回					
※現状値は、令和元～令和3年度に制作した復興情報発信動画の視聴回数の平均値					

県以外の主体に期待される行動

- (県民・N P O等)
 - ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画
 - ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
- (団体・企業)
 - ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画
 - ・東日本大震災津波伝承館への来館及び県内の震災伝承施設等への周遊
 - ・東日本大震災津波伝承館及び県内の震災伝承施設等を周遊する旅行商品等の造成
- (市町村)
 - ・東日本大震災津波伝承館との連携・活用
 - ・東日本大震災津波からの復興の姿の効果的な情報発信